

[表紙]

平成30年度「人にやさしい福祉のまちづくり」啓発ポスター
小学生部門：金賞 宮崎市立西池小学校3年 甲斐 一源さんの作品

《作品に込めた作者の思い》

目や耳の不自由な人やおじいちゃん、おばあちゃんみんなが幸せになるとい
いなと思ってこの作品をかきました。

ご あ い さ つ

本県においては、これまで、障がい者施策の基本計画として、平成13年2月に「宮崎県障害者計画」を策定し、その後、「みやざき障がい者安心プラン」（平成19年3月策定）、「宮崎県障がい者計画」（平成26年3月策定）に沿って、「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域でともに生きる社会づくり」を基本目標に、障がい者の自立支援や社会参加の推進、障がいの特性に応じた福祉・保健・医療の充実に向けた、様々な取組を進めてきました。

今後とも、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくりに向けて、福祉・保健・医療分野だけに限らず、県民の皆様一人一人、そして、あらゆる主体が連携を図りながら、課題解決に向けた取組を共に進めて行くことが必要であることから、平成31年4月から5年間の新たな計画を策定しました。

本計画の策定に当たっては、障がいのある方やその家族を対象としたアンケート調査、障がい者関係団体からの意見聴取、パブリックコメント等を通じて、広く県民の皆様から御意見をお伺いし、本県の障がい者施策の基本的考え方や方向性を検討してまいりました。

本計画では、これまでの計画の理念や取組を継承しつつ、誰もが地域社会の一員として、お互いを理解し、支え合い、自立・活躍できる地域社会の実現を目指して、物理的障壁の除去や心のバリアフリーなどの「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」、地域を支える限られた人材の活用・連携などの「地域資源の有効活用・分野横断的な連携による支援」、障がいの特性等に応じた多様性への対応・支援などの「社会生活の充実及び障がいの特性等に応じた多様な自立の支援」、地域における防犯・防災の取組や医療的ケアの充実などの「安全・安心で充実した生活環境の確保」といった4つの新たな視点を基軸として施策を展開していくこととしております。

今後は、本計画に基づき、国、市町村はもとより、団体や事業者、県民の皆様とも連携しながら、施策の一層の推進に努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定にあたり、宮崎県障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様から貴重な御意見をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成31年3月

宮崎県知事 河野 俊嗣

◎ はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の対象	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2

第1章 総論

1	障がい者の現状	3
2	基本目標等	7
3	推進体制	10
4	施策の体系	14

第2章 各論

第1節 啓発・広報

1	差別の解消及び権利擁護の推進	15
2	啓発・広報活動の推進	18

第2節 生活支援

1	地域における相談支援の充実	19
2	在宅サービス等の充実	21
3	スポーツ、文化芸術活動の振興	29
4	福祉用具の普及促進と利用支援等	33

第3節 教育・育成

1	障がい児支援・育成施策の充実	34
2	インクルーシブ教育システム（障がい者を包容する教育制度）の構築	40
3	教育指導の充実	45
4	教育環境の整備	47

第4節 保健・医療

- | | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、治療の推進 | 49 |
| 2 | 医療サービスの充実 | 51 |
| 3 | 精神保健対策の推進 | 54 |
| 4 | 難病患者等への施策の推進 | 59 |
| 5 | 福祉・保健・介護・医療の連携 | 60 |

第5節 雇用・就業、経済的自立の支援

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 一般就労支援施策の充実 | 62 |
| 2 | 一般就労が困難な障がい者への就労支援 | 66 |
| 3 | 経済的自立の支援 | 67 |

第6節 情報・コミュニケーション

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 意思疎通支援の充実 | 68 |
| 2 | 情報取得・利用のしやすさの推進 | 70 |
| 3 | 情報提供の充実 | 72 |

第7節 生活・環境

- | | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 人にやさしい福祉のまちづくり | 73 |
| 2 | 宿泊施設等のアクセシビリティ向上 | 79 |
| 3 | 防災・防犯対策等の充実 | 79 |

第8節 福祉を支える人づくり

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 専門職種の養成・確保 | 84 |
| 2 | NPO・ボランティア活動の推進 | 86 |

第9節 行政サービス等における配慮

- | | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等 | 88 |
| 2 | 選挙等における配慮等 | 89 |
| 3 | 司法手続等における配慮等 | 90 |

[別表]第4次宮崎県障がい者計画に係る成果目標 91

(参考資料)

◎ はじめに

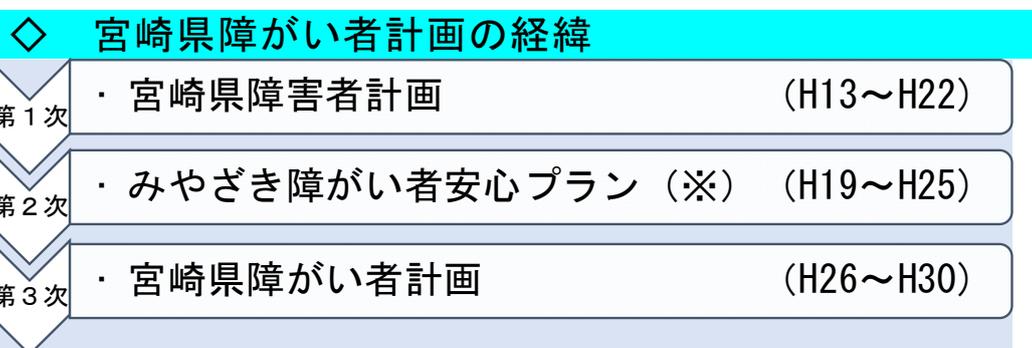
1 計画策定の趣旨

本県においては、障がい者施策の基本計画である「みやざき障がい者安心プラン（宮崎県障害者計画）」（平成19年3月）、「宮崎県障がい者計画」（平成26年3月）を策定し「障がいのある人が安全で安心して元気に暮らせる社会の創造」を基本目標に、ノーマライゼーションの理念の下、各種施策を推進してまいりました。

この間、国では、平成19年に署名した国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた障害者基本法の改正をはじめ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の制定、「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）への改正など、各種の国内法の整備が行われ、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化してきました。

さらに、平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立や障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成28年4月から施行されています。

県では、こうした状況の変化に的確に対応するとともに、「宮崎県障がい者計画」が平成30年度末をもって計画期間の終了を迎えることを踏まえ、本県における障がい者施策の一層の推進を図るため、その基本となる新しい計画を策定するものです。



※ 平成17年6月に障害者基本法が改定され、平成17年10月に障害者自立支援法が制定されたため、期間途中での策定。

2 計画の対象

この計画の対象とする障がいのある人とは、障害者基本法の規定に基づき、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のみではなく、発達障がいのある人、高次脳機能障がい、難病患者など心身の機能の障がいがある方であって日常生活や社会生活で継続して相当な制限を受けている全ての人を対象としています。

障害者基本法第2条

- 一 障害者 身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

3 計画の位置づけ

- (1) 県が障害者基本法第11条第2項の規定に基づき策定する都道府県障害者計画であり、本県における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画とします。
- (2) 「未来みやざき創造プラン」（宮崎県総合計画）の部門別計画の一つとして、障がいのある人のための施策を推進する計画を策定します。
- (3) 市町村が障がい者施策を推進する上での基本的方向を示すとともに、障がい者を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画とします。

4 計画の期間

この計画の期間は、障がい福祉制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、2019年4月から2024年3月までの5年間とします。

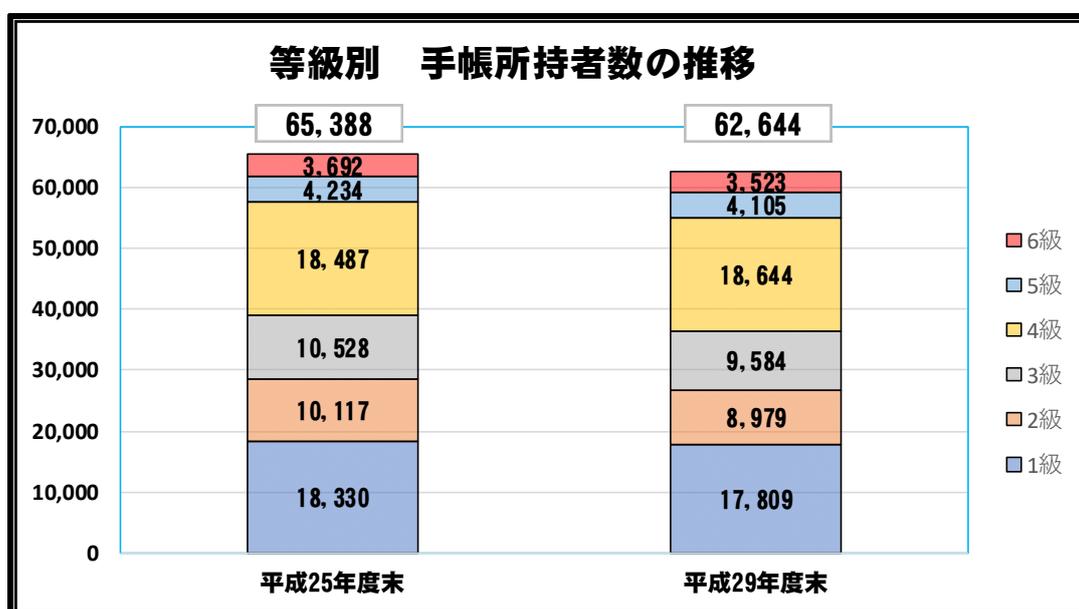
第1章 総論

1 障がい者の現状

(1) 身体障がい者

本県における身体障害者手帳交付者数は、平成29年度末現在で62,644人で、これを人口千人当たりの人数で見ると、58.0人となります。

また、前回計画策定時点（平成25年度末65,388人）と比較して4.2%減となっています。



身体障がい者を等級別で見ると、平成29年度末現在で、重度の身体障がい者（1級・2級）が42.8%となっています。

重度の身体障がい者は、前回計画策定時点（平成25年度末43.5%）と比較して0.7ポイント減となっています。

年齢別で見ると、平成29年度末現在で、18歳未満が1.5%、18歳以上65歳未満が23.9%、65歳以上が74.5%となっており、障がいのある高齢者の割合が大きくなっています。

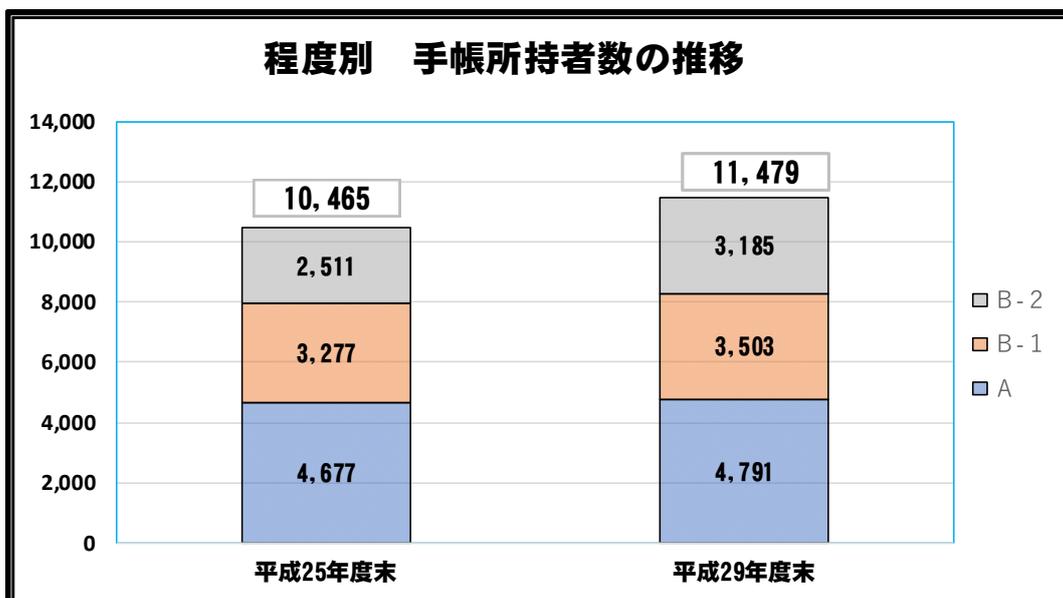
主たる障がい種別で見ると、平成29年度末現在で、肢体不自由が51.5%、内部障がいが33.3%、聴覚・平衡機能障がいが7.9%、視覚障がい6.1%、音声・言語・そしゃく機能障がい1.1%の順となっています。

なお、前回計画策定時点（平成25年度末）では、肢体不自由が53.4%、内部障がいが31.1%、視覚障がいが6.8%、聴覚・平衡機能障がいが7.6%、音声・言語・そしゃく機能障がいが1.1%の順となっています。

(2) 知的障がい者

本県における療育手帳交付者数は、平成29年度末現在で11,479人で、これを人口千人当たりの人数で見ると、10.6人となります。

また、前回計画策定時点（平成25年度末10,465人）と比較して9.7%増となっています。



知的障がい者を程度別で見ると、平成29年度末現在で、重度の知的障がい者（A）が41.7%となっており、約4割を占めています。

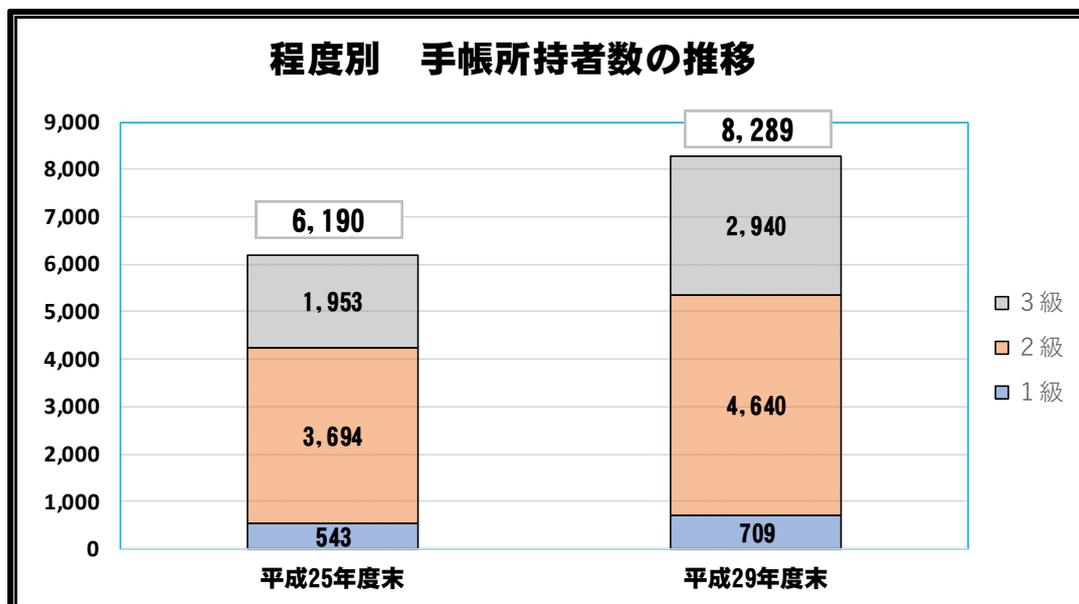
また、前回計画策定時点（平成25年度末44.7%）と比較して3ポイント減となっていますが、人数で見ると114人増（4,677人→4,791人）となっています。

年齢別で見ると、平成29年度末現在で、18歳未満が20.0%、18歳以上65歳未満が67.9%、65歳以上が12.1%となっています。

(3) 精神障がい者

本県における精神障害者保健福祉手帳交付者数は、平成29年度末現在で8,289人で、これを人口千人当たりの人数で見ると、7.7人となります。

また、前回計画策定時点（平成25年度末6,190人）と比較して34.0%増となっています。



精神障がい者を程度別で見ると、平成29年度末現在で、中度の精神障がい者（2級）が56.0%となっており、全体の半数以上を占めています。

また、前回計画策定時点（平成25年度末59.7%）と比較して3.7ポイント減となっていますが、人数で見ると946人増（3,694人→4,640人）となっています。

年齢別で見ると、平成29年度末現在で、18歳未満が2.7%、18歳以上65歳未満が80.4%、65歳以上が16.9%となっています。

(4) 重症心身障がい児（者）、医療的ケア児

本県における重症心身障がい児（者）数は明らかになっていませんが、各児童相談所で把握している在宅重症心身障がい児（者）数は平成29年度末現在で453人、平成30年4月当初の医療型障害児入所施設に入所している重症心身障がい児（者）数は、252名となっています。

また、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児が増加しています。

医療的ケア児数は、平成28年10月現在、全国17,058人に対し、本県では185人と推計されています。（平成29年度厚生労働科学研究補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」報告書より）

(5) 難病患者

本県における特定医療費（指定難病）受給者証交付者数は、平成29年度末現在で8,309人で、これを人口千人当たりの人数で見ると、7.7人となります。

また、前回計画策定時点（平成25年度末8,619人）と比較して3.6%減となっています。

(6) 発達障がい者

本県における発達障がい者数は明らかになっていませんが、文部科学省が平成24年に実施した全国調査では、調査した児童のうち、学習面又は行動面で著しい困難を示し特別な支援を要する児童は6.5%程度であるとされています。

なお、平成29年度の宮崎県発達障害者支援センターにおける支援実績は、発達支援が1,214人、就労支援が230人となっております。

2 基本目標等

(1) 基本目標

『障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり』

～ 誰もが地域社会の一員として、お互いを理解し、支え合い、
自立・活躍できる地域社会の実現を目指して ～

宮崎県では、平成23年に策定した県総合計画「未来みやざき創造プラン」において、くらしの分野では、「安全・安心で心ゆたかに暮らせる社会」を、目指す将来像としています。

「未来みやざき創造プラン」に基づくこの計画においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として、人情味にあふれ、ぬくもりのある県民性を生かしてお互いに人格と個性を尊重し合い、身近な地域でともに支え合いながら、心ゆたかに生活できる社会づくりの実現に向けて、障がい者施策の総合的な取組を推進します。

(2) 施策の基本方向

① 自己決定に基づく社会参加を可能とする支援の充実

障がいのある人が、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する主体として、地域で生活するためには、可能な限り、社会に存在するバリア（社会的障壁）を除去するとともに、手話を含めた言語などの意思疎通のための手段や情報の取得・利用のための手段についての選択の機会を確保することが必要です。

このため、必要な環境を整備するとともに、担い手となる人材を育成するなどの取組を行います。

② 障がいの特性及び障がい者の生活実態等に応じた福祉・保健・介護・医療サービスの充実

障がいのある人が地域でともに生活するためには、障がいの特性及び障がい者の生活実態等に応じたさまざまなニーズに適切に対応することが必要であります。

このため、障がいのある人が自らの選択により、身近な地域で適切なサービスを受けることができるよう、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、全ての障がいのある人に対して、ゆたかな地域生活の実現に向けた環境の推進に努めます。

(3) 施策推進の視点

① 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのあるなしによって分け隔てられることなく全ての人々が、相互に理解を深め、支え合う共生社会を実現するためには、交流・協同の促進により相互理解を深めていくことが重要であります。

このため、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がいの有無にかかわらず社会参加を可能とする環境整備を図ります。

また、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や虐待防止の取組などの障がい者の権利を擁護する取組について、国や市町村、関係団体をはじめ様々な主体との連携を図りつつ、障がい者差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

② 地域資源の有効活用・分野横断的な連携による支援

障がいのある人が、身近な地域で安心してともに生活するためには、限られた地域社会の資源を有効活用した、総合的な支援体制を構築する必要があります。

このため、相談支援体制の整備や在宅サービスの充実、日常生活又は社会生活に必要な情報の提供など、地域の関係機関とも連携した市町村を中心とする支援体制の整備を促進し、地域ごとのサービス格差の是正を行います。

また、地域の医療機関や 地域住民、NPO・ボランティア団体などの地域社会にある既存資源の分野横断的な連携を図ることにより、きめ細かな支援体制の整備に努めます。

③ 社会生活の充実及び障がいの特性等に応じた多様な自立の支援

社会を構成する一員として、障がいのある人が、その適性と能力に応じて就労し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される必要があります。そのために、これまでも継続してさまざまな施策に取り組んできました。

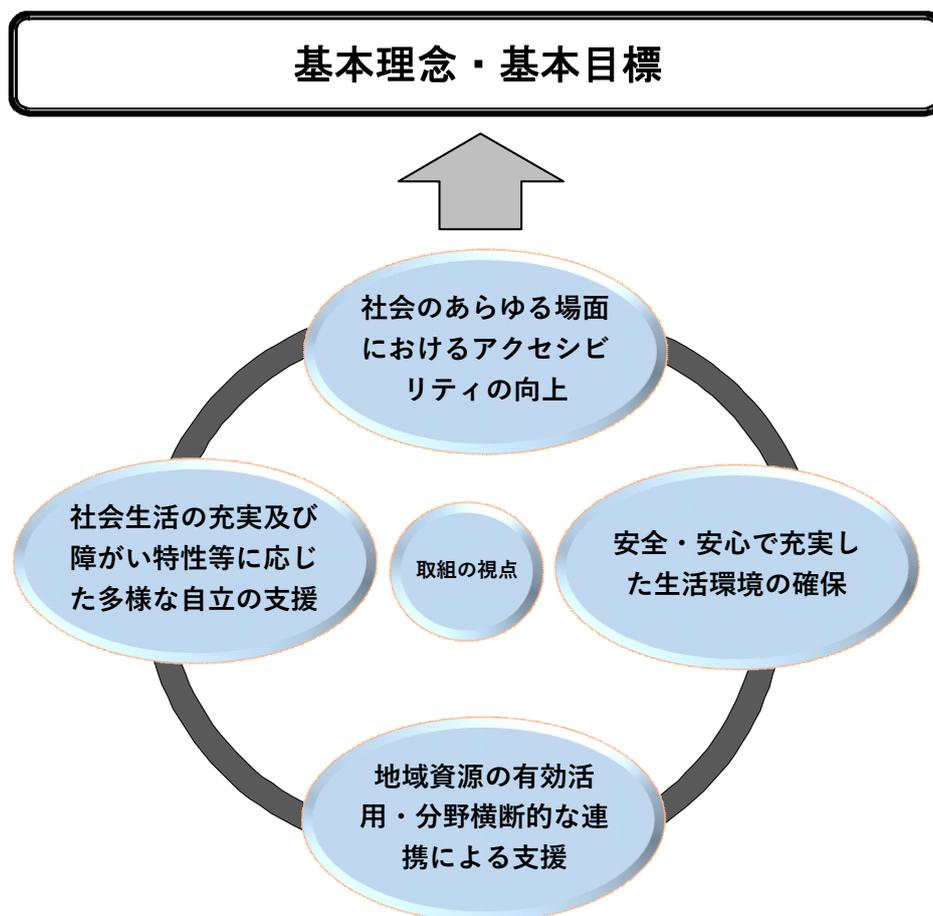
今後はさらに社会生活の充実を図るために、手話を含めた言語、その他の

意思疎通のための手段や、情報の取得・利用のための手段についての選択の機会が図られるよう各種施策に取り組むとともに、障がいの特性等に応じた多様な自立の支援を可能とする環境の整備や支援体制の構築に取り組みます。

④ 安全・安心で充実した生活環境の確保

障がいのある人が、地域で安全・安心で充実した生活を営むためには、医療的ケアを含めた重度・高齢化への対応や発達障がい、高次脳機能障がい、難病など多様な障がいにも対応できる地域の支援体制の基盤づくりが重要であります。

このため、さまざまな障がいのある人が、個々人の個性を活かしながら、身近な地域でともに充実した生活ができるよう、福祉・保健・介護・医療・教育などの関係機関と連携し、障害福祉サービス等の充実や支援体制の整備を図ります。



3 推進体制

(1) 国・県・市町村・団体・事業者・県民の役割分担

障がい者が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域とともに生きる社会をつくるためには、各関係機関がそれぞれの役割と責務を認識し、相互に連携・協力しながら、総合的に取組を推進することが必要です。

- ① 国・県・市町村の行政機関においては、障がい者が「安全・安心で心ゆたかに暮らせる社会」を実現するために、それぞれの役割に応じた公的サービスを提供し、緊密に連携を取ることが必要です。
- ② 障がい者団体やNPO・ボランティア団体等においては、障がい者が身近な地域とともに生活できるよう、障がい者への情報提供や日常生活又は社会生活におけるきめ細かな支援、また、社会参加の機会の確保を図ることが求められています。
- ③ 事業者においては、質の高い障害福祉サービス等の提供を民間の立場から実現するとともに、障がい者の就労機会の確保や多くの県民が利用する公共的な施設におけるバリアフリーをはじめとした合理的配慮など、社会的な責任を担うことが求められています。
- ④ 県民においては、人情味にあふれ、ぬくもりのある県民性のもと、一人一人が思いやりの心を持って、障がい者への理解や認識、関心を深めることが求められています。

(2) 障がい保健福祉圏域

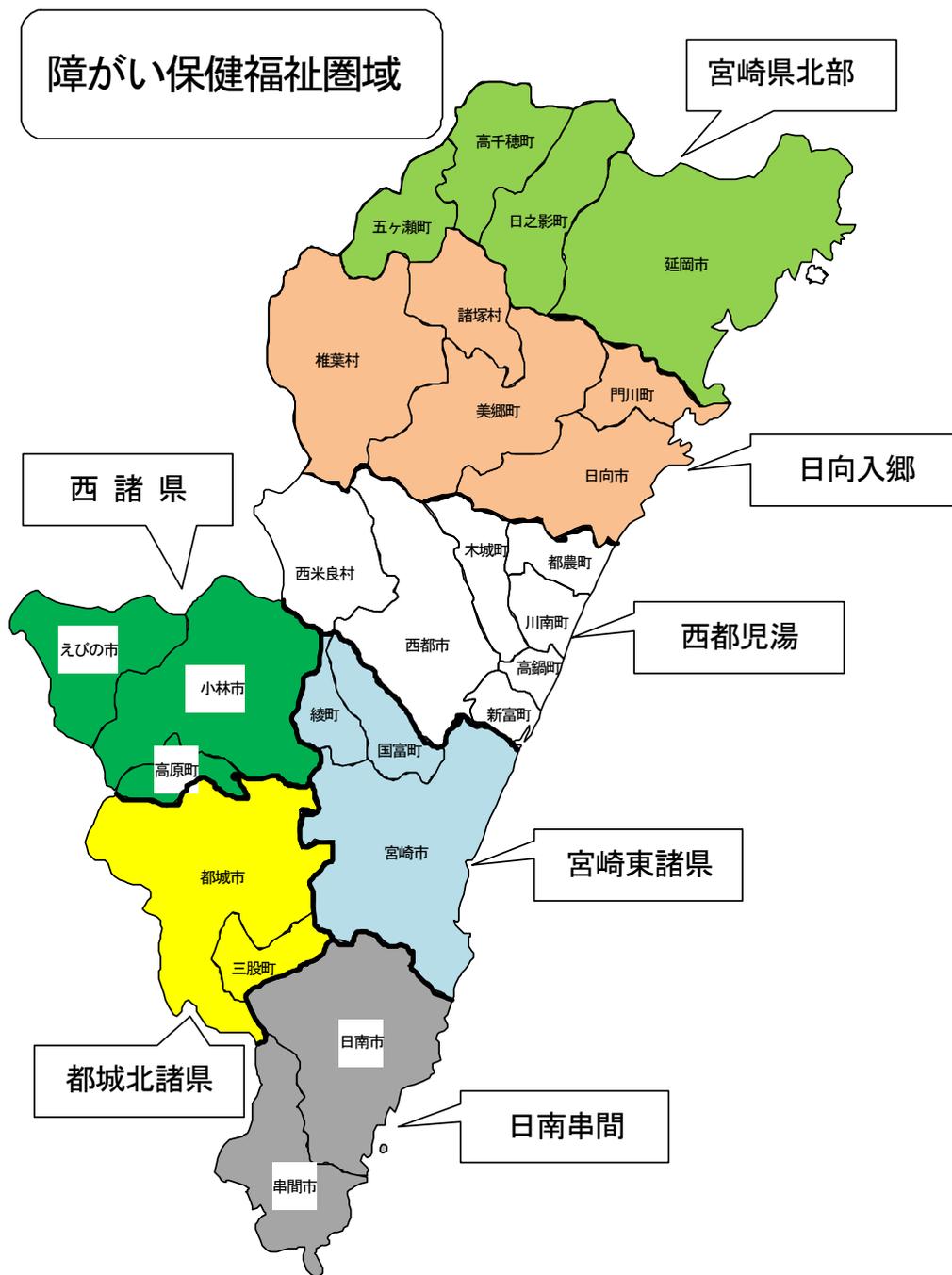
障がい者施策の推進に当たっては、各市町村の人口規模や地域の社会資源などに偏りがあるととも、障がいの種別によっても対応が異なることから、一つの市町村での対応が困難な場合においては、広域的に対応した方が効果的なものもあります。

このため、今回のこの計画においても、複数市町村を含む広域圏域を地域単位とし、その設定に当たっては、前計画及び宮崎県障がい福祉計画の圏域、二次医療圏や県の出先機関の担当区域などを総合的に考慮して、引き続き次の7圏域とします。

障がいのある人の誰もが、身近な地域でともに生活し、必要な支援が受けられるよう、また、各圏域ごとに個々の事業所及び施設がバランス良く配置されるよう支援体制の整備に努めます。

◎障がい保健福祉圏域

障がい保健福祉圏域	市 町 村	人 口 (人) (平成30年4月1日現在)
宮崎東諸県 1市2町	宮崎市、国富町、綾町	424,431
日南串間 2市	日南市、串間市	69,760
都城北諸県 1市1町	都城市、三股町	187,075
西 諸 県 2市1町	小林市、えびの市、高原町	71,870
西 都 児 湯 1市5町1村	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、 木城町、川南町、都農町	98,658
日 向 入 郷 1市2町2村	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、 美郷町	87,610
宮崎県北部 1市3町	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬 町	140,687
計 (7圏域、26市町村「9市 14町 3村」)		1,080,091



(3) 宮崎県障害者施策推進協議会での進捗管理等

関係行政機関の職員、学識経験者、障がい者並びに障がい者の自立及び社会参加に関する事業の従事者で構成された「宮崎県障害者施策推進協議会」に計画の進捗状況を報告し、施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議した上で、当協議会から提示された意見を踏まえ、計画の効果的な推進に努めます。

計画の進捗状況の確認に当たっては、計画の策定にあわせて設定する成果目標の数値を参考にすることにより定量的な視点からの把握に努めます。

4 施策の体系

この計画では、次の分野に施策を区分し、それぞれの施策ごとに現状と課題、施策の方向性を示しています。

第1節 啓発・広報

- 1 差別の解消及び権利擁護の推進
- 2 啓発・広報活動の推進

第2節 生活支援

- 1 地域における相談支援の充実
- 2 在宅サービス等の充実
- 3 スポーツ、文化芸術活動の振興
- 4 福祉用具の普及促進と利用者支援等

第3節 教育・育成

- 1 障がい児支援・育成施策の充実
- 2 インクルーシブ教育システム（障がい者を包容する教育制度）の構築
- 3 教育指導の充実
- 4 教育環境の整備

第4節 保健・医療

- 1 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、治療の推進
- 2 医療サービスの充実
- 3 精神保健対策の推進
- 4 難病患者等への施策の推進
- 5 福祉・保健・介護・医療の連携

第5節 雇用・就業、経済的自立の支援

- 1 一般就労支援施策の充実
- 2 一般就労が困難な障がい者への就労支援
- 3 経済的自立の支援

第6節 情報・コミュニケーション

- 1 意思疎通支援の充実
- 2 情報取得・利用のしやすさの推進
- 3 情報提供の充実

第7節 生活・環境

- 1 人にやさしい福祉のまちづくり
- 2 宿泊施設等のアクセシビリティ向上
- 3 防災・防犯対策等の充実

第8節 福祉を支える人づくり

- 1 専門職種の養成・確保
- 2 NPO・ボランティア活動の推進

第9節 行政サービス等における配慮

- 1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- 2 選挙等における配慮等
- 3 司法手続等における配慮等

第2章 各論

第1節 啓発・広報

1 差別の解消及び権利擁護の推進

【現状と課題】

- ・ 平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例を施行し、障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を講じています。
- ・ 同条例に基づき、情報の共有や施策の推進を図る「宮崎県障がい者差別解消支援協議会」の設置運営や、障がい者の差別に関する相談窓口の設置運営、相談窓口研修会の開催や様々な啓発活動を行っているところであり、障がいを理由とする差別の解消や県民への理解の一層の促進のため、今後も啓発・広報等の取組が必要です。
- ・ 障がい者虐待については、障害者虐待防止法において、「障害者の尊厳を害するもの」と規定され、いかなる理由でもその行為が許されるものではありません。しかしながら、平成24年10月に障害者虐待防止法の施行以降、本県でも、養護者・障がい者福祉施設従事者・使用者による障がい者への虐待は毎年確認されている状況です。虐待の未然の防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援と併せて、虐待した養護者に対する支援を行うなど、障がい者への権利擁護の取組も必要です。
- ・ 意思決定能力や契約締結能力が十分でない障がい者の権利擁護の取組として、日常生活自立支援事業や、成年後見制度が設けられています。これらの制度利用者数は、増加傾向にあり、制度の周知及び利用促進が図られているものの、取組を更に推進することで支援体制の整備・強化に努める必要があります。
- ・ 障がい者が良質な福祉サービスを気軽に受けられるよう、サービス提供事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えることができる環境や、サービス提供事業者がサービス利用者である障がい者の立場に立って、良質かつ適切なサービスを提供していく環境を整備していく必要があります。

【施策の方向性】

① 障がい者を理由とする差別の解消の推進

- ・ 障がい者を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行います。
- ・ 障がい者及びその家族等からの障がい者を理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障がい者を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、県障害者社会参加推進センターに設置する相談窓口の相談、広報・啓発機能の強化・充実に努めます。
- ・ 地域において障がい者を理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するため、関係機関から構成される「宮崎県障がい者差別解消支援協議会」の適切な運用を図ります。

② 権利擁護制度等の活用促進

- ・ 障害者虐待防止法第36条に基づき設置している宮崎県障がい者権利擁護センターにおいて、市町村障がい者虐待防止センターや宮崎労働局及び宮崎県警察等の行政機関や宮崎県弁護士会、宮崎県社会福祉士会等の職能団体等、関係団体・関係者と連携を図りながら、障がい者の虐待防止や権利擁護に取り組めます。
- ・ 障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施し、障がい者福祉施設等の職員及び市町村職員の理解促進及び専門性を強化するとともに、県民への広報・啓発活動を促進します。
- ・ 障がい者虐待が発生した場合、障害者虐待防止法及び障害者虐待対応マニュアルに即して、迅速な対応に努めます。その際には、市町村や宮崎県警察、宮崎労働局とも適宜連携を図り、適確な対応を行います。また、被虐待者が複数の市町村にまたがる場合、県外の場合などには、必要な調整・協力を行います。
- ・ 日常生活自立支援事業、いわゆる「あんしんサポートセンター」や成年後見制度の利用を必要とする方の本人の状態や生活状況に配慮した適切な支援のもとに利用が促進されるよう障がい者にとって最も身近な行政機関である市町村における地域での体制づくりを促進すると

ともに、必要な調整・協力を行います。

- ・ 社会福祉法第83条に基づき宮崎県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業の普及や、施設におけるサービスの内容や提供体制等について、利用者の視点で評価を行う福祉サービス第三者評価事業を促進し、障がい者が良質な福祉サービスを気軽に利用できる環境づくりを推進します。

2 啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

- ・ 障がい者が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、身近な地域でともに生きる社会を実現するためには、県民一人一人が差別や偏見といった心の障壁を取り除き、障がいや障がい者に対する正しい理解や認識、関心を深めていくことが必要です。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、県民の障がい者への理解と認識について、半数以上の方が「以前よりは深まったがまだ不十分」及び「深まっていない」と回答し、中でも、発達障がい者では、その割合が68%となっており、他の障がい者に比べて高くなっています。
- ・ 今後も、関係機関の協力を得ながら、県民に対する啓発・広報を推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 障害者週間（毎年12月3日から9日まで）、精神保健福祉普及週間（毎年10月中・下旬から10月下旬・11月上旬の1週間）、人にやさしい福祉のまちづくり推進月間（毎年12月）における啓発活動や、県障がい者スポーツ大会、芸術・文化祭など、NPO・ボランティア団体、障がい者団体などの幅広い層の協力を得ながら、障がい者との交流を通じて、障がいを理由とする差別の解消を含めた県民の理解を深める各種イベント等を実施します。
- ・ 宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づき、各マスメディアの協力を得るとともに、国、市町村、民間団体、事業者等と連携しながら、総合的かつ効果的に県民への啓発・広報活動に取り組みます。
- ・ 県民の障がい者への理解と関心を深めるため、様々な障がいの特性や障がい者への必要な配慮等について、広く周知を図ります。
- ・ 発達障がい者の円滑な社会参加を促進するため、発達障がいの特性への理解や必要な配慮などについて、広く一般県民や一般企業等に向けた広報・啓発活動を推進します。

第2節 生活支援

1 地域における相談支援の充実

【現状と課題】

- ・ 平成24年4月に改正された障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）により、障がいのある人が市町村に対して利用サービスの支給申請に際して提出するサービス等利用計画の作成等を行う計画相談支援と施設や病院に入所・入院をしている人等の地域移行を支援する地域相談支援が制度化されました。
- ・ 地域移行に関する相談支援については、入所・入院している障害のある人やその家族のニーズを十分に把握したうえで、地域移行に関する情報提供を進める必要があります。また、入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人については、「自立生活援助」など、平成30年4月の障害者総合支援法の改正により設置された新たなサービスを活用していく必要があります。
- ・ 相談支援については、自立支援協議会や基幹相談支援センターなど、地域の充実した相談支援体制を整備する仕組みが制度化されています。自立支援協議会は24市町村で設置されていますが、基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う存在として期待されているものの、平成30年4月現在において4市町村に留まっており、相談支援体制の質の充実と量的拡大、包括的な相談支援体制を整えるため、その設置を促進する必要があります。
- ・ 障がい者の権利擁護においては、日常生活や社会生活のさまざまな場面で、その人の意思決定のための支援が必要です。また、相談支援専門員は、計画相談に係るモニタリングによる居宅や施設等の訪問を通じて、障がい者やその世帯の状況の把握が可能であることから、これらの機会を通じた虐待の早期発見・早期対応のため虐待対応の窓口となる市町村との連携協力が重要です。
- ・ また、相談支援に当たっては、障がい特性に応じた対応が必要です。視覚障がい、聴覚障がい、音声機能障がい、言語機能障がいのある方、盲ろう者、失語症者などコミュニケーションに困難を抱える人が、相談支援を利用しやすい環境を整えることも必要です。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、地域の身近にある相談窓口について、障がい者やその家族等への周知を図るとともに、関係機関の相互の連携を促し、適切なサービスの提供を図ります。
- ・ 利用者一人一人にきめ細やかな支援が提供できるよう、計画相談支援（ケアマネジメント）を通じて、利用者のニーズの抽出や継続的かつ定期的なモニタリングの実施など、サービス等利用計画が適切に作成・運用されるよう相談支援従事者研修等で周知を図ります。
- ・ 入所・入院している障がい者やその家族のニーズに沿った情報提供ができるよう、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用を促進するとともに、「自立生活援助」などの新たなサービスを活用した支援を推進します。
- ・ 市町村等に対して、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知し、その設置を促進します。また、関係機関の連携強化や地域の実情に応じた相談支援体制等の整備を進めるため、自立支援協議会の設置・活性化を促進します。
- ・ 質の高い相談支援を提供するため、関係機関とも連携しながら、専門性の高い相談支援従事者の人材育成を図るとともに、相談支援専門員への指導・助言の役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成することにより、地域における相談支援の充実を図ります。
- ・ 障がい者の権利擁護を推進するため、意思決定支援ガイドラインを踏まえた利用者本位の支援、計画相談に係るモニタリングの機会を活用した虐待の早期発見と市町村との連携の重要性について、相談支援事業所に対する周知を図ります。
- ・ 県が設置・委託する様々な相談機関により専門性の高い相談支援の提供を行います。また、当事者が行う援助として有効かつ重要な手段であるピアサポーターやペアレントメンター等の育成や活用に努め、当事者による相談活動の拡充を図ります。

- ・ 意思疎通支援事業の活用など、当事者団体や専門機関等と協力して、視覚障がい、聴覚障がい、音声機能障がい、言語機能障がいのある人、盲ろう者、失語症者などコミュニケーションに困難を抱える人が相談支援を受けやすくなるための環境づくりに取り組みます。

2 在宅サービス等の充実

(1) 在宅サービスの充実

【現状と課題】

- ・ 障がい者アンケート調査結果では、利用したいサービスとして、「自立訓練」を選択した人が13.8%、「日常生活用具の給付、貸与」を選択した人が13.7%と地域での自立した生活を過ごすために必要な支援を希望する人が多いことが分かります。
- ・ 利用している福祉サービスについて、「満足している」と回答した人は、居宅介護等の訪問系サービスでは76%、短期入所では51.8%となっています。
- ・ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、安全・安心で充実した生活を実現するための体制づくりを進めるためには、利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応するサービス提供体制を整備するとともに、市町村及びサービス事業者間のネットワークを構築するなど、さらなる在宅サービスの質的・量的な充実に努める必要があります。
- ・ また、在宅で家族等を介護されている方へのレスパイトケア（介護者の休息）の充実を図っていくことも重要です。

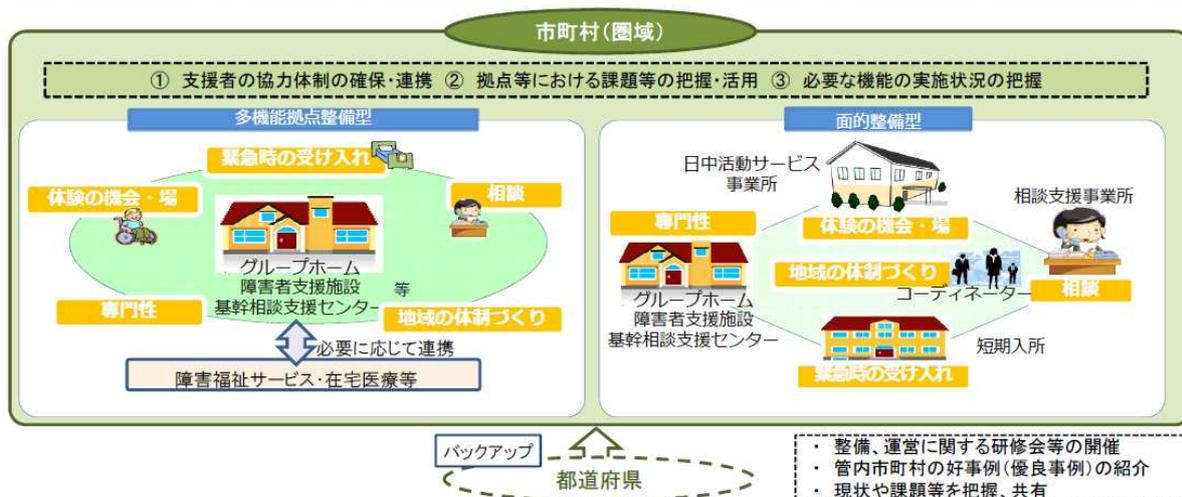
【施策の方向性】

- ・ 地域で生活する障がい者が、障がいの特性や生活実態等に応じて各種サービスが利用できるよう、訪問系サービスやショートステイ（短期入所）などのサービス提供体制の整備とサービスの質的・量的充実に努めるとともに、市町村や関係機関等と連携しながら、地域間のサービスの平準化を図ります。

- 障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、グループホームの体験・機会の場、医療的ケア等専門的人材の確保、地域の体制づくり）を整備する「地域生活支援拠点等」の整備について、市町村及び指定事業者等と連携して進めます。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



- 在宅で家族等を介護されている方へのレスパイトケア（介護者の休息）の充実を図るため、居宅介護等の訪問系サービス事業所への喀痰吸引等の医療的ケア対応への呼びかけを行うとともに、医療的ケアの対応可能な短期入所事業所等の情報提供などに努めます。
- 各障がい保健福祉圏域におけるサービス提供体制については、障がい福祉計画をもとに計画的な整備を図ります。

(2) 居住の場の確保

【現状と課題】

- ・ 障がい者アンケート調査結果では、今後希望する暮らし方として「家族と同居」に続き「一人暮らし」、「グループホーム」を希望する人が多数存在します。このため、施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるために施設退所後の居住の場の確保が必要となっています。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者が住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送れるようにするために、引き続きグループホームの拡充を図るとともに、施設等から一般住宅への移行を積極的に推進します。
- ・ 施設等退所後の住まいの場の一つとして、県営住宅における障がい者への入居抽選倍率の優遇措置、バリアフリー化の推進等、障がい者に配慮した住環境の整備を推進します。また、社会福祉法人等による公営住宅におけるグループホームの設置を支援します。
- ・ 社会福祉法人等がグループホーム等を設置・運営するにあたり、必要となる費用等の助成を引き続き実施します。

(3) 社会参加の促進

【現状と課題】

- ・ 障がい者アンケート調査結果では、外出の際に困っていることとして、ハード面の整備のほか、「自分ひとりで外出できない」と回答した方の割合が最も多く、「外出先・交通機関での情報の取得やコミュニケーション支援がない（足りない）」を選択した人は、前回の調査結果と同様、およそ10人に1人の割合で回答するなど、外出支援サービスの充実及び意思疎通の面での支援が必要なことがうかがえます。
- ・ 障がい者の自立や社会参加を促進するため、在宅の障がい者やその家族に対する福祉サービスの充実や社会生活力を高めるための支援を引き続き実施するとともに、外出の際に支援を必要とする方に対する県民のおもいやりのある行動への理解を促進するなど、幅広い施策を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者が社会の一員として地域で生活できるようにするとともに、その生活の質的向上が図られるよう、自立訓練、コミュニケーション手段の確保等、社会参加促進のためのサービスの充実を図ります。
- ・ 外見からは分からなくても援助が必要な人へのおもいやりのある行動を県民全体へ広めていくため、平成30年度から導入した「ヘルプマーク」のさらなる普及・啓発に取り組みます。
- ・ 重度の視覚障がい等のある人の外出する機会を確保するため、同行援護事業の充実や、盲導犬・介助犬等の身体障がい者補助犬給付事業の利用促進に向けた取組及び中途失明者歩行訓練事業の適切な実施に努めます。

(4) 精神障がい者施策の充実

【現状と課題】

- ・ 障がい者アンケート調査では、入院中の精神障がい者が今後希望する暮らし方として、約6割近くの方が「家族と同居」、「一人暮らし」など地域での生活を希望されています。
- ・ 退院可能な精神障がい者に対し、地域生活への移行に向けて必要な障害福祉サービスを確保するとともに、精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 入院中の精神障がい者の早期退院や地域移行を推進するため、受け皿となる地域資源の活用・連携を図るとともに、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備を行い、精神障がい者の地域生活への移行を図ります。
- ・ 精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。

- ・ 地域生活を支える支援団体、当事者団体の育成等を図るため、宮崎県精神保健福祉連絡協議会を通じて、家族会や断酒会等への支援を行います。

(5) 重度障がい者施策の充実

【現状と課題】

- ・ 長時間サービスを必要とする重度障がい者については、より身近な地域で障がいの特性及び障がい者の生活実態等に応じたサービスが受けられる体制の整備を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 常時介護を必要とする障がい者が、自ら選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む在宅サービスや、体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができるショートステイ（短期入所）などの障がい者の家族支援に資するレスパイト機能の質と量の充実及び事業所の均衡ある配置を図ります。
- ・ 在宅で家族等を介護されている方へのレスパイトケア（介護者の休息）の充実を図るため、居宅介護等の訪問系サービス事業所への喀痰吸引等の医療的ケア対応への呼びかけを行うとともに、医療的ケアの対応可能な短期入所事業所等の情報提供などに努めます（再掲）。

(6) 施設サービス機能の充実

【現状と課題】

- ・ 地域で暮らす障がい者が身近な地域で、必要なサービスが受けられるよう、限られた社会資源を有効に活用し、施設が提供するサービスの多様化を図るとともに、障がいの種別を特定しないサービス提供を促進する必要があります。
- ・ 在宅障がい者を対象としたショートステイ（短期入所）や生活介護、また、専門的知見を地域に還元する相談支援など、施設が地域福祉の拠点となるよう機能の充実を図る必要があります。
- ・ 災害発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保する必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 現在の入所施設を、「地域生活支援拠点等」の整備の一つの機能として位置付けることにより、地域で暮らす障がい者の支援拠点として活用を図り、施設の機能や特色を利用して、提供するサービスの多様化を促進するとともに、施設の一層の小規模化・個室化により入所者の生活環境の向上を図ります。
- ・ 火災や地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、施設の耐震化及びスプリンクラー等の整備に努めます。

(7) 施設等から地域生活への移行の推進

【現状と課題】

- ・ 障がい者アンケート調査結果では、施設入所者や精神科病院の入院者等のうち、「家族と同居」、「一人暮らし」及び「グループホーム等で生活」の地域での生活を希望する人が3人に1人以上となっています。
- ・ 地域生活への移行を希望する障がい者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保等を図っていくことが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を推進します。
- ・ 障がいの重度化・高齢化に対応するため、市町村及び地域の自立支援協議会と連携し、「日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）」の整備促進を図ります。
- ・ 施設や指定相談支援事業者等の関係機関と連携し、地域生活移行を進めるための説明や啓発を行っていくとともに、地域生活移行に向けた個別支援計画の充実及び相談支援の利用促進を図ります。
- ・ 障がい者の地域生活を支えるための拠点となる「地域生活支援拠点等」の整備に向けた取組を市町村、関係団体等と連携し促進します。

(再掲)

(8) 各種障がいへの対応

【現状と課題】

- ・ 発達障がい、高次脳機能障がい、難病等の障がいについては、他の障がいと比べて各種の支援が進んでいないことから、適切な対応が必要となっています。

【施策の方向性】

- ・ 発達障がい者及びその家族を総合的に支援するため、発達障害者支援センター等において、発達支援、就労支援を行うほか、普及啓発・研修等を行います。
- ・ 高次脳機能障がい者及びその家族を支援するため、支援拠点機関や協力支援病院を中心とした関係機関との地域支援ネットワークの充実や家族会との連携を図ります。
- ・ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各市町村において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、研修や情報提供を行います。

3 スポーツ、文化芸術活動の振興

(1) スポーツ施設の整備・改善

【現状と課題】

- ・ 障がい者が地域でともに生活するためには、障がい者の健康増進や社会参加を促進するスポーツが非常に大きな役割を果たすことから、気軽にスポーツができるよう、障がい者に配慮した施設の整備・改善を行うことが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者が地域において安全で快適にスポーツを楽しめるように、県有施設のバリアフリー化等をより一層推進するとともに、市町村が実施する施設整備等に対する助言を行い、障がい者に配慮した施設の整備・改善を促進します。

(2) スポーツ活動の振興

【現状と課題】

- ・ 障がい者スポーツを推進するためには、各種スポーツ大会や教室等のイベント開催を促進するとともに、その情報が広く周知されるよう工夫する必要があります。
- ・ 2020年の東京パラリンピックや2026年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けた取組を段階的に実施することにより、大会開催に向けた県民全体の機運の醸成を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 県障がい者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣等を通じて、障がい者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援します。
- ・ 障がい者スポーツの情報について、教育委員会や障がい者団体等と連携し、SPコードや点字での広報や、ホームページや新聞広告等、さまざまな媒体を活用しながら、大会・イベント等に関する広報を積極的に行います。

- ・ 障がい者スポーツの普及・定着のために、市町村や障がい者スポーツ指導員、競技団体、施設職員等との連携を図りながら、障がい者スポーツ大会や各種教室の計画的な開催や充実に取り組みます。
- ・ 障がいのある児童・生徒・社会人を対象とした競技会及び体験教室を開催し、スポーツを通して豊かな生活の実現や競技力向上を図ります。
- ・ 2020年の東京パラリンピックや2026年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、選手の確保や育成を図ることで、障がい者スポーツのさらなる振興に努めます。

(3) スポーツ指導者等の養成

【現状と課題】

- ・ 県障がい者スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会の合宿など、様々な機会を通じ、指導者の資質の向上を図っています。
- ・ 県内の障がい者スポーツクラブの活動を活性化させ、指導者の交流を図るとともに、研修機会の充実を図る必要があります。
- ・ 2026年の全国障害者スポーツ大会に向け、審判等の競技役員や競技を支えるボランティアを養成していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者スポーツ初級指導員養成を行い、宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会の活動を支援するなど、人材の養成に取り組むとともに、障がい者スポーツ指導者の派遣を推進します。
- ・ 各種障がい者スポーツ大会参加助成を通して、全国大会や九州大会の経験が豊富な指導者との交流を図り、指導者の育成を図ります。
- ・ 2026年の全国障害者スポーツ大会を見据え、全国障害者スポーツ大会へ視察員を派遣するなど、審判等の競技役員の養成に取り組めます。
また、競技を支えるボランティアの養成にも取り組みます。

(4) 文化芸術活動の振興

【現状と課題】

- ・ 文化芸術活動は、日常生活の生きがいづくりや社会参加のきっかけとして有効なことから、身近な地域での文化芸術活動に親しむ機会の拡充と、参加者拡大のための広報・啓発活動を充実させる必要があります。
- ・ 県立美術館等において、障がい者に配慮した運営をしているほか、文化芸術活動の普及・定着を推進していくために、芸術・文化祭の開催を支援しています。
- ・ 平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体に対し、障がい者の文化芸術活動発展のための環境整備等が義務化されたことに伴い、文化芸術活動に関する取組を計画的に推進し、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る必要があります。
- ・ 全国障害者芸術・文化祭みやざき大会（以下「芸文祭」という。）の2020年開催に向け、文化芸術活動に取り組む障がい者とその活動を支援する家族や団体をサポートする体制を構築し、県内の障がい者文化芸術活動の普及を促進する必要があります。

【施策の方向性】

① 文化芸術の鑑賞機会の充実

- ・ 県立美術館の移動鑑賞教室の活用や芸術・文化祭の開催、県及び市町村等でのイベント等において、字幕や音声案内サービスの提供、移動手段についての配慮等、障がい者に配慮した鑑賞機会の充実に図ります。

② 文化芸術活動の創作・発表の充実

- ・ 障がい者の文化芸術活動への意欲の向上と県民への障がいに対する理解を深めるために、芸文祭を契機として捉え、市町村や障がい者団体等と連携しながら、障がい者のニーズに応じた文化芸術活動の成果を発表する機会と展示する場の一層の充実などサポート体制の構築を図ります。

③ 文化芸術活動を支える環境の整備等

- ・ SPコードや点字での広報や、ホームページや新聞広告等、様々な媒体を活用しながらイベント広報を行い、障がい者が円滑に文化芸術活動を行うことができるようボランティアの養成を含め、環境の整備を推進するとともに、地域、学校や施設関係者等との連携を図りながら、地域の文化芸術活動との交流を促進します。

4 福祉用具の普及促進と利用支援等

【現状と課題】

- ・ 障がい者が、自立した日常生活及び社会生活を送ることを促進するとともに、障がい者を介護する人の負担軽減を図るため、補装具の支給及び日常生活用具の給付により、福祉用具の普及促進と利用支援を行っています。
- ・ 障がい者のより一層の自立と社会参加を促進するため、障がい者個々のニーズに応じた福祉用具の活用推進及び情報の提供を行うことが必要となっています。
- ・ 今後、障がい者の地域生活への移行が進む中、質の高い障害福祉サービスを安定的に提供していくためには、看護・介護従事者の身体負担軽減の観点から、初任者を対象とする介護学習システムの構築が必要です。

【施策の方向性】

① 福祉用具の普及促進

- ・ 福祉用具の相談に従事する職員の技術向上のため、研修会の開催や情報提供等を積極的に行うとともに、福祉用具に関する情報や制度内容について、より一層、広報活動に努めます。

② 訪問調査の実施

- ・ 補装具費支給において、身体的な制限や環境的な制限のある方に、医師の指示の下、訪問調査を実施するなど利用者の利便性の向上に資する取り組みを行います。

③ 福祉用具・介護技術に関する研究

- ・ 障がい者の自立歩行等のニーズへの対応や、良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図るため、工業技術センターにおける医療福祉技術分科会活動、産学官連携等による福祉用具等に関する共同研究を推進します。

第3節 教育・育成

1 障がい児支援・育成施策の充実

(1) 障がい児支援の充実

【現状と課題】

- ・ 障がい児が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、豊かな生活が送れるよう、地域の教育・保育・療育資源において、障がい児個々のニーズに応じた受入れを進めることにより、学びの場や必要な支援の選択の機会を確保することが必要です。
- ・ 障がい児が利用する法定サービスについては、平成24年4月の改正児童福祉法の施行により、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援などのサービスが整備されましたが、地域によってはサービスの提供体制に偏りがあるため、その平準化が求められています。

【施策の方向性】

- ・ 既存施設を活用したり、地域の療育資源との連携を図りながら、障がい児が身近な地域で療育が受けられる体制の整備や、在宅サービスの平準化を図るとともに、サービス提供従事者の資質向上などによるサービスの質の向上を図ります。
- ・ 障がい児を受け入れる保育所等（保育所、幼稚園、認定こども園等）に対するバリアフリー化の促進、保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭等）の専門性向上を図るための研修の実施及び幼稚園への助成等を通じて、県内全域での障がい児の受入れを促進します。
また、子ども・子育て支援法に基づいて市町村が行う給付や支援業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を実施します。

- ・ 障害児入所施設や児童発達支援センターについて、障がいの重度・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的支援施設と位置づけた上で、地域や障がい児の多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担えるよう、職員の研修を行うなど、支援体制の整備を図ります。
- ・ 障がい児の生活する身近な地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の保健師をはじめとした職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。

(2) 児童発達支援事業所等の計画的な設置促進

【現状と課題】

- ・ 小学校就学前の障がい児を対象とした児童発達支援や就学児を対象とした放課後等デイサービスの事業所は増加傾向にはありますが、地域や利用施設に偏在がみられることや、各事業所のサービスの質に差異がみられることから、県及び各市町村の障がい児計画に基づいた、事業所の計画的な設置促進、障がい児療育に携わる人材の育成を図る必要があります。
- ・ 障がい児が地域の保育所等において、障がい児以外の児童との集団生活に適應するための支援を行う必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 児童発達支援事業所等において、障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス事業所等において、ホームヘルプサービス（居宅介護）、ショートステイ（短期入所）、日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
- ・ 各事業所等のサービスの質の向上を目指し、実地指導及び研修の開催を引き続き継続するとともに、障がい児及びその家族の利便性の向上を図るため、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」に基づきサービス内容・提供方法について、助言・指導を行います。

- ・ 児童発達支援センター、児童発達支援事業所が地域の中心となって、保育所等、児童相談所及び保健所等との連携を図り、並行通園も含め、児童に適したより手厚い療育を提供できる体制を整備します。

(3) 障害児入所施設の今後のあり方

【現状と課題】

- ・ 児童福祉法の改正により、18歳以上の障がい者が入所している障害児入所施設は、2020年度末までに単独の障害児入所施設、障害者支援施設への転換、障害児入所施設と障害者支援施設の併設のいずれかに移行することが必要となりますが、入所者の障がい程度や特性、地域移行の可能性を十分に踏まえながら、適切な施設形態へ移行することが求められています。
- ・ 県立こども療育センターは、児童福祉法に基づく障がい児療育の拠点施設として入所、通所による療育を実施するとともに、医療法に基づく小児整形外科病院として脳性まひなど比較的長期にわたる治療が必要な児童に、整形外科、小児科的治療やリハビリテーション、生活指導などを実施していますが、ショートステイ（短期入所）などの在宅サービスにおいては、利用者のニーズに十分対応できておらず、その充実が求められています。

【施策の方向性】

- ・ 18歳以上の障がい者が入所する障害児入所施設が、障害児入所施設、障害者支援施設、障がい児・者の併設施設に円滑に移行できるよう、市町村とも連携しながら、指導・助言に努めます。
- ・ 県立こども療育センターにおいては、医療型障害児入所施設としての入所支援及びショートステイ（短期入所）、小児整形外科病院としての診療、児童発達支援センターとしての機能充実を図り、さらに、同センターを核とした小児リハビリテーションに係る研修や出張診療などを通じて、全県的な療育資源間のネットワークを構築します。

(4) 重症心身障がい児（者）、医療的ケア児への対応

【現状と課題】

- ・ 重症心身障がい児（者）、医療的ケア児については、入所可能な施設が偏在している一方で、在宅志向の高まりを受けて、特にショートステイ（短期入所）の充実が求められていますが、依然として各地域で受け皿が不足している状況にあり、家族の身体的・心理的負担の軽減のためにも、ショートステイ（短期入所）の提供体制の充実が喫緊の課題となっています。
- ・ 重症心身障がい児（者）、医療的ケア児の支援には医療的ケアが欠かせないことから、医療型ショートステイ（短期入所）などのサービスを提供する医療機関等の確保・充実に努める必要があります。
- ・ 医療型ショートステイ（短期入所）サービスを提供する医療機関等が、県北、県西地域に未設置の状況です。

【施策の方向性】

- ・ 重症心身障がい児（者）の入所施設が偏在している現状を踏まえ、未設置地区での民間法人の主導による施設の整備を引き続き推進するとともに、在宅で生活する重症心身障がい児（者）、医療的ケア児のために、ショートステイ（短期入所）をはじめとした在宅サービスの充実や、実地指導を通じたサービス提供従事者の資質向上などによるサービスの質の向上を図ります。
- ・ 医療型ショートステイ（短期入所）サービスの提供体制の確保・充実のため、医療機関等の空床利用による重症心身障がい児（者）、医療的ケア児のショートステイ（短期入所）の受入れを促進し、受入れを行う医療機関等の看護師等への研修を支援します。
- ・ 県立こども療育センターにおいて、県内の重症心身障がい児、医療的ケア児支援体制の整備を進める上で、唯一の県立医療型障害児入所施設としての役割を果たせるよう、引き続き支援内容の充実を進めるとともに、常勤小児科医の確保をはじめ、センター機能の強化に努めます。

(5) 発達障がい児（者）への対応

【現状と課題】

- ・ 発達障がいの専門的診断を行う医療機関や医師が非常に少ない状況にあり、初診を中心に長期の診察待ちが生じています。
- ・ 療育（発達支援）については、医療機関や発達障害者支援センター、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所等がその役割を担っていますが、専門的な支援（コミュニケーション支援やソーシャルスキル支援など）ができる機関が少ない状況にあります。
- ・ 就学や就職をしてから初めて発達障がいと判明した人、発達の状態に不安や疑問を感じたという人が増えてきていることから、社会生活の様々な場面における早期発見に向けた仕組の検討とあわせて、適切な窓口から早期に支援につなげるための取組が必要です。
- ・ 発達障がいの基本的な認識は広まってきたところですが、近年の法改正等を踏まえ、合理的配慮について理解促進を図り、共生社会の形成に向けた県民意識の醸成を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 発達障がいを診断する医師の負担軽減及び発達障がいの診断に参入しやすい環境づくりを目的に、発達障害者支援センター等の心理判定結果等を医師の診療につなげる等の仕組づくりを検討します。
- ・ 発達障害者支援センターは、必要な体制整備に努めるとともに、地域の関係機関が行う支援の専門性を高める間接支援機能の強化を目指し、児童発達支援センター、児童発達支援事業所をはじめとする幼児期から成人期の発達障がい者支援に関わる支援機関の職員に対する専門性向上のための研修の充実を図ります。
また、地域の支援体制の整備に向けて、地域のニーズや実態等の調査を行い、各地域ごとに相談や助言、提案等のコンサルテーションに取り組めます。
- ・ 18歳以上の発達障がい者や発達障がいの疑いがある方、その保護者等を対象とした交流会等を実施するなど、大人の発達障がいに対する理解度、認知度の向上を図ります。

- ・ 発達障がい者の円滑な社会参加を促進するため、発達障がいの特性への理解や必要な配慮などについて、広く一般県民や一般企業等に向けた広報・啓発活動を推進します。(再掲)

2 インクルーシブ教育システム（障がい者を包容する教育制度）の構築

(1) 教育支援の充実

【現状と課題】

- ・ 国は平成25年の「学校教育法施行令の改正」により、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕方について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小・中学校への就学を可能としていた仕組みを改め、新たに、市町村教育委員会が、個々の障がいの状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとし、その際、本人・保護者の意向を可能な限り尊重することとしました。また、平成28年には学校教育法施行規則の改正により、高等学校における通級による指導が平成30年4月から制度化されました。

さらに、学習指導要領が改訂され、小学校は2020年度、中学校は2021年度、高等学校は2022年度（年次進行）から全面施行となりますが、今回の改訂では、各教科における困難さへの対応について示されています。

今後は、更に平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」に掲げられた「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえ、全ての学校の全ての教職員で特別支援教育を推進していくことが重要となります。

- ・ 本県では、全ての市町村において「教育支援委員会」又は同様の機能を持つ組織（以下「教育支援委員会等」という。）が設置され、障がいのある子どもの教育相談・支援、就学支援、就学後の支援内容の検討が行われています。
- ・ 各市町村においては、近年、教育支援委員会等の調査・審議の対象となる児童生徒数が増加しており、特に、発達障がいをはじめとする障がいの多様化に対応できる専門家の確保などが課題となっています。また市町村教育委員会における「総合的な判断」や保護者との「合意形成」の在り方、また「学校における合理的配慮の提供」の充実が重要となっています。
- ・ このような現状から、今後、乳幼児期のできるだけ早い段階で子どもの障がいに気付き、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携して一貫した教育支援を行う体制を地域ごとに整備していくことが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 保育所等に勤務する保育士等の特別支援教育・障がい児保育に関する専門性を高めるため、実践的な研修を実施したり、関係機関による研修への支援を行ったりすることで保育士等の研修の充実を図ります。
- ・ 市町村教育委員会の特別支援教育担当者や就学支援担当者を対象に、教育支援に関する研修等を行うなど、各市町村教育委員会における教育相談体制の整備を支援します。
- ・ 保育所等における障がいのある子どもの支援体制づくりや、関係機関が相互の連携を強化するための「相談支援ファイル」の活用の促進など、地域の早期支援体制の整備・充実を図ります。
- ・ 小学校就学前教育から高等学校教育までの切れ目ない一貫した指導・支援を実現するため、「個別の教育支援計画」等を活用した連携を推進します。

(2) 学校等の校内支援体制の充実

【現状と課題】

- ・ 県内の小・中学校における特別支援教育体制の整備状況は、平成29年度には、「校内委員会の設置」、「実態把握の実施」、「特別支援教育コーディネーターの指名」が全ての学校において行われるなど、校内支援体制の整備が進んでいるといえます。更に、県内に配置され巡回相談を担当している専門性の高いコーディネーターと連携した教育相談を効果的に行っています。
- ・ 小・中学校においては、特別支援教育の対象となる児童生徒が増加し続けていることから、特別支援教育に関する課題解決に向けて、各学校が組織的に取り組むことが必要です。また、校内における段階的な校内支援体制の整備が重要であることから、管理職による特別支援教育の視点を踏まえた学校経営が求められます。

【施策の方向性】

- ・ 障がいのある子どもの能力や特性等に応じた指導・支援を一層推進するために、保育所等や小・中学校における校内支援体制の充実強化を図ります。

- ・ 高等学校入学者選抜検査受検時の中学校と高等学校との連携の体制や、発達障がいのある生徒等に必要な合理的配慮が提供される支援の充実など、高等学校における特別支援教育体制を推進します。

(3) 各地域における一貫した支援体制の充実

【現状と課題】

- ・ 小・中学校においては、この10年で、特別支援学級に在籍する児童生徒が約2.5倍、通級による指導を受けている児童生徒数は約2.9倍になっています。同様に特別支援学級や通級指導教室の設置が増加していることや、県教育研修センターで実施される特別支援学級の初担当者を対象とした研修の受講者が毎年100名を超えている状況にあることなど、担当者の確保及び専門性の向上が求められています。
- ・ 本県の高等学校においては、「校内委員会の設置」や「実態把握の実施」、「特別支援教育コーディネーターの指名」が100%であり、校内の整備が進んでいるといえます。
- ・ しかし、個別の教育支援計画等の作成の割合は、全国平均を超えているものの、高等学校は、小・中学校と比較して低く、早急に対応が必要な課題となっています。
- ・ 今後も、引き続き小学校就学前教育・保育施設から高等学校まで一貫した支援を行うとともに、地域の教育、医療、保健、福祉等の関係機関が、保護者の了解のもとに情報を共有しながら、相互に連携した新たな地域連携体制の充実が求められます。

【施策の方向性】

- ・ 小学校就学前から高等学校卒業までの切れ目ない支援ができるエリアサポート体制の更なる充実を図ります。

(4) 特別支援教育に係る理解啓発の推進

【現状と課題】

- ・ 障がいのある人と障がいのない人が、お互いに人格と個性を尊重し認め合い、ともに生きる社会の形成に向けた取組として、県民や保護者を対象に、様々な心身の特性や考え方をもつ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を一層推進することが求められています。
また、子どもたちが主体的に障がいのある方との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流に関する取組を行うことも重要です。
- ・ これまで、特別支援学校と小・中・高等学校との間、また、特別支援学級と通常の学級との間で行われてきた「交流及び共同学習」については、障がいのある子どもだけでなく、障がいのない子どもにとっても、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会であり、共生社会の形成に向けた重要な取組です。

【施策の方向性】

- ・ 障がいのある子どもと障がいのない子どもの文化・芸術・スポーツを通じた交流及び共同学習を推進します。
- ・ 障がいについて正しく理解し、共に認め合い支え合っていく態度を育てるため、障がいのない子どもが主体となり、障がいのある方との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流を行う「心のバリアフリー」活動を推進します。
- ・ 障がいのある子どもが居住する地域とつながる交流の充実を図ります。

(5) 就労支援等の充実

【現状と課題】

- ・ 特別支援学校高等部卒業生の平成29年度の進路状況は、障がいの重度・重複化が進む中で、「福祉サービスの利用」が最も多く、全体の約62%を占めています。一方、「一般企業等への就職」は42名で、就職率は24%となっています。平成23年度以降は、常に20%台で推移していますが、更なる向上を図る必要があります。今後とも、早期から将来の自立と社会参加に向けた取組を児童生徒の発達や障がいの状態、特性等に合わせて行い、本人の就職への意欲を高め、保護者の願いに応えていくことが必要です。
- ・ 知的障がい者は卒業後、余暇の過ごし方に課題を抱える場合があります。充実した余暇活動は、将来の生きがいを見つけたり、社会参加への積極的な態度を身に付けたりする上で意義があります。現在、特別支援学校では、陸上や美術などの部活動等を行っていますが、今後、児童生徒が、卒業後も趣味や特技として継続して行えるような活動を見い出すとともに、地域と協働しながら生涯にわたって学び続ける場の提供など、個々の実態に合わせて支援できるような体制づくりが必要です。
- ・ 子どもの多様なニーズに合わせた将来の社会的、職業的自立を目指すためには、地域における自立支援体制の整備が必要です。「就労サポート企業・機関」として、これまでも、地域の企業や公共機関の協力をいただきながら産業現場等における実習を行っていますが、今後は自立支援のための地域社会との協働により、自立支援の体制構築に一層取り組むとともに、マスメディア等を通じて、障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた啓発活動をさらに推進することが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 自立に向けた基礎的な力を高めるため、早期から計画的なキャリア教育を充実することにより、将来につながる自立支援を推進します。
- ・ 日常生活におけるQOL（生活の質）の向上や新たな才能の開花につながる文化・芸術・スポーツ活動等の取組を推進するとともに、生涯を通して文化やスポーツに親しみ、自らの人生をより良くしていく

態度を育成する取組を推進します。

- ・ 子どもの将来の社会的・職業的自立に向けて、学校と企業や福祉・労働機関等との連携による支援の充実を図ります。また、子どもの自立と社会参加に向けた啓発活動を推進します。

3 教育指導の充実

(1) 小・中・高等学校等の実践的指導力の向上

【現状と課題】

- ・ 小・中学校においては、近年、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒数が増加するとともに、障がいの重度・重複化も見られ、例えば、知的障がいと自閉症を併せ有する子どもの場合、認知や理解の難しさに加えて、自閉症特有の意思疎通の難しさや、特定のものへのこだわりなどがあります。担当する教職員は、子どもの教育的ニーズを詳細に分析し、必要な支援を行うなど高い専門性が求められています。今後は、特別支援学級担任や通級指導担当教員などの特別支援教育担当者の指導力向上を図るための新たな研修の在り方について検討する必要があります。

また、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への対応についても、具体的な指導や支援の方法等に関する教職員の研修ニーズが高まっています。

- ・ 高等学校においては、発達障がい等の障がいのある生徒への対応について、教職員の共通理解を図る取組を行っているところであり、今後、さらに実際の事例をもとにした指導・支援の方法等に関する実践的な研修を充実させていく必要があります。また、平成30年度から制度化された「通級による指導」について、高等学校の拠点校における校内体制や障がいのある生徒に対する指導に関する取組の充実を図るとともに、周囲の学校等へ啓発を行い、高等学校における特別支援教育の推進を図ります。

【施策の方向性】

- ・ 障がいのある子どもの確かな成長を支え、共生社会で豊かに生きる力を育てるために、指導・支援を行う教職員の研修体制の整備・充実を図り、各学校における実践的な指導力や専門性の向上を目指します。

- ・ 小・中・高等学校等の特別支援教育をより一層推進するため、管理職をはじめ通常の学級の担当者を対象とした実践的な研修の充実を図ります。

(2) 特別支援教育の視点を生かした学校経営

【現状と課題】

- ・ 近年、特別支援学校では、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、病弱、肢体不自由の障がいの他に、複数の障がいを併せ有する重複障がいのある子どもが在籍している状況にあります。その中には、医療的ケアを必要とする子どもも含まれており、対象者の数の変化はあまり見られないものの、一人一人の状態については重症化の傾向にあります。
- ・ また、重度の知的障がいのある児童生徒と軽度の知的障がいのある児童生徒がそれぞれ多数在籍する二極化の傾向にあります。このような重度・重複化への対応や多様な障がいの特性に応じた教育を行うためには、教員のより高い専門性と実践的な指導力の向上が求められます。

【施策の方向性】

- ・ 特別支援学校教職員に求められる、より高度な専門性に対応するため、医療、福祉等の外部専門家と連携しながら、医学や科学技術の進歩に対応した指導法や指導技術の習得、研究を推進し、専門的指導力の向上に努めます。

4 教育環境の整備

(1) 安全・安心な教育環境の整備

【現状と課題】

- ・ 近年、特別支援学校に在籍する子どもの数は、少子化の中にあっても増加しており、障がいの状況は重度化、多様化する傾向にあります。これらに対応するため、本県では、障がいのある子どもが地域の中でくらし、学ぶことができる地域就学を推進するため、平成16年度から、特別支援学校の計画的、段階的な整備を進めています。知的障がいと肢体不自由の2つの障がいを対象とする特別支援学校を7校、高等部未設置校5校に高等部を設置するなど、今後も引き続き、障がいの状態等に対応した計画的な教育環境の整備を行う必要があります。
- ・ 特別支援学校への通学のためスクールバスを8校に整備しているところであり、今後、スクールバスを含め、特別支援学校の全体的な教育環境の整備を検討していく必要があります。
- ・ 特別支援学校の中には福祉避難所の協定を締結している学校もあり、防災だけではなく災害後の対応も求められるようになるなど特別支援学校の役割も変化してきています。これからは、防災機能の見直しに加え、災害後の対応の在り方等について地域や地方自治体と連携して進めていくことが求められています。

【施策の方向性】

- ・ 障がいのある子どもが安全で安心な学校生活を送ることができるよう、教室不足への対応やスクールバスの整備、医療的ケアの充実など特別支援学校の課題に対応した教育環境整備に努めます。
- ・ 特別支援学校において、津波等による災害発生時に対応できるよう、障がい者の避難所としての機能充実や災害避難体制を強化するための整備の推進など、防災機能の強化に一層努めます。

(2) 学びを支援する学習環境づくり

【現状と課題】

- ・ 障害者基本法の改正において、障がい者の教育に関しては、教材等の提供、学校施設の整備等を促進しなければならないとされ、また、障害者差別解消法においては、行政機関における合理的配慮の提供が義務付けられました。

また、平成29年度から平成30年度にかけて改定された学習指導要領においては、障がい種別の指導や支援の工夫だけではなく、各教科等の学びにおいて考えられる困難さに対する指導の工夫の意図や手立ての例が示されています。

- ・ 障がいのある子どもが主体的、意欲的に学ぶようにするためには、一人一人の子どもの障がいの状態等に応じた情報保障や教材（ICT（情報通信技術）及び補助用具を含む）の活用等の学習環境の整備が必要です。
- ・ 障がいのあるなしに関わらず、誰にでも分かり易い表示や資料の図式化などの授業のユニバーサルデザイン化等、学習環境についても整備を推進する必要があります。
- ・ 視覚障がいや聴覚障がいのある子どもの支援については、特に、地域の小・中学校に在籍する視覚障がいや聴覚障がいのある子どもへの全体的な支援の在り方の検討をする必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 障がいの状態、特性等に応じたICT（情報通信技術）機器の活用やユニバーサルデザインによる授業をより一層推進し、主体的・対話的で深い学びができるよう学習環境を整備します。
- ・ 小・中学校に在籍する視覚障がい・聴覚障がい、肢体不自由、病弱のある子どもに対し、巡回指導等を行えるよう支援体制の充実を図ります。

第4節 保健・医療

1 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、治療の推進

(1) 母子保健対策の充実

【現状と課題】

- ・ 母子保健対策の中で実施される妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児に対する健康診査、児童に対する健康診断などで、障がいや障がいの原因となる傷病の発生予防や早期発見、治療等のための取組を行っています。

また、母子保健事業に従事する関係者の資質の向上を図るため、市町村の保健師等へ研修を行っています。

【施策の方向性】

- ・ 今後も妊産婦健診、乳幼児に対する健康診査、保健指導・相談の適切な実施、周産期医療体制・小児医療体制の充実等を図るとともに、障がいや障がいの原因となる傷病の早期発見、治療及び早期療養を図ります。
- ・ 市町村が実施する母子保健事業の充実のために、研修や関係機関の連携を図る協議会・連絡会の開催等を通じた支援を行います。

(2) 相談・指導体制等の充実

【現状と課題】

- ・ ハイリスクの妊婦や乳幼児について、関係機関が情報交換・検討を行うために、保健所を中心に4つの周産期医療圏において「地域周産期保健医療体制づくり連絡会」を開催しています。未熟児等のフォローや地域の体制づくりを検討・研修する場として、今後も充実を図る必要があります。
- ・ 発達障害者支援法の施行により、市町村は発達障がい児が早期発達支援を受けることができるよう、適切な措置を講じることとなったことから、県は市町村の求めに応じ助言、技術支援等を行う必要があります。

- ・ 障がいの原因となる疾病には、生活習慣病も含まれることから、その予防等を推進する取組も求められています。

【施策の方向性】

- ・ 周産期に起因する障がいや障がいの原因となる傷病の発生を防止するため、産婦人科医等の関係者との連携を密に図るとともに、関係者に対する研修等を行い、資質の向上を目指します。
- ・ 市町村の妊産婦・乳幼児への相談体制の充実及び乳幼児健診後のフォロー体制の確立を目指し、研修等を通じて広域的技術支援を行います。
- ・ 障がい者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。
- ・ 障がいに起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障がい及び合併症に対して適切な医療の確保を図ります。
- ・ 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進行等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。
- ・ 保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進します。

2 医療サービスの充実

(1) 医療提供体制の整備

【現状と課題】

- ・ 少子・高齢化や、慢性疾患の増加による疾病構造の変化、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境は大きく変化するとともに、障がい者を含め、県民の医療に対するニーズは、高度化・多様化しています。
- ・ 関係機関による機能分担等を図りつつ、高度・専門的な医療や、初期から二次、三次までの救急医療、大規模災害発生時の災害医療など、生命や健康を支える医療体制の確保が大きな課題となっています。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、行政に要望する取組として、「所得保障の充実」に次いで、「保健医療サービスの充実」の回答の割合が高くなっています。
- ・ 肢体不自由児等の医療や機能訓練が必要な児童については、県内の小児の整形外科医療及びリハビリテーションの拠点施設である県立こども療育センターに、県内各地から通院している状況があります。
- ・ 通院が困難な障がい児者に対する歯科診療及び口腔ケアは、歯科疾患予防だけでなく発熱や誤嚥性肺炎の予防、摂食・嚥下機能低下の予防などにもつながることから、在宅歯科診療を推進する体制を整備することが重要となります。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者が身近な地域で必要な医療を受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。
- ・ 適切な医療を提供するため、高度・専門的な医療やへき地医療など、地域で求められる医療機能の充実強化に向けて、関係機関による機能分担や連携を進めるとともに、救急、災害医療体制の充実を図ります。
- ・ 県内の重症心身障がい児（者）医療・療育体制の充実を図るため、重症心身障がい児（者）医療・療育サービス向上の研究や医師・看護師等の人材育成等を支援します。

- ・ 障がい者施設や医療機関が実施する口腔ケアの取組を支援します。
- ・ 障がい児者、要介護者などが安心して歯科保健医療サービスを受けられることができるよう、宮崎歯科福祉センターと協力歯科医療機関との連携の強化や診療体制の整備を図ります。
- ・ 県立こども療育センターへの通院に時間を要する地区については、県立こども療育センターの医師や看護師、訓練士等を派遣する出張診療や巡回療育相談を実施します。

(2) 医療費公費負担制度の周知

【現状と課題】

- ・ 障がい者の心身の障がいの状態の軽減と医療費の負担の軽減を図るため、医療費公費負担制度として、障害者総合支援法に基づく自立支援医療費（育成医療、更生医療、精神通院医療）等の制度があります。
- ・ 必要とする人が確実にこの制度を利用できるよう、より一層の周知に努める必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 医療費公費負担制度について、障がい者やその家族、医療機関等の関係機関への一層の周知に努めます。

(3) 機能訓練体制の充実

【現状と課題】

- ・ 障がい者の能力を可能な限り回復させ、社会生活や家庭生活を営むことができるよう、機能訓練の充実を図る必要があります。
特に、障がい者が住み慣れた地域での生活を続けるためには、身近なところで適切なリハビリテーションが受けられる体制を整備する必要があることから、関係機関のリハビリテーション活動の推進、関係職員の研修、実施機関や従事者からの相談対応や技術的支援を行っています。

【施策の方向性】

- ・ 今後も介護保険制度との連携を図りながら、地域リハビリテーション関係団体による職員の研修・相談対応・技術的支援等を行い、住み

慣れた地域で適切なリハビリテーションを受けることができる体制の整備を促進します。

- ・ 肢体不自由児が身近な地域で日々のリハビリテーションが受けられるよう民間病院等の理学療法士や作業療法士等の訓練士に対する研修を継続して実施します。

3 精神保健対策の推進

(1) 精神医療体制の確立

【現状と課題】

- ・ 障がい者アンケート調査結果では、今後希望する暮らし方として、社会福祉施設に入所、または医療機関に入院中の精神障がい者のうち、「一人暮らし」、「家族と同居」及び「グループホーム・ケアホームで生活」の地域での生活を希望する人の割合が58.7%と、他の障がい者と比べて高くなっています。
- ・ 精神障がい者が地域において安心して暮らしていくためには、地域住民の理解、必要な医療の提供や、生活面での様々な支援が不可欠であり、地域における適切な支援体制を整備する必要があります。
- ・ 入院患者全体の67.1%（全国平均58.1%）が65歳以上と高齢化しており、精神疾患以外に様々な身体合併症がある人が増えてきています。
- ・ 緊急な医療を必要とする精神障がい者のために、土曜・日曜・祝日・年末年始において、病院群輪番制による24時間体制の精神科救急医療体制の整備、運営を行っています。また、精神疾患以外に様々な身体合併症を伴う場合が増えており、精神疾患と身体疾患の合併症による困難事例に対する医療体制を確保する必要があります。
- ・ 児童・思春期精神疾患については、児童精神科専門病棟が、国立病院機構宮崎東病院において30床整備され、教育機関との連携や急性期から回復期までの専門的な治療環境の提供が図られています。
- ・ 不登校、家庭問題、虐待、いじめなどにより引き起こされる子供の心の問題の増加に伴い、子供の心の診療相談体制を充実する必要があります。
- ・ 精神科病院における人権に配慮した医療の確保については、精神医療審査会との連携を図りながら、引き続き人権に配慮したより良い医療の提供が可能となるよう指導を行っていく必要があります。
- ・ 心神喪失者等医療観察法指定医療機関は、心神喪失等により重大な

他害行為を行った者に対する必要な医療提供を行うとともに、保護観察所等の関係機関との連携が必要です。

【施策の方向性】

① 退院可能な精神障がい者の退院の促進

- ・ 精神障がい者が地域において適切な医療の提供を受けながら安心して生活を送れるよう、地域移行を推進する関係団体等のネットワークを強化するため地域交流事業の実施や精神障がい者地域移行支援協議会の運営、障害福祉サービスに係る相談支援体制の強化等による支援体制の充実に努めます。
- ・ 退院に向けた治療や支援、地域の関係機関との連携強化に努め、精神障がい者の地域移行のための退院支援を促進するため、ピアサポート（当事者による支援）や相談支援事業所等と連携しながら対象者、医療従事者への啓発・研修等を行うとともに、地域の受入機関や家族等関係者への支援体制を強化します。
- ・ 地域生活に移行した後の生活を支えていくために、グループホーム等の住まいの場の整備・充実に努めます。
- ・ 高齢者の地域生活への移行に当たっては、介護保険制度による対応も考慮し、医療、障害福祉サービス分野等の関係機関と地域包括支援センター等関係機関の連携促進を図ります。

② 合併症等の専門機能の強化

- ・ 精神科病院では、他の医療機関や搬送機関と十分に連携を図りながら、身体疾患を合併する患者に対して救急医療や適切な専門医療の提供に努めます。
- ・ 精神科医療に関する全県レベルの中核病院として、県立宮崎病院内の精神医療センターで、他の精神科病院では対応困難な急性期治療、難治性疾患治療及び身体合併症治療の効果的・安定的な提供に努めます。

③ 救急医療体制の整備

- ・ 精神科救急医療システムの円滑な運用を図るため、精神科救急情報センターの機能充実を図ります。
- ・ 身体合併症を有する救急患者については、県立宮崎病院精神医療センターにおいて24時間365日の医療を提供しており、精神科病院協会や精神科診療所協会からの協力を得ながら、高度医療を必要とする患者への対応の充実を図ります。

④ 児童・思春期精神疾患への対応

- ・ 児童・思春期精神疾患の入院治療を行っている児童生徒については、引き続き、医療・福祉・教育に配慮した緊密な連携体制の充実に努めます。
- ・ 精神保健福祉センターでは、思春期の問題を抱える児童生徒や保護者、教師等を対象に、「思春期精神保健診療」を実施しており、学校保健等とも連携し、専門的な早期対応に努めます。

⑤ 人権に配慮した医療の確保

- ・ 精神科病院の管理者・職員へ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の理念の周知に努めるとともに、精神医療審査会の審査と精神科病院への実地指導との効果的な連携を図ることにより、人権に配慮した適正な精神科医療の充実に努めます。
- ・ 心神喪失等により重大な他害行為を行った者に対しては、心神喪失者等医療観察法指定医療機関による必要な医療が提供できるよう、保護観察所等の関係機関との連携に努めます。

(2) 地域精神保健対策の推進

【現状と課題】

- ・ 精神障がいに対する正しい知識と理解を深めることによって、障がい者が地域でともに生活する社会づくりを目指して、宮崎県精神保健福祉大会を開催しているほか、広報誌の発行、講演会、家族教室等を開催し、普及啓発を行っています。
- ・ 精神障がい者の社会復帰には、家族、地域、職場等の理解が不可欠であり、県民全体を対象とした普及啓発だけでなく、精神障がい者の周囲の人々の理解の促進を図る必要があります。
- ・ 精神障がい者及びその家族に対し、保健師等による訪問指導及び相談を、また、市町村においては、家族交流会等を行っています。
- ・ 地域で生活する精神障がい者に対し、より身近な市町村できめ細かな支援ができるよう専門的、広域的な支援をする必要があります。

【施策の方向性】

① 正しい知識の普及等

- ・ 地域住民がこころの健康に関心を持ち、精神的健康の保持増進を図るために、地域精神保健福祉連絡協議会等と連携し、こころの健康づくりに関する知識の普及啓発に努めるとともに、医療相談や様々な相談窓口の周知に努めます。
- ・ 相談支援専門員等の相談支援に携わる人材の確保や障害福祉サービスの充実を図り、精神障がい者に対する周囲の人々の理解について、これまで以上の促進を図ります。
- ・ 地域精神保健福祉業務を担う保健所に精神障がい者地域移行支援協議会を設置し、地域における社会資源の把握や体制整備のための調整、精神障がい者の支援の推進のために必要な研修の実施に努めます。

② 市町村事業の充実

- ・ 市町村が相談支援事業を実施するにあたり、処遇困難ケース対応への技術支援、人材育成及び相談支援事業者の活用等について助言

等を行い、事業の充実を図ります。

- ・ 市町村、関係機関、社会福祉施設等に対する研修を行い、人材育成を図るとともに、連携体制の構築等に努めます。
- ・ ホームヘルプサービス（居宅介護）など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備に努めます。

4 難病患者等への施策の推進

【現状と課題】

- ・ 難病の人を含む障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図る必要があります。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、難病患者が障害福祉サービスを利用できることについて、「知らない」との回答が52.4%を占めており、継続した啓発・広報の取組が必要な状況です。

【施策の方向性】

- ・ 難病患者に対し、地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保を図ります。
- ・ 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るため、難病相談・支援センター等により、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細かな相談・支援や地域交流活動の促進などを行います。
- ・ 難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。
- ・ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各市町村において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、研修や情報提供を行います。（再掲）
- ・ 外見からは分からなくても援助が必要な人へのおもいやりのある行動を県民全体へ広めていくため、平成30年度から導入した「ヘルプマーク」のさらなる普及・啓発に取り組みます（再掲）。

5 福祉・保健・介護・医療の連携

【現状と課題】

- ・ 県の機関である身体障害者相談センター、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所等では、それぞれ連携して、保健・医療・福祉に関する様々な相談に対応しています。
- ・ 発達障がい、高次脳機能障がい等の専門性の高い相談支援が必要な障がいについても、関係機関が連携した対応が求められています。
- ・ 障がい保健福祉圏域における広域的な施策の推進を図るため、高齢者保健福祉圏域における要介護高齢者に対する福祉・保健・介護・医療の連携体制を活用しながら、行政機関や施設、病院、関係機関の相互の協力による連携を図っています。
- ・ 地域における福祉・保健・介護・医療の一体的なサービスを提供するため、障がい者を対象とするケアマネジメントの手法の普及を図っています。
- ・ 障がい者が地域での生活を送る上で、個々の障がい者のニーズに応じて、地域の社会資源も活用しながら、総合的かつ継続的に支援を行うケアマネジメントは極めて重要な役割を果たすことから、ケアマネジメントに従事するサービス管理責任者、相談支援従事者の質の向上とレベルの平準化が必要となっています。

【施策の方向性】

① 県レベルでの連携

- ・ 県の関係機関の体制整備のほか、機関相互の連携や関係団体との連携を強化します。
- ・ 発達障害者支援センター及び高次脳機能障がい支援拠点機関においても、医療・保健・福祉・労働等の関係分野で組織される連絡会議等を開催し、相談支援体制の整備を図ります。

② 障がい保健福祉圏域での連携

- ・ 障がい保健福祉圏域ごとに、地域自立支援協議会等を活用して、行政機関や施設、病院、関係機関等の連携の強化を図ります。

③ 地域レベルでの連携

- ・ 地域自立支援協議会で、相談支援事業者の評価を行い、サービス管理責任者や相談支援従事者の質の向上とレベルの平準化を図ります。
- ・ 地域自立支援協議会未設置の市町村に対して、設置を働きかけます。

④ 他の計画と連携した施策の推進

- ・ 福祉・保健・介護・医療が連携した効果的な施策展開を図るため、「宮崎県医療計画」、「宮崎県高齢者保健福祉計画」、「宮崎県地域福祉支援計画」、「宮崎県発達障がい者支援計画」と連携した施策の推進を図るほか、「宮崎県障がい福祉計画」に定める目標達成に向けた施策の推進を図ります。

第5節 雇用・就業、経済的自立の支援

1 一般就労支援施策の充実

【現状と課題】

- ・ 障がい者の一般就労については、「障害者雇用促進法」及び「障害者総合支援法」等に基づき取り組んでいます。障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月から民間企業の法定雇用率が2.0%から2.2%へ引き上げられるとともに精神障がい者の雇用が義務化されました。今後も、関係機関が連携し、障がい者の一般就労に向けた取組を一層強化するとともに、障がい者が働きやすい職場環境づくりを進めるための普及啓発などを進めていく必要があります。
- ・ 障害者雇用促進法に基づく平成29年6月1日現在の障がい者の雇用率を見ると、障がい者を雇用する義務のある常用労働者50人以上の本県の民間企業における障がい者の雇用状況は2.3%となっており、全国平均の1.97%や法定雇用率2.2%を上回っています。また、県内の障がい者法定雇用率を達成している企業の割合は66.5%であり、全国平均の50.0%を上回っています。
- ・ 県内の公共職業安定所における一般就労を希望する障がい者の登録状況を見ると、平成30年3月末現在で10,236人であり、うち3,178人が求職活動を行っており、就業中が6,288人、職業訓練や病気等で770人が保留となっています。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、仕事をしていない人のうち、27.9%の人が仕事を探していると回答しています。また、障がい者の就労に必要な環境・条件整備として、「事業主の理解」、「職場仲間の理解」を半数近くの人を選択し、特に発達障がい者では約6割の人が選択しており、今後も障がい者就労に関する普及啓発が必要な状況です。さらに、身体障がい者では「自宅でできる仕事の開拓」を、知的障がい者では「コミュニケーション手段の充実等」を、精神障がい者及び難病患者では「通院などの休みを認める」を希望する人が多くなっています。

- ・ 障害者職業能力開発校への入校促進や障がい者技能競技大会の参加職種の拡大のほか、障がい者委託訓練や、県立産業技術専門校高鍋校「販売実務科」における知的障がい者を対象とした訓練の実施など、障がい者の職業能力の開発に取り組んでいます。
今後も、障がい者の態様に応じた多様な職業訓練を推進する必要があります。
- ・ 県内の障害福祉サービス事業所等から民間企業等に就労した人数（平成29年度）は、205人となっており、平成17年度の29人から大きく伸びています。
今後も、障害福祉サービス事業所等におけるサービス内容の充実を図り、施設からの就職者数を増やしていく必要があります。

【施策の方向性】

① 雇用の場の拡大

- ・ 毎年9月を「障がい者雇用支援月間」とし、宮崎労働局や高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携して、障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者の表彰式と月間開始式を開催するとともに、テレビ、ラジオなどの媒体を活用して、広く一般県民に対する普及啓発を実施します。
また、障がい者雇用コーディネーターや自立支援推進員等による事業所訪問時など、あらゆる機会を捉えて普及啓発を行います。
- ・ 障がい者雇用に関する理解を深め、雇用促進・職場定着を図るため、企業の事業主等を対象としたセミナー開催など、普及啓発を引き続き実施します。
- ・ 障がい者の就職機会の増大を図るため、公共職業安定所と協力して、就職を希望する障がい者と求人事業所による合同面接会を開催します。
- ・ 国の「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」の正しい理解による適正な障害者雇用率制度の適用について、関係機関等と連携の上、官民の関係機関等への周知を実施します。

- ・ 障害者差別解消法及び障害者雇用促進法の円滑な施行に向け、就労場面における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的配慮の必要性について、地方公共団体及び企業の事業主等への普及啓発を行い、障がいのある人と障がいのない人との均等な機会、待遇の確保を図り、障がい者の有する能力の有効な発揮を促進します。

② 就職相談、職場定着支援の推進

- ・ 一般就労を希望する障がい者の就職活動を支援するため、7つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している「障害者就業・生活支援センター」において、公共職業安定所や宮崎障害者職業センターなどの関係機関と連携しながら、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施するとともに、職場定着支援を行います。
- ・ 就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障がい者については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進します。
- ・ 特別支援学校においては、自立支援推進員等を配置し、職場実習及び就職先の開拓や就職後の職場定着支援を行います。
- ・ 県立産業技術専門校高鍋校においては、公共職業安定所、宮崎障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等で構成する「販売実務科就労支援等検討会」の開催等を通じて、知的障がい者の就職に向けた職場実習や就職先の開拓、修了生の就職後の職場定着支援に取り組みます。

③ 職業能力開発の充実

- ・ 障害者職業能力開発校への入校を促進するとともに、県立産業技術専門校高鍋校においては、知的障がい者を対象として、職業訓練を実施します。
- ・ 県障がい者技能競技大会における成績優良者の表彰、全国障がい者技能競技大会への選手派遣を通じて、障がい者の技能向上を支援します。

- ・ 障がい者委託訓練における知識・技能習得訓練コース、事業所での職場実習を中心とした実践能力習得訓練コース及び通所が困難な方を対象としたeラーニングコースの実施により、就職を希望する障がい者の態様に応じた職業能力開発を実施します。
- ・ 通勤困難な障がい者の一般就労を支援するため、インターネットを活用した在宅での研修を実施するとともに、その技術を習得した障がい者を対象として、在宅就労を支援します。
- ・ 障害者総合支援法に基づく就労系サービス（就労定着支援事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業）の充実を図るため、企業での実習や施設外就労等を引き続き促進するとともに、関係機関の協力のもと、就労支援に従事する支援員を対象とした支援スキルの向上のための研修を実施します。

④ 関係機関との連携強化

- ・ 労働・福祉・教育の各分野の行政機関や企業、障がい者就労支援機関、障害福祉サービス事業所等、学校、障がい者団体等で構成する「宮崎県障がい者雇用促進協議会」において、障がい者の就労促進のための施策等について検討を行い、官民一体となって支援の充実を図ります。
- ・ 7つの障がい保健福祉圏域ごとに設置され、就業・生活指導に関する助言を行う、障がい者と企業の総合相談窓口である障害者就業・生活支援センターを中心とした就労支援ネットワークの構築を推進します。

2 一般就労が困難な障がい者への就労支援

【現状と課題】

- ・ 直ちに一般企業に雇用されることが困難な障がい者に対し、働く機会の提供や、就労訓練等を行う就労継続支援事業（A型・B型）については、平成20年度末時点の46事業所から平成30年度末時点では174事業所へと整備が進んでいる状況にあります。
- ・ 平成29年度における本県の工賃向上対象施設の平均工賃は18,585円であり、全国平均15,603円を上回っていますが、事業所間の格差などの課題があることから、さらなる工賃向上を図るための具体的な方策を盛り込んだ「宮崎県障がい者工賃向上計画」を平成30年7月に策定しました。

【施策の方向性】

- ・ 一般就労することが困難な障がい者に対し、就労継続支援事業や地域生活支援センター等を通して、就労の機会や生産活動の機会の提供を行うとともに、その内容の充実を図ります。
- ・ 「宮崎県障がい者工賃向上計画」に基づき、工賃向上支援チームによる事業所指導や、研修会の開催、イベント等での共同販売などに取り組みます。
- ・ 農業の専門家等の事業所への派遣、マルシェ（市場）の開催、農作業等の生産活動のマッチング支援等により、農福連携を推進し、障がい者の工賃向上を図ります。
- ・ 平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、県庁内における障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進するとともに、市町村においても積極的な取組が行われるよう普及啓発を行います。

3 経済的自立の支援

【現状と課題】

- ・ 障がい者の安定した生活の基盤をつくり、地域でともに生活するためには、障がい者の雇用・就業に関する施策を進めるとともに、本人やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図っていくことが重要です。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、行政に要望する取組として、「所得保障の充実」や「公共料金の割引」などが多く挙げられていることから、地域での自立した生活を送るための経済的支援を今後も継続していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、障がい者の雇用・就業に関する施策を一層進めるとともに、手当等の事業を継続的に実施します。また、新聞や広報紙、テレビ・ラジオ番組、インターネットなどを活用して、周知を図ります。
- ・ 障がい者の経済的負担を軽減する重度障がい者（児）医療費助成制度や各種の税制上の優遇措置・減免制度及び貸付制度等について、県庁ホームページ等を活用し、周知の徹底を図ります。

第6節 情報・コミュニケーション

1 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

- ・ 手話、要約筆記、点字、音訳、触手話など障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用する方が、地域社会で生活していくためには、それぞれの障がいの特性を理解し、それぞれの意思疎通手段の技術を身につけた通訳者等の支援者が不可欠であり、増加する意思疎通支援へのニーズに対応できるよう、意思疎通支援の充実を図る必要があります。
- ・ 聴覚障がい者の意思疎通支援については、障害者基本法において手話が言語に含まれることが明記されたことや障害者差別解消法が制定されたことを踏まえ、手話通訳者等の派遣・育成の充実がより一層求められています。
また、全国的に言語としての手話の普及や手話を利用しやすい環境整備、その他点字、要約筆記など障がいの特性に応じた幅広い情報伝達手段の普及を図ることを目的とする条例の制定が進んでいます。
- ・ 障害者総合支援法が施行されたことに伴い、各種養成事業を中心に意思疎通支援事業における都道府県と市町村の役割が明確化されました。
- ・ 視覚障がい者に対しては点訳・朗読奉仕員の養成事業を、聴覚障がい者に対しては手話通訳者・要約筆記者の養成事業を行っています。また、盲ろう者に対しては盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業を行っています。
- ・ 平成30年度から、失語症者向け意思疎通支援事業は、県が行う地域生活支援事業の必須事業となりました。
- ・ 点訳・音訳及び手話・要約筆記等は、いずれも障がい者にとって重要な意思疎通支援の一つですが、地域によって養成講習会等の未実施地域や参加者の少ない地域があります。

【施策の方向性】

- ・ 障がいのある人もない人も意思疎通を円滑に行うことができる共生社会を目指し、手話や点字、要約筆記など障がいの特性に応じた幅広い情報伝達手段の普及や利用促進を図るための条例を制定し、県民への普及啓発を行うとともに、市町村と連携の上、各種施策を講じます。
- ・ 点訳・朗読奉仕員、手話・要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成講座等の開催について、県内全域に周知を図るとともに、奉仕員等の少ない地域における人材育成に努めます。
- ・ 県が主催する行事等において、手話通訳者や要約筆記者を派遣・配置する事業や民間事業所等を対象とした手話学習会を継続して実施するとともに、県職員が手話を学ぶための機会の確保に努めます。
また、ICTを活用したコミュニケーションを図る仕組みの導入を検討します。
- ・ 関係団体等と連携し、失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修への受講者派遣・指導者養成を行うとともに、県内の失語症者向け意思疎通支援者の養成を図ります。
- ・ 情報取得・利用や意思疎通支援に関する支援機器の利用の促進とその周知を図るとともに、機器を必要とする障がい者に対する給付、利用の支援等を行います。
- ・ 公共的施設の案内表示等については、知的障がい者等の意思疎通支援に資するため、誰にでも理解しやすい絵文字（ピクトグラム）の使用を推進します。

2 情報取得・利用のしやすさの推進

【現状と課題】

- ・ 障がい者の自己決定に基づく社会参加に当たり、さまざまな行事・イベントや行政サービス等が掲載された県政情報の取得・利用は、大変重要な役割を果たしています。
- ・ 県の広報媒体の作成に当たっては、障がいの特性や障がい者の生活実態、昨今のICT（情報通信技術）の進展への対応等に配慮することが必要です。
- ・ 日常生活や社会生活に制限を受けやすい障がい者にとって、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、電子メール等を活用した情報取得・利用や情報交換は、社会参加やコミュニケーションの幅を広げる有効な手段となっています。
- ・ 障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっています。
- ・ 障がい者がホームページ等を利用する上で、障がいの特性及び障がい者の生活実態等により多くの社会的障壁があることから、障がい者が情報を利用しやすい環境の整備などの合理的な配慮が求められています。

【施策の方向性】

① 障がい者等に配慮した県の広報媒体の作成

- ・ 「県広報みやざき」（広報紙）の点字版や音声版（CD）の配布などにより、視覚障がい者に対し、引き続き、県の施策や行事などの県政情報を定期的に提供します。
- ・ 県政テレビ番組の聴覚障がい者への配慮に当たっては、平成23年度より全編字幕を挿入しているところですが、今後も、その更なる充実とともに分かりやすい番組づくりに取り組みます。
- ・ 県ホームページに掲載する県政情報の充実に努めるとともに、障がいの有無や利用環境に関係なく、誰もが情報や機能を支障なく利用でき、かつ分かりやすいホームページづくりに努めます。

② 障がい者に配慮した広報媒体作成の普及啓発

- ・ 障がい者を含む全ての人の情報の取得・利用のしやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組みます。
- ・ ホームページ等の情報取得・利用のしやすさについては、ホームページ作成事業者、各行政機関、公共施設等に周知・徹底するなど、障がい者に配慮したホームページ等の広報媒体作成の普及啓発に努めます。
- ・ 宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、複数の手段によるわかりやすい情報の提供など、障がい者や高齢者に配慮した取組に努めます。

③ 障害福祉サービス事業所等の情報公表

- ・ 障害福祉サービス事業所等に対して、基本情報（所在地、従業員数、営業時間、事業内容等）及び運営情報（関係機関との連携、苦情対応の状況、安全管理等の取組等）などの報告を求め、報告された内容をインターネット等で公表する取組を行うことにより、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できる環境整備に取り組みます。

④ 障がい者へのICT（情報通信技術）利用促進

- ・ 障がい者が情報通信機器を使用する際に必要となる周辺機器、ソフト、点字ディスプレイ等の給付制度の周知を通じ、障がい者のICT（情報通信技術）利用を促進するとともに、ICT（情報通信技術）の操作等を学ぶことのできる機会を積極的に設けます。

3 情報提供の充実

【現状と課題】

- ・ 点字を未習得の中途失明者及び手話を未習得の中途失聴者など、意思疎通支援が困難な方への対応の充実が求められています。
- ・ 障がい者が安心して外出できるように、県内施設のバリアフリー情報を掲載したホームページ「みやざきバリアフリー情報マップ」を、広く県民に公開しています。
今後、県民の方々に広く利用していただくために、新たな施設の情報など、様々なバリアフリー情報を掲載し、情報の充実に努める必要があります。
- ・ 障がい者の社会参加を促進する、観光地に関する情報の提供に当たっても、障がい者に配慮することが重要です。

【施策の方向性】

① 視覚障がい者に対する情報提供

- ・ 県立視覚障害者センターにおいて、利用者の意向を踏まえ、情報の提供の支援をする点訳・音訳ボランティアの活用を推進するとともに、中途失明者への対応として、録音図書の製作・貸出などの音訳情報の提供を、引き続き実施します。
- ・ カセットテープに録音された図書のデジタル化（デイジー等）にも順次対応していきます。

② 聴覚障がい者に対する情報提供

- ・ 県立聴覚障害者センターにおいて、手話通訳者や要約筆記者の派遣、相談等の充実を図るとともに、中途失聴者を含めた対応として、字幕入り映像の製作・貸出や自主番組制作及び相談などの取組の充実を図ります。

③ バリアフリー施設等の情報の提供

- ・ 「みやざきバリアフリー情報マップ」ホームページについては、情報取得のしやすさの向上及びバリアフリー情報の追加・更新など、内容等の充実を図るためのリニューアルを検討していきます。

第7節 生活・環境

1 人にやさしい福祉のまちづくり

(1) 思いやりのある心づくり

【現状と課題】

- ・ 本県では、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての人々が一人の人間として尊重され、住み慣れた地域で安心して快適に生活を営むとともに、自らの意思で行動し、参加することができる社会を実現するために、「思いやりのある心づくり」や「バリアフリーの施設づくり」を施策の柱に、各種事業に取り組んでいます。

しかしながら、障がい者アンケート調査結果では、障がいがあることで不当な扱いを受けたり、いやな思いをしたことがあるとの回答が33.4%、県民の障がい者への理解と認識についての質問では、半数以上の人々が「以前よりは深まったがまだ不十分」及び「深まっていない」と回答しており、障がい者への差別の解消や県民の理解の促進が進んでいない現状があります。

- ・ 平成24年2月には、障がい者等用駐車場利用証制度、いわゆる「おもいやり駐車場制度」を創設し、全国の同制度導入府県と相互利用協定を締結しています。
- ・ 「おもいやり駐車場制度」の効果として、障がい者アンケートでは、前回の調査と比較して、「利用しやすくなった」は9.9ポイント増加する一方で、「マナー違反は増えた」は、5.5ポイント増加しています。

【施策の方向性】

- ・ 人にやさしい福祉のまちづくり条例及び宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づき、障がい者が基本的人権を享有するかけがえのない個人として、身近な地域でともに生活できるよう、障がいを理由とする差別の解消を含めた県民の理解、認識及び関心を深め、誰もが障がい者等に自然に手助けすることのできる「思いやりのある心づくり」を推進します。

- ・ 「人にやさしい福祉のまちづくり」に関する功労者・団体を表彰することなどを通じて、県民と協働しながら一部地域の活動が県民レベルでの活動へと拡大するよう、人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。
- ・ 障がい者が利用する障がい者等用駐車場、視覚障がい者誘導用ブロック、身体障がい者補助犬等に対する理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要となる合理的配慮等について周知を図ります。
- ・ 「おもいやり駐車場制度」について、県民・事業者等にさらに普及啓発を行うとともに、障がい者等用駐車場の不適正利用の防止を目指して、特に自動車を運転する県民への啓発のため、県の広報媒体の活用やイベントでの周知など継続して実施します。
- ・ 宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、子どもたちが障がい者等とふれ合える場づくりを推進するとともに、2020年に開催される東京オリンピック、パラリンピックに向けて、世界中から訪れる様々な人々の受入（おもてなし）環境の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、その普及啓発を図ります。

(2) バリアフリーの施設づくり

【現状と課題】

- ・ 「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づく施設整備については、平成19年4月に新築等に係る届出義務の対象施設を拡充し、平成24年1月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）にあわせて、特定公共的施設の整備基準への適合を義務付けるとともに、適合証交付数の増加のために交付に係る手続の簡略化を行ったところです。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、外出の際に困っていることとして、「道路に段差が多い」、「身体障がい者用トイレがない（少ない）」、「建物内の出入口や通路に段差がある」との回答が多くなっており、「バリアフリーの施設づくり」が引き続き求められています。
- ・ 障害者差別解消法が制定されたことに伴い、施設整備においても障がい者が円滑に公共的施設等を利用できるよう合理的な配慮が求めら

れています。

- ・ 道路等については、移動時の身体の負担を軽減するとともに、移動の利便性や安全性の向上を図り、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を送れる環境を整備することが急務となっています。
- ・ 主要な旅客施設を中心とした地域の道路等のバリアフリー整備は、一定の水準に達してきましたが、それ以外の地域において、整備の必要な箇所が数多く残されています。
- ・ 公園等については、段差の解消や障がい者に配慮したトイレ、駐車スペースを設置するなど、障がい者など様々な人が安心して利用でき、かつ、その活動範囲を拡大するために、バリアフリー化をより一層推進していく必要があります。
- ・ 公共交通機関の旅客施設や車両等については、駅へのエレベーターの設置やノンステップバスの導入など、交通事業者によるバリアフリー化の取組が行われていますが、障がい者の社会参加の進展を踏まえ、バリアフリー化をより一層推進していく必要があります。
- ・ 住宅は生活の重要な基盤であり、障がい者を含む全ての人々が、生涯を通じて安全で快適に生活できることが必要です。
そのためには、良質な住宅の整備を図るとともに、障がいの特性及び障がい者の生活実態等に応じ、日常生活に適した規模・設備を有する住宅を確保する必要があります。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、行政に要望する取組として、「住宅改造に対する助成制度の充実」を選択している割合は、身体障がい者のうち13.2%、難病患者のうち17.6%、重症心身障がい児・者16.3%となっています。

【施策の方向性】

① 公共的施設の整備等

- ・ 人にやさしい福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法の普及啓発を進めるとともに、条例の基準に適合する施設等の整備促進を図ります。

- ・ 障害者差別解消法が求める必要な環境整備を実現するため、バリアフリー法の平成30年5月の改正（以下「改正バリアフリー法」という。）も踏まえた上で、公共的施設を有する民間事業者等に法の普及啓発を行うとともに、窓口業務を行う県有施設について、バリアフリーの施設整備をより一層推進します。
- ・ 「おもいやり駐車場制度」について、さらに普及啓発を行うとともに、協力施設・協力区画の増加を目指して、公共的施設の管理者等に継続的に働きかけを行います。
- ・ 公共的施設の案内表示等については、知的障がい者等の意思疎通支援に資するため、誰にでも理解しやすい絵文字（ピクトグラム）の使用を推進します。（再掲）

② 道路等の整備

- ・ 障がい者を含め、利用者の多い道路においては、安全に、安心して移動できる歩行空間を確保するため、道路の新設や拡幅等の際には、車いす等が容易にすれ違うことができる歩道を整備するとともに、横断部、切り下げ部の緩勾配化や視覚障がい者にも配慮した適切な段差、誘導ブロックの設置など、移動等円滑化基準に適合した歩道の整備を推進します。
- ・ 改正バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を推進します。また、重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路において、歩行者と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行うPICS（歩行者等支援情報通信システム）等のバリアフリー対応型信号機、絵文字（ピクトグラム）を用いた見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。
- ・ 障がい者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化を推進します。

- ・ 市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域を設定して、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図ります。
- ・ 信号機の視覚障がい者用付加装置等の設置場所について、関係機関や団体から意見を聴取するなどして、必要性の高い場所から整備するとともに、高齢者等感应信号機の整備に取り組みます。
- ・ 歩行に困難がある方などに交付している、駐車禁止除外指定車標章について適正利用の普及啓発を図ります。

③ 公園等の整備

- ・ 障がい者の活動範囲を広げ、社会参加を促進するため、県が設置する都市公園や県が管理する自然公園施設において出入口や園路の段差解消、障がい者や高齢者が安全に利用できるトイレの設置など、バリアフリー化をより一層推進します。
- ・ 市町村が設置する都市公園の整備に当たっては、段差解消や障がい者用トイレの設置等を進めるバリアフリー支援補助事業の活用促進に努めます。

④ 公共輸送車両等の整備

- ・ 障がい者が、より快適に安心して公共交通機関を利用して移動できるようにするため、障がい者のニーズや改正バリアフリー法に基づく施策を踏まえ、交通事業者等との協働により、公共交通機関の旅客施設や車両等のバリアフリー化をより一層促進するとともに、旅客施設や車両内における音声や視覚情報の提供など障がい特性に配慮した機能の充実を図ります。

⑤ 障がい者に配慮した住環境の整備

- ・ 県営住宅においては、室内の段差解消や浴室・トイレへの手摺設置などのバリアフリー化を推進するとともに、入居者選考時における障がい者への抽選倍率の優遇措置を行います。

- ・ 住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）に基づき、賃貸人、障がい者双方に対する情報提供や相談体制の構築を行うとともに、セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の活用等により、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。
- ・ 障がい者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、また、介護者の負担軽減を図るため、障がい者の居住する住宅改修に対する支援を行います。
- ・ 県及び市町村の住宅リフォーム相談窓口における既存住宅のバリアフリー化に関する相談支援の実施及びホームページ「みやざき住まいの安心情報バンク～愛称『ゆとりネット』～」による情報提供をより一層推進します。

2 宿泊施設等のアクセシビリティ向上

【現状と課題】

- ・ 東京オリンピック・パラリンピック等により、本県にも多くの観光者が訪れることが期待されるとともに、2026年の全国障害者スポーツ大会の本県開催により、多くの障がいのある方の来県が見込まれるため、障がいの有無に関わらず全ての人が利用しやすい施設やサービスの提供が求められます。

【施策の方向性】

① アクセシビリティへの理解向上

- ・ アクセシビリティへの理解向上のため、宿泊施設等へのおもてなしや配慮の方法についての普及・啓発の取組を実施します。

② ハード、ソフト両面のアクセシビリティの推進

- ・ 障がいの有無に関わらず、利用しやすい施設等の環境整備に加え、交流、協働の取組による心のバリアフリーの促進などのハード、ソフト両面のアクセシビリティの向上に資する取組を実施します。

3 防災・防犯対策等の充実

(1) 防災対策

【現状と課題】

- ・ 東日本大震災においては、多くの障がい者が被災し、一部地域では障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍となるなどの調査結果が示されており、障がい者の犠牲をいかにして減らすかが喫緊の課題となっています。
- ・ 自ら避難することが困難である避難行動要支援者の避難等を円滑に行うためには、それぞれの特性に応じた避難対策の支援が必要であり、対象者への避難勧告等の伝達、避難行動支援計画の整備などその支援体制を更に具体化することが求められます。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、防災対策への不安として、「冷暖房やトイレなどの避難場所の生活環境」との回答が最も高い割合(34.3%)を占めていますが、「避難場所に行くまでの道筋や方法」が2番目に高い割合(27.4%)となっており、特に重症心身障がい児・者、難病患者では高い割合を占めています。

- ・ 障がいのある避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うためには、支援者となる地域住民、自主防災組織等を牽引するような人材が必要であり、本県においては、防災士の養成に取り組んでいますが、避難行動要支援者に対する支援のための対応力の更なる強化が必要です。
- ・ 近年、自然災害や犯罪被害、事故等において「心のケア」の必要性が強く認識されています。障がい者に限らず被災者は、避難所での生活や、日常生活の困難、後片づけや今後の生活の心配のために、心身ともに疲れやすいことから、被災者に対する精神保健対策が必要です。

【施策の方向性】

① 障がいのある避難行動要支援者に係る支援対策の充実

- ・ 障がいのある避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、市町村による避難行動要支援者名簿情報の避難支援等関係者への事前提供を進めるとともに、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを個々に決めておくことが重要であることから、その取組を促進します。
- ・ 「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」の活用等により、障がい者やその支援者、個別避難計画を策定する市町村等に対して、災害に備えた事前の準備や実際に災害が起こった場合の対応等についての啓発に向けた取組を実施します。
- ・ 市町村や県防災士ネットワークとの連携・協力の下、障がいのある避難行動要支援者に対応した地域防災力の強化や障がい者施設職員等を対象にした防災士の養成を推進します。
- ・ 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、福祉避難所等において障がい者が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を受けることができるよう、市町村における必要な体制の整備を支援します。
- ・ 防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地区防災計画等の作成、自主防災組織と障がい者や福祉関係者等の多様な主体が参加する防災訓練等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進します。

- ・ 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に努めます。
 - ・ 障害福祉サービス事業所等に対し障がいの特性に応じた避難の確保、県・市町村が実施する防災対策への協力を要請します。
 - ・ 障がい者が避難誘導や避難生活の場面において、障がいの特性や障がい者の生活実態等に応じた支援が必要なことについて、地域住民への理解・啓発に努めます。
- ② 障がい者の円滑な通報を可能とする環境の整備促進
- ・ 火災や緊急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、県内の消防局・消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システム（Net 119緊急通報システム）の導入について、関係市等と連携の上、早期導入に向けた取組への働きかけを行います。
- ③ 被災者に対する精神保健対策
- ・ 精神保健福祉センターにおいて、医師、保健師、看護師等の医療職に対して、精神保健上の専門的な対応技術及び相談支援技術の習得・向上等を目的とした研修を実施し、人材育成を図ります。

(2) 防犯対策

【現状と課題】

- ・ 現下の犯罪情勢は、官民一体となった犯罪抑止対策を推進した結果、刑法犯の認知件数が10年前と比較してほぼ半減するなど、治安は着実に改善しつつあります。

しかしその一方で、子供や女性が被害者となる事件や高齢者を狙った詐欺事件が後を絶たない状況にあり、治安に対する県民の不安を払拭するには至っていません。

このような情勢の下、犯罪の発生を引き続き抑止し、安全安心を実感できる社会を実現していくためには、地域住民や事業者、防犯ボランティア団体等の自主防犯活動を促進することにより、犯罪予防機能の強化を図るなど、社会を挙げて安心感を醸成していく取組を定着させることが必要であり、特に、障がい者が被害に遭わないためには、関係機関相互の連携と発生状況や防犯対策等をタイムリーに提供するネットワークの活用、整備が必要不可欠です。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者が犯罪被害に遭うことなく、安全で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、関係機関・団体等との既存の防犯ネットワークを活用するとともに、新たな防犯ネットワークを整備し、これを通じてきめ細かな地域安全情報の提供に努めます。

また、自治体、警察、関係機関・団体等が連携した防犯教室や防犯訓練、NPO・ボランティア団体等による自主防犯パトロール活動の促進を図ります。

- ・ 聴覚障がい者等の緊急通信手段である「FAX110番」や「Web110番（サイト110番）」の活用促進に努め、これらの周知徹底を図ります。

(3) 消費者トラブルの防止及び解決支援

【現状と課題】

- ・ 県では、消費者と事業者の間で生じた消費者トラブル等様々な消費生活相談に対し、助言やあっせんを行うことにより解決の支援を図っています。県消費生活センターへ寄せられる相談内容は、サービスの多様化、情報通信社会・高齢化の進展等により、年々複雑・多様化しています。
- ・ 消費者の自立支援のため、出前講座やセミナー等消費者に学習の機会を提供し、商品・サービス等についての基本的な知識の習得や問題意識の高揚を図っています。
- ・ 障がい者を含め消費者は、商品情報や契約の知識、交渉力において、事業者と比べて力の差があり、そうした消費者の弱みにつけ込んだトラブルもみられることから、今後も相談に対する適切かつ迅速な対応とともに、啓発の充実・強化を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 県消費生活センターの相談体制の充実及び市町村相談窓口への支援等により県全体での消費者被害の未然防止と解決支援を図っていきます。特に、犯罪的な被害も見られることから、警察等関係機関と連携し、障がい者を含め消費者の安全で安心な消費生活の確保を図ります。
- ・ 県民を対象とした出前講座やセミナーの開催等により、引き続き消費者への啓発に努めることとし、障がい者を支援する民生委員やホームヘルパー等への啓発にも取り組みます。
- ・ 相談、啓発に当たっては、障がい者団体やその他福祉関係団体等とも十分連携し、障がい者への適切な相談対応や情報提供等に努めます。

第8節 福祉を支える人づくり

1 専門職種の養成・確保

【現状と課題】

- ・ 障がい者が身近な地域でともに生活するためには、障がいの多様化、障がいの重度・重複化の進行も踏まえ、障がいの特性及び障がい者の生活実態等に応じたきめ細かな支援が必要となっており、多様なニーズに適切に対応できる質の高い福祉・保健・介護・医療従事者等の養成と確保が課題となってきています。
- ・ 高齢化の進展に伴い、急性期から回復期、維持期までの多様なリハビリテーションニーズが高まってきており、それに対応できる資質の高い理学療法士・作業療法士等の養成・確保が必要となっています。
- ・ 重症心身障がい者等が地域社会でともに生きるためには、訪問看護等の在宅におけるサービスの充実が求められています。
- ・ 県内には看護師の養成所が14校、准看護師の養成所が6校、助産師の養成所が1校あり、この内、四年制大学では選択制で保健師及び助産師の養成を行っています。
- ・ 高度化する医療技術や多様化する看護ニーズに対応できるよう、今後とも看護師・准看護師・保健師・助産師の確保と資質向上に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

① 障がい福祉事業等に従事する職員等の養成・確保

- ・ 障がいの特性及び障がい者の生活実態等に応じたサービスを提供できる体制を整えるため、ホームヘルパー、点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、社会福祉士、介護福祉士等の人材養成に努め、必要となる人材の確保を図るとともに、資質向上に努めます。
- ・ 障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けケアマネジメントによりきめ細かな支援を行うため、相談支援専門員、主任相

談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の人材の育成を図ります。

- ・ 自傷・他害などの不適応行動が多く見られる強度行動障がいをもつ人への支援方法に関する研修の実施や、喀痰吸引等に従事する介護職員等の研修を通じて、障がい特性に配慮した適切な支援を提供できる施設職員等の育成を図ります。
- ・ 障がい者が公共的施設等を気軽に利用できるように、各施設に対し、手話をはじめとした意思疎通支援など、各種研修の積極的な受講の呼びかけを行います。

② 理学療法士、作業療法士等の専門職員の確保

- ・ リハビリテーション体制の整備充実のため、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、心理士等の医学的リハビリテーション等に従事する者の確保及び資質の向上について、大学等の養成機関や関係団体との連携強化を図ります。
- ・ 肢体不自由児が身近な地域で日々のリハビリテーションが受けられるよう民間病院等の理学療法士や作業療法士等の訓練士に対する研修を継続して実施します。(再掲)

③ 看護職員の養成・確保

- ・ 看護師・准看護師等の養成と確保に努めるとともに、訪問看護師養成のための研修を実施し、様々な場面や対象者に対応できる看護職員の資質向上を図ります。
- ・ 宮崎県ナースセンターにおいて求人・求職相談を実施し、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携して、未就労の看護師・准看護師等の有効活用を図ります。

2 NPO・ボランティア活動の推進

【現状と課題】

- ・ 障がい者を取り巻く複雑・多様化する地域課題に対し、NPO・ボランティア等が様々な分野で地域に密着したサービスや活動を展開しており、障がい者の日常生活や社会活動への参加において大きな役割を果たしています。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、生活で困っていることとして、「外出（買い物、通院など）」や「家事（料理、掃除、洗濯など）」の割合が高く、それらの困りごとに対応できるNPO・ボランティア等を育成・支援する必要があります。また、そうした障がい者への生活支援活動が広がることにより、障がいに対する理解が深まり、障がいを理由とする差別の解消につながることも期待できます。
- ・ 県内で認証されているNPO法人数は平成30年3月31日現在、439法人となっており、そのうちの307法人（69.9%）が保健・医療又は福祉の増進を図る活動を活動分野としています。
- ・ 各市町村のボランティアセンターに登録されているボランティア団体数は平成30年6月1日現在、2,124団体となっており、そのうちの178団体（8.4%）が障がい者福祉を活動分野としています。
- ・ 近年、全国各地において大規模災害が発生しており、被災者支援において多くのNPO・ボランティア等が活躍しています。災害時はもとより平時から、NPO・ボランティア活動への参加のきっかけづくりや環境づくりを行うことによって、県民のNPO・ボランティア活動への参加促進を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者を取り巻く複雑・多様化する地域課題に的確に対応するため、NPO・ボランティア団体等の活動や、多様な主体による地域課題解決のための支援体制の環境づくりを進めます。
- ・ みやざきNPO・協働支援センターや宮崎県ボランティアセンターにおけるNPO、ボランティア活動に関する情報提供や相談体制の充実を図り、障がい者を含めた県民の参加意欲の向上に努めます。

- ・ 宮崎県ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動についての効果的な広報・啓発や、ボランティア活動を体験する機会の提供等に取り組みます。
- ・ ボランティア活動や協働による地域課題解決のための取組の意義や必要性について県民の関心を高めるとともに、より一層の活動の促進を図るため、社会貢献活動に取り組む個人、団体及び企業や、NPO、企業、行政、その他団体等により行われる協働の取組に対して表彰を行います。
- ・ 障がいのある人もない人も互いに支え合える地域社会を目指し、障がい者等の生活支援を必要とする人の視点に立った、NPO・ボランティア活動の推進を図ります。

第9節 行政サービス等における配慮

1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

【現状と課題】

- ・ 障害者差別解消法及び障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例の施行に伴い、行政機関の職員等における「合理的な配慮の提供」の正しい理解と適切な実施が必要であります。
- ・ 障がい者がそれぞれの障がい特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努める必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。
- ・ 障害者差別解消法に基づき国が定める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」や「国等職員対象要領」を踏まえ、障がいを理由とする差別の禁止及び合理的な配慮の提供に関して職員が適切に対応することができるよう、平成30年4月に「宮崎県職員対応要領」を作成し、職員への周知を行いました。今後も職員に対し、障がい及び障がい者への理解を深めるため「宮崎県職員対応要領」等の周知徹底に向けた取組を実施します。
- ・ 障害者差別解消法が求める必要な環境整備を実現するため、バリアフリー法の平成30年5月の改正も踏まえた上で、公共的施設を有する民間事業者等に法の普及啓発を行うとともに、窓口業務を行う県有施設について、バリアフリーの施設整備をより一層推進します。(再掲)

2 選挙等における配慮等

【現状と課題】

- ・ 障がい者がその権利を円滑に行使することができるように、障がい者に対して、選挙等における配慮を行う必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 選挙等における情報の提供に当たっては、手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、障がい特性及び障がい者の生活実態等に応じた情報の提供に努めます。
- ・ 移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に向けた市町村の取組を支援するとともに、障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施など、市町村の取組を支援します。
- ・ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進に向けた市町村との協力や市町村への支援等により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。

3 司法手続等における配慮等

【現状と課題】

- ・ 障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、また、障がい者がその権利を円滑に行使することができるように、障がい者に対して、司法手続等における配慮を行う必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 被疑者、被告人及び被害者等となった障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障がい者の意思疎通等に関して適切な配慮を行います。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、引き続き、障がいや障がい者に対する理解を深めるため必要な研修等を行います。
- ・ 知的障がい、発達障がい、精神障がい等で言語によるコミュニケーションに困難を抱える逮捕若しくは勾留された被疑者に対する取調べの録音・録画の試行を継続して行います。
- ・ 矯正施設に入所する累犯障がい者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センターにおいて、保護観察所等の関係機関と連携の下、矯正施設に入所する累犯障がい者等が出所等後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行います。

[別表]

○第4次宮崎県障がい者計画に係る成果目標

項番	事 項	現 状	目 標
1 啓発・広報			
①	県民の障がい者への理解と認識 「以前よりは深まったがまだ不十分」、「深まっていない」の合計	54.3% (2018年度)	30%以下 (2023年度)
2 生活支援			
②	自立支援協議会を設置している 市町村数	24市町村 (2017年度)	26市町村 (2023年度)
③	訪問系サービスの一月あたり 利用時間数 ※1	47,670時間分 (2017年度)	56,933時間分 (2020年度)
④	日中活動系サービスの一月あたり サービス提供量 ※1	134,441人日分 (2017年度)	157,336人日分 (2020年度)
⑤	短期入所事業（ショートステイ）の 一月あたりサービス提供量 ※1	3,515人日分 (2017年度)	4,364人日分 (2020年度)
⑥	グループホームの一月あたり サービス提供量 ※1	1,123人 (2017年度)	1,405人 (2020年度)
⑦	指定障害者支援施設の一月あたり 必要入所定員総数 ※1	1,680人分 (2017年度)	1,618人分 (2020年度)
⑧	地域生活支援拠点等の数 ※1	0箇所 (2017年度)	7箇所以上 (2020年度)

項番	事 項	現 状	目 標
3 教育・育成			
⑨	小学校における 個別の教育支援計画の作成率 ※ 作成の対象となる児童生徒が いる学校の年度内作成予定を含む	90.0% (2017年度)	100% (2020年度)
⑩	中学校における 個別の教育支援計画の作成率 ※ 作成の対象となる児童生徒が いる学校の年度内作成予定を含む	93.3% (2017年度)	100% (2020年度)
⑪	高等学校における 個別の教育支援計画の作成率 ※ 作成の対象となる児童生徒が いる学校の年度内作成予定を含む	50.0% (2017年度)	80.0% (2020年度)
⑫	特別支援学校高等部卒業生の 一般就労率	24.0% (2017年度)	30.0% (2020年度)
⑬	保育士等キャリアアップ研修の うち、障がい児保育に関する研修の 受講者数	477人 (2017年度)	1,200人 (2021年度)
4 保健・医療			
⑭	県内すべての地域における 障がい児者協力歯科医師の人数	57人 (2016年度)	70人 (2023年度)
⑮	精神障がい者の 入院後3か月時点の退院率 ※1	65.0% (2014年度)	69.0% (2020年度)
⑯	精神障がい者の 入院後6か月時点の退院率 ※1	80.0% (2014年度)	84.0% (2020年度)
⑰	精神障がい者の 入院後1年時点の退院率 ※1	89.0% (2014年度)	90.0% (2020年度)

項番	事 項	現 状	目 標
⑱	精神障がい者の 1年以上の長期入院患者数の減少 (入院患者数) ※1	65歳未満 1, 111人 (2014年度)	65歳未満 772人 (2020年度)
		65歳以上 2, 116人 (2014年度)	65歳以上 1, 990人 (2020年度)
5 雇用・就業、経済的自立の支援			
⑲	就労移行支援事業の 一月あたりサービス提供量 ※1	6,913人日分 (2017年度)	8,664人日分 (2020年度)
⑳	就労継続支援(A型)事業の 一月あたりサービス提供量 ※1	15,927人日分 (2017年度)	22,097人日分 (2020年度)
㉑	就労継続支援(B型)事業の 一月あたりサービス提供量 ※1	45,779人日分 (2017年度)	52,387人日分 (2020年度)
㉒	工賃向上対象施設の 一人あたり平均工賃(月額) ※2	18,585円 (2017年度)	22,600円 (2020年度)
6 情報・コミュニケーション			
㉓	手話通訳者・要約筆記者 養成研修修了者数 ※1	177人 (2017年度)	258人 (2020年度)
㉔	点訳・朗読奉仕員 養成研修修了者数 ※1	28人 (2017年度)	30人 (2020年度)
㉕	盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修修了者数 ※1	10人 (2017年度)	30人 (2020年度)
㉖	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事 業の実利用者数 ※1	7人 (2017年度)	12人 (2020年度)

項番	事 項	現 状	目 標
7 生活・環境			
⑳	おもいやり駐車場制度協力施設数	1,148施設 (2017年度)	1,800施設 (2023年度)
㉑	路線バスのノンステップバス導入率 ※ 県内主要バス会社のみ	26% (2017年度)	40% (2023年9月末)
㉒	高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 ◎ 2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当	37.6% (2013年度)	60% (2025年度)
㉓	公営住宅のバリアフリー化率 ◎ 公営住宅のうち、次の全てを満たす住戸の割合 ① 屋内に段差がないこと ② 手すりが浴室及びトイレに設置してあること ③ 廊下幅が78cm以上（出入口幅75cm以上）確保されていること	27.7% (2017年度)	35% (2025年度)
8 福祉を支える人づくり			
㉔	手話通訳者・要約筆記者養成研修修了者数（再掲） ※1	177人 (2017年度)	258人 (2020年度)
㉕	点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数（再掲） ※1	28人 (2017年度)	30人 (2020年度)
㉖	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者数（再掲） ※1	10人 (2017年度)	30人 (2020年度)
9 行政サービス等における配慮			
㉗	「障がいがあることにより不当な扱いや不快感を受けたことがある」と回答した人の割合	33.4% (2018年度)	20%以下 (2023年度)

※1 第5期宮崎県障がい福祉計画（平成30年3月策定）の目標を記載しており、当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。

※2 宮崎県障がい者工賃向上計画（平成30年7月策定）の目標を記載しており、当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。

参 考 資 料

1	障がい者アンケートの結果概要について	1
2	計画の策定経過	1 6
3	宮崎県障害者施策推進協議会条例	1 7
4	宮崎県障害者施策推進協議会委員名簿	1 8
5	用語の解説	1 9

障がい者アンケートの結果概要について

～「宮崎県障がい者計画」及び「宮崎県発達障がい者計画」の見直しにあたって～

1 アンケート調査の目的と対象

この調査は、県内に居住する障がい者の実態やニーズ等を把握し、新しい「宮崎県障がい者計画」、「宮崎県発達障がい者計画」の策定に反映させることを目的として実施しました。

調査対象は、本県市町村に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者、療育手帳の交付を受けている知的障がい者、精神科病院を利用している精神障がい者、重症心身障がい児・者（保護者）、難病患者及び発達障がい者としました。

2 調査概要

この調査は、平成25年度に実施したアンケート調査との比較検討も視野に入れ、調査対象の選定及び調査項目については、基本的に同様のものとして実施しつつ、近年の障がい者施策の変化も視野に入れた設問を追加した上で実施しました。

3 調査期間

平成30年7月13日～平成30年8月24日

4 調査方法

郵送、関係機関・団体からの配布及び聞き取り調査

5 調査対象及び回答数について

調査対象者	設問数	配布数	回答数	回収率
I 身体障がい者	43問	2,000人	899人	45.0%
II 知的障がい者	43問	1,000人	355人	35.5%
III 精神障がい者	44問	500人	394人	78.8%
IV 重症心身障がい児・者	40問	200人	103人	51.5%
V 難病患者	44問	400人	126人	31.5%
VI 発達障がい者	47問	1,000人	319人	31.9%
合計		5,100人	2,196人	43.1%

6 調査項目

- | | | | |
|------------|--------|-------------|---------|
| ① 基礎項目 | ② 日常生活 | ③ 社会生活 | ④ 雇用・就労 |
| ⑤ 社会参加等 | ⑥ 相談支援 | ⑦ 障がい福祉サービス | |
| ⑧ おもいやり駐車場 | | ⑨ その他 | |

○ 現在の暮らし方

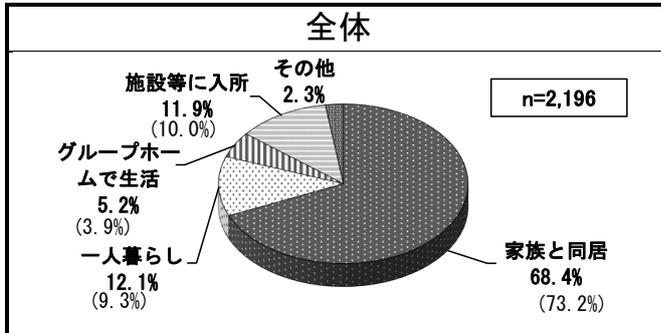
問 あなたの現在のお住まいの状況は次のどれですか。(一つに○)

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 1. 持ち家で家族と同居 | 2. 持ち家で一人暮らし |
| 3. 民間の借家、アパート、社宅などで家族と同居 | 4. 公営住宅で家族と同居 |
| 5. 民間の借家、アパート、社宅などで一人暮らし | 6. グループホームで生活 |
| 7. 社会福祉施設に入所、または医療機関に入院 | 8. その他 () |

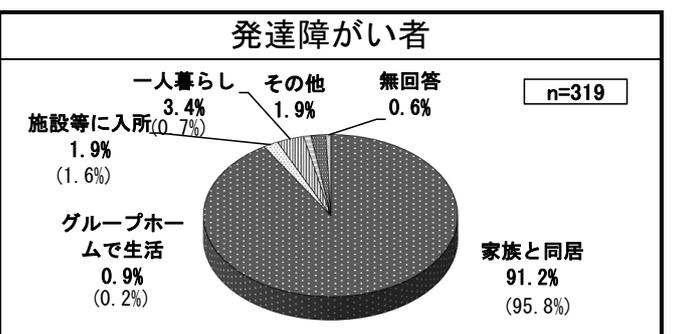
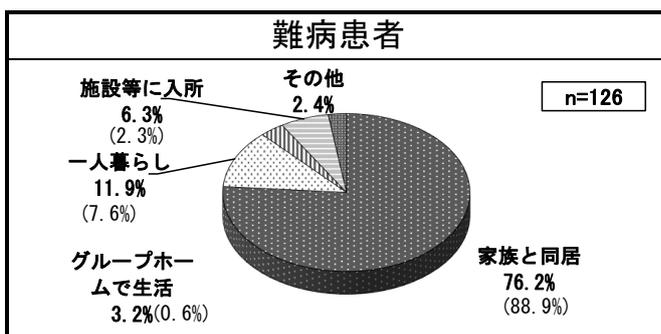
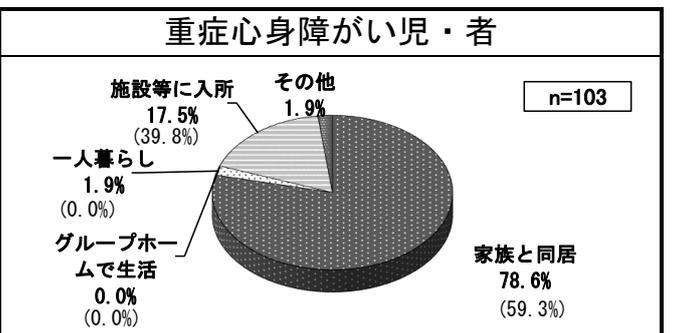
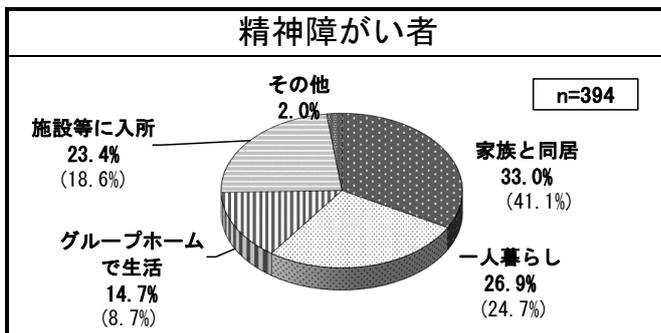
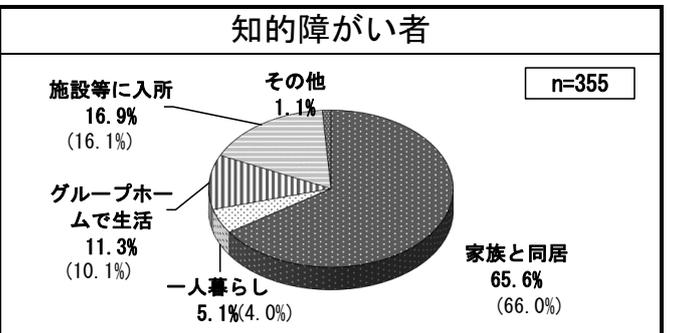
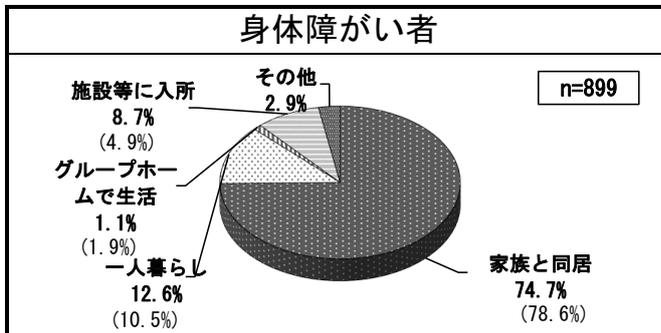
※ 上記の選択肢は、グラフでは以下のとおりまとめて計上しています。

- 1・3・4 : 家族と同居
- 2・5 : 一人暮らし
- 6 : グループホームで生活
- 7 : 施設等に入所

《 回答概要 》 ※ () は前回調査 (H25) の数値



- 全体では、前回と比較して、「家族と同居」は4.8%減少、「一人暮らし」は2.8%増、「グループホームで生活」は1.3%増
- 精神障がい者では、「家族と同居」は8.1%減少、「グループホームで生活」は6%増
- 「重症心身障がい児・者」では、「家族と同居」は19.3%増、「施設等に入所」は22.3%減



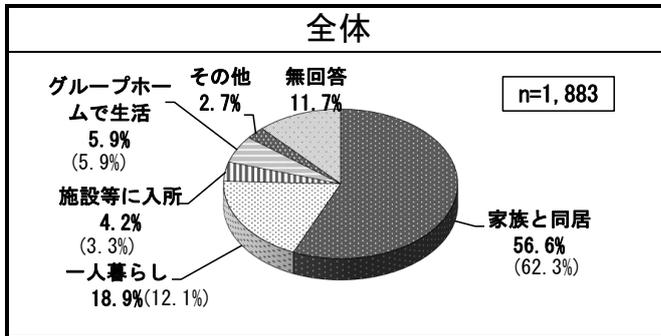
○ 今後希望する暮らし方

問 (地域で生活している方へ ※グループホーム利用者を含む)

これからの暮らし方として、あなたが望むのは次のどれですか。(1つに○)

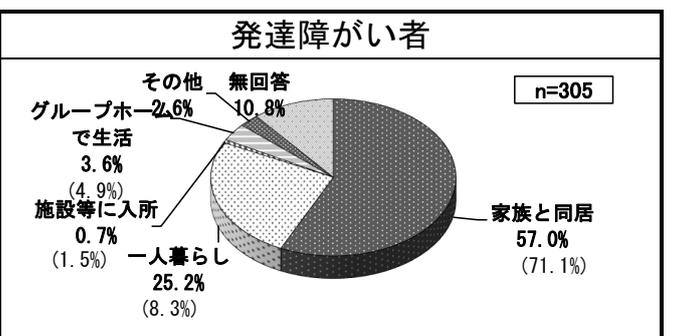
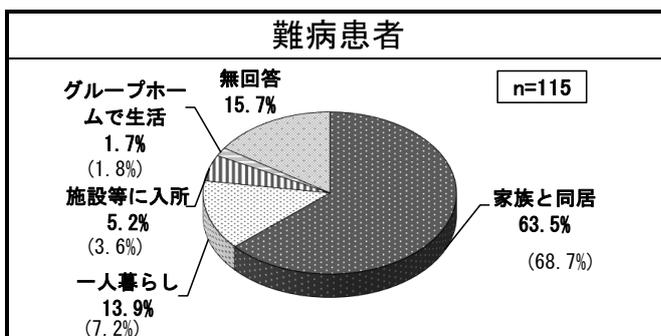
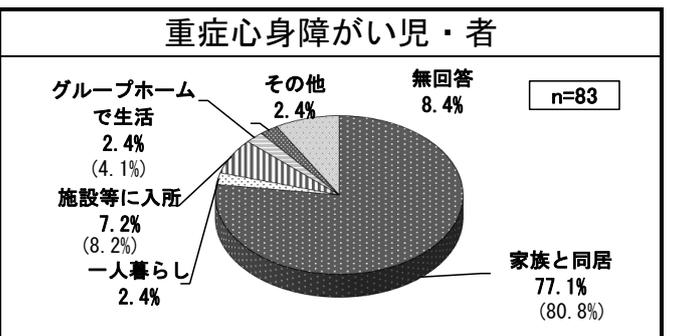
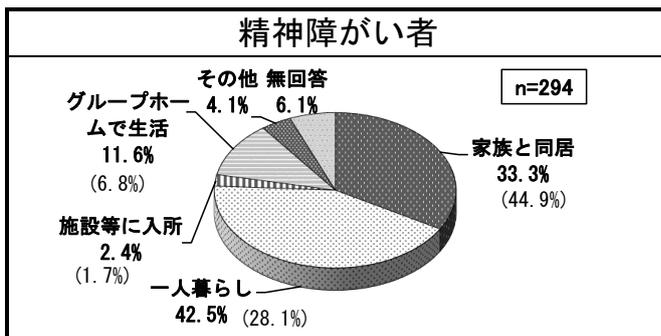
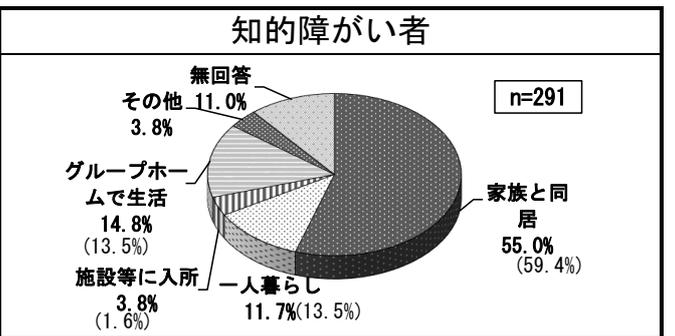
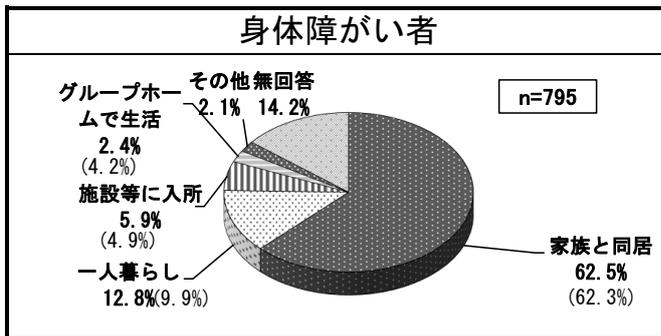
- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1. 家族と同居 | 2. 一人暮らし |
| 3. 社会福祉施設に入所、または医療機関に入院 | 4. グループホームで生活 |
| 5. その他 () | |

《 回答概要 》 ※ () は前回調査 (H25) の数値



○ 「全体」では、前回と比較して、「家族と同居」は5.7%減少し、「一人暮らし」は6.8%増

○ 「一人暮らし」の希望は、「精神障がい者」は14.4%増、「発達障がい者」は16.9%増



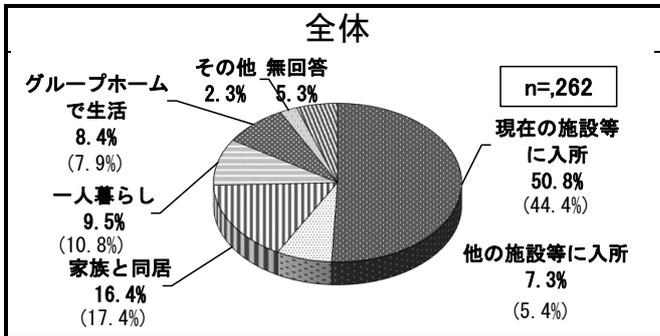
○ 今後希望する暮らし方

問 (社会福祉施設に入所・医療機関に入院中の方へ)

これからの暮らし方として、あなたが望むのは次のどれですか。(1つに○)

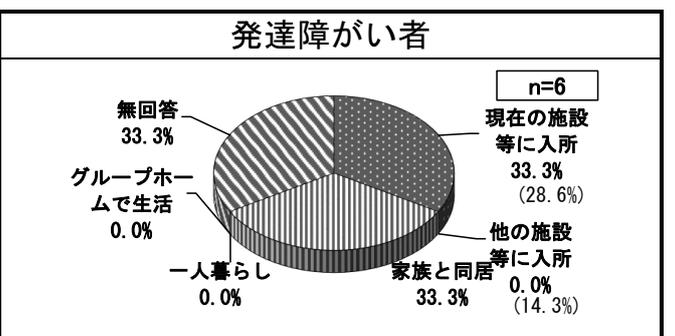
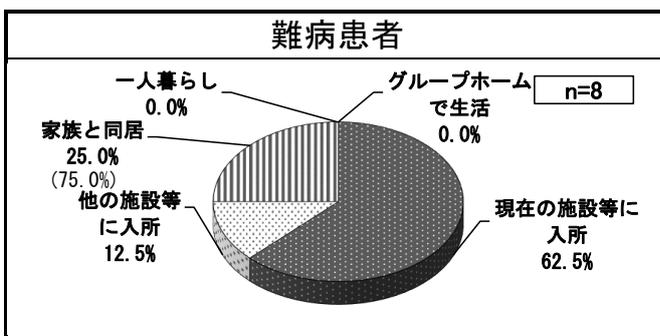
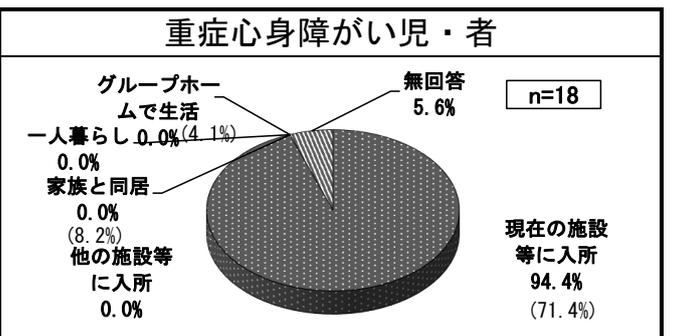
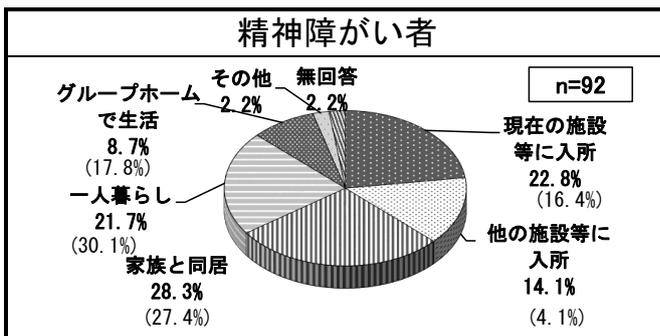
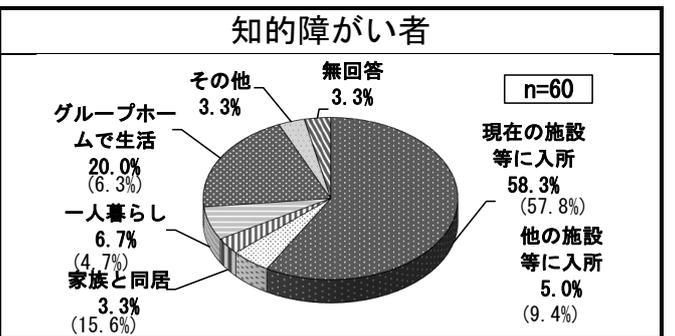
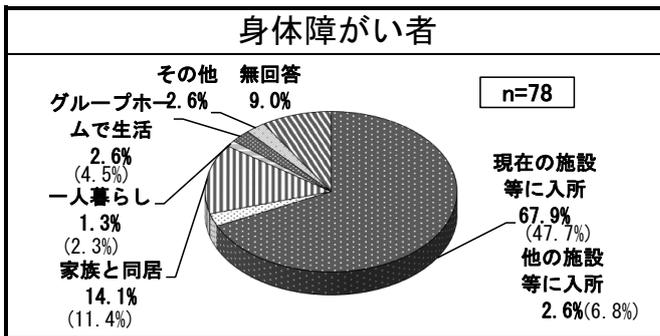
- | | |
|-------------------------------|------------|
| 1. 現在の社会福祉施設に入所、または現在の医療機関に入院 | 3. 家族と同居 |
| 2. 他の社会福祉施設に入所、または他の医療機関に入院 | 4. 一人暮らし |
| 5. グループホームで生活 | 6. その他 () |

《 回答概要 》 ※ () は前回調査 (H25) の数値



○ 知的障がい者では、前回と比較して、「グループホームで生活」は13.7%増

○ 「精神障がい者」では、他の障がい者と比較して「一人暮らし」、「家族と同居」と回答した割合が高い



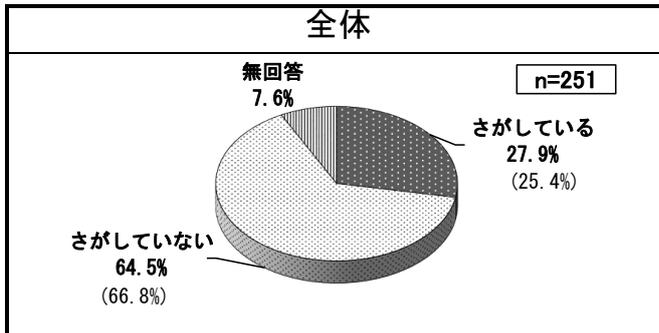
○ 就職活動

問 (修学中・訓練中・治療中・重度障がい者・高齢者以外の仕事をしていない方へ)

あなたはいま、仕事を探していますか。(1つを選択) ※重症心身障がい児・者を除く

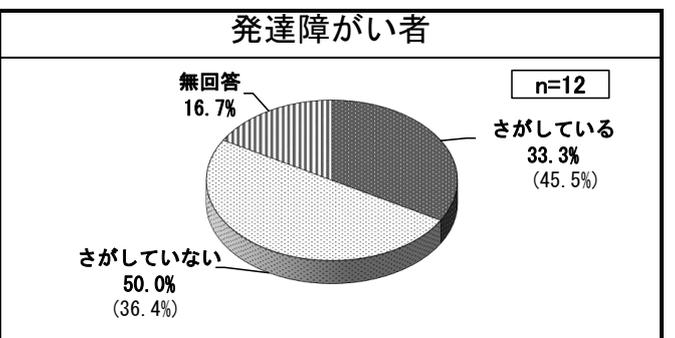
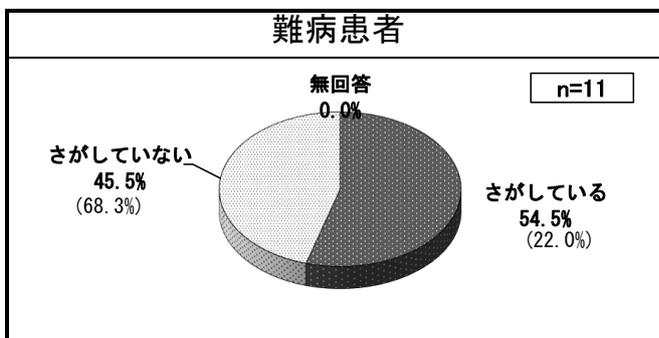
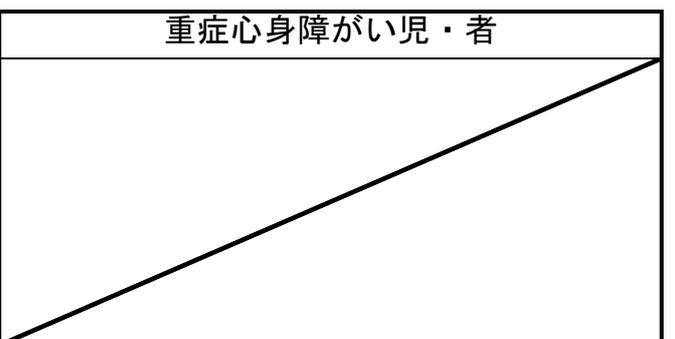
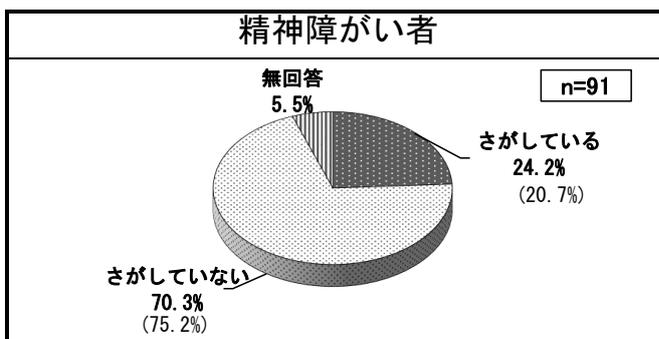
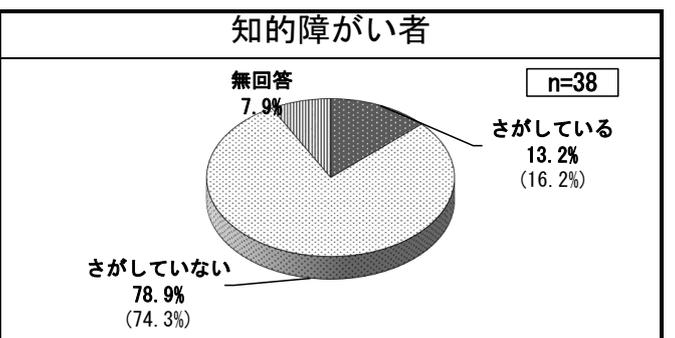
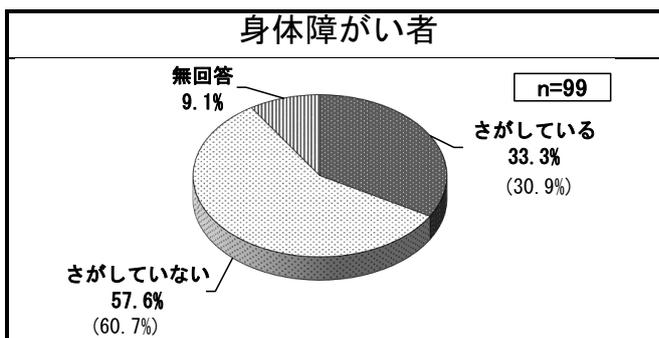
1. 探している 2. 探していない

《 回答概要 》 ※ () は前回調査 (H25) の数値



○ 全体では、前回と比べて「さがしている」と回答した方は2.5%増

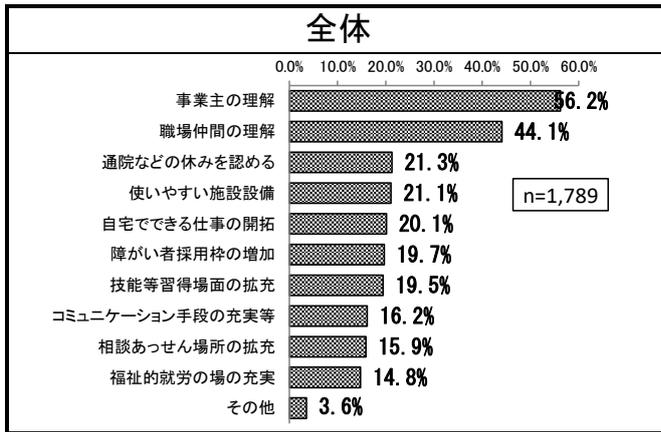
○ 知的障がい者では、他の障がい者と比べて「探している」の割合が低い



○ 障がい者の就労に必要な環境・条件整備

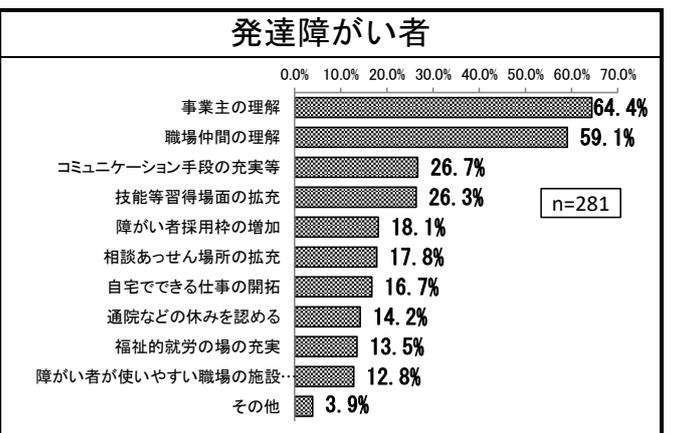
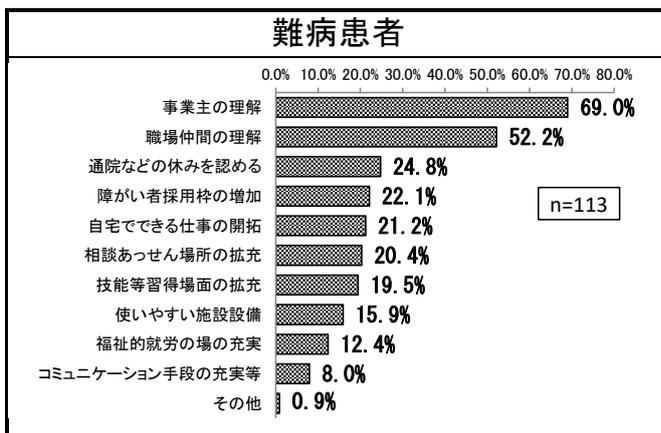
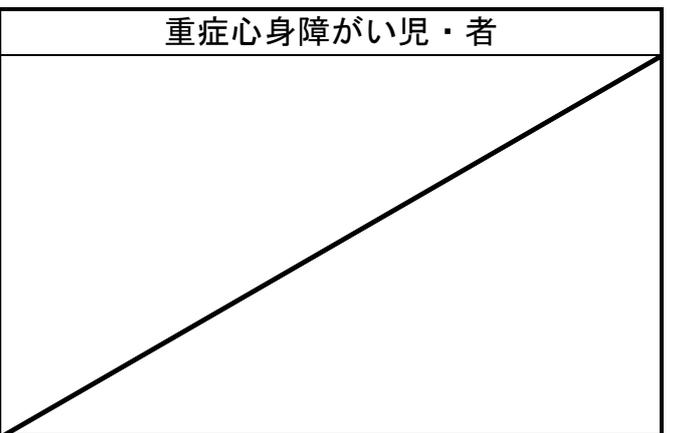
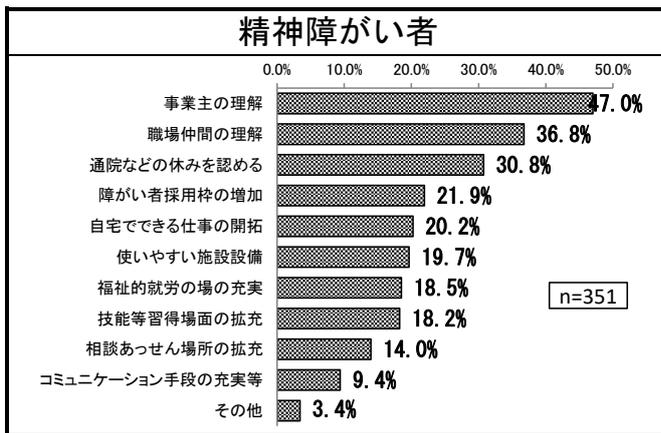
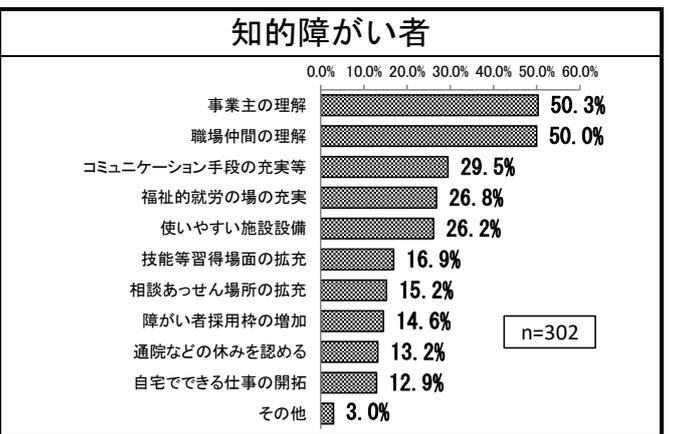
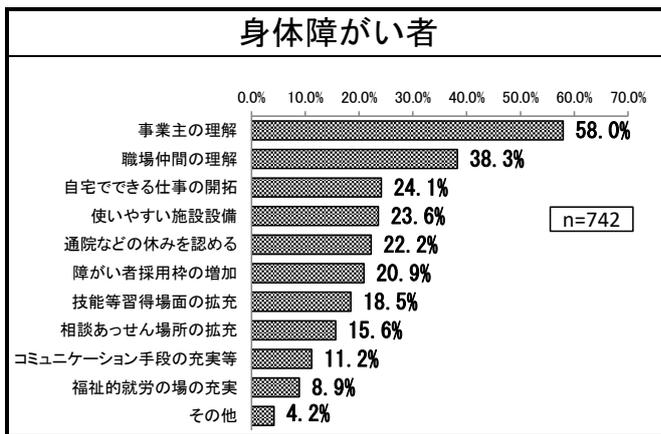
問 あなたは障がい者が仕事をするために、どんな環境や条件整備が必要だと思いますか。
 主なものを選んでください（最大3つまで選択）※重症心身障がい児・者を除く

《 回答概要 》



○ 全分類で、半数近くの方が「事業主の理解」、「職場仲間の理解」を選択

○ 身体障がい者では、「自宅でできる仕事の開拓」、知的障がい者及び発達障がい者では、「コミュニケーション手段等の充実等」、精神障がい者及び難病患者では、「通院などの休みを認める」の割合が高い

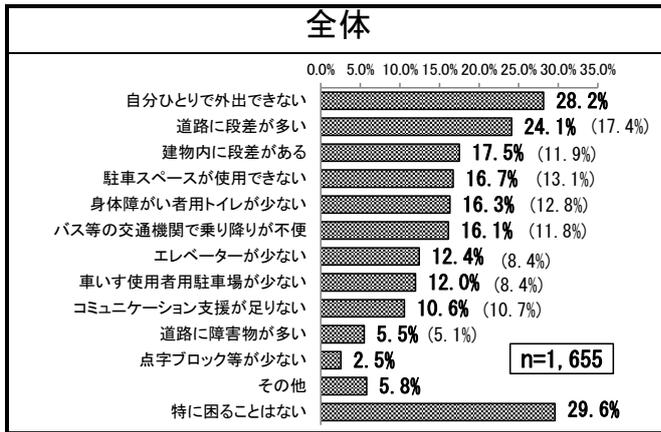


○ 外出時に困ること

問 あなたは外出する時どんなことに困っていますか（あてはまるものすべてを選択）。

※発達障がい者を除く

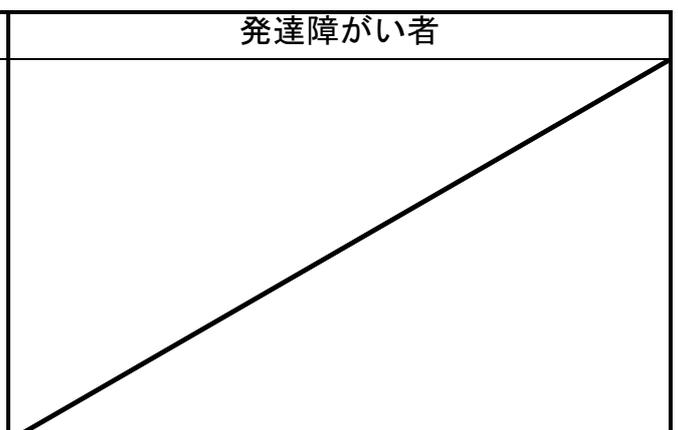
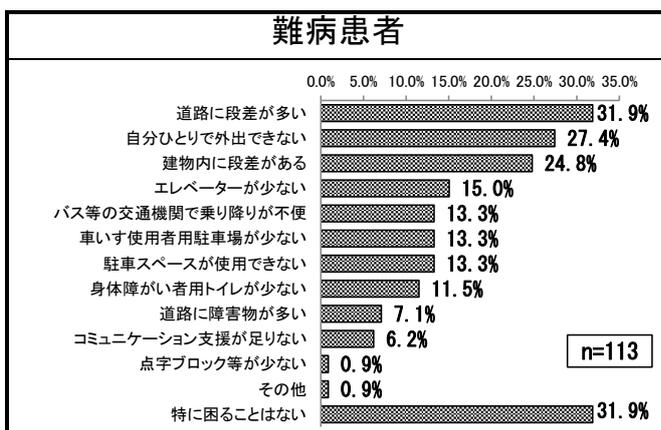
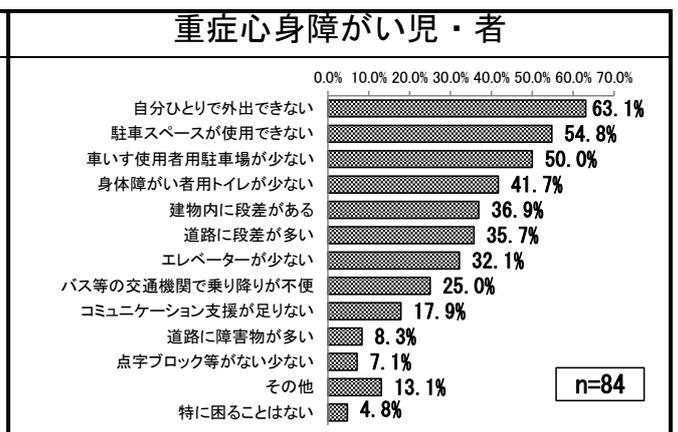
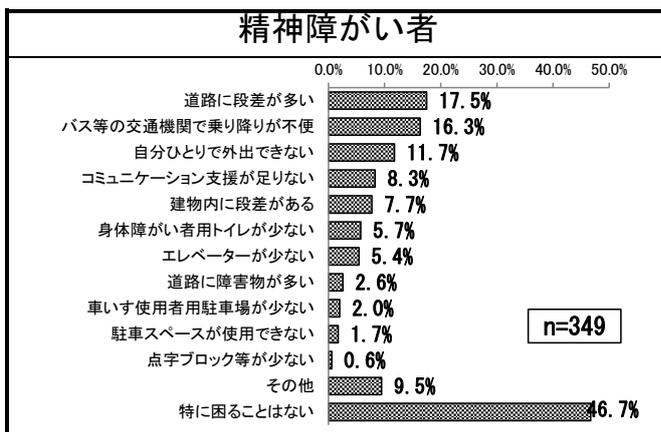
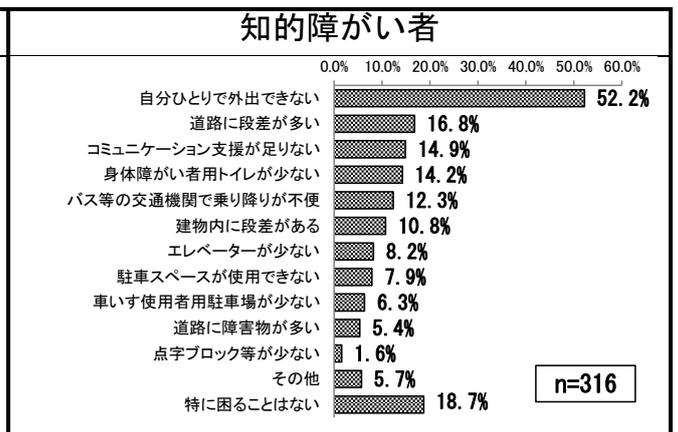
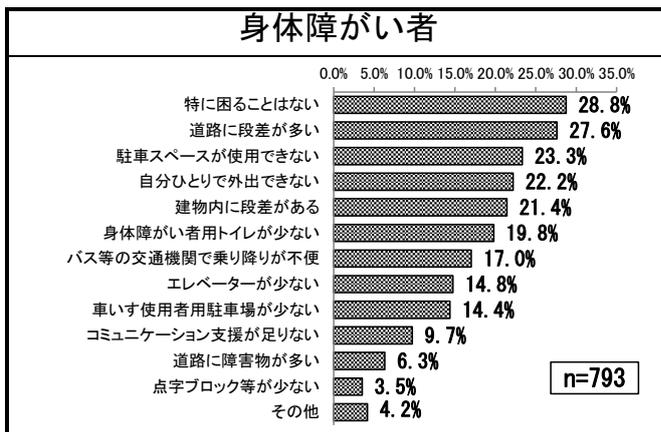
《 回答概要 》 ※ () は前回調査 (H25) の数値



○ 全体では、「自分ひとりで外出できない」、「道路に段差が多い」と回答した割合が高い

○ 前回と比べて、「道路に段差が多い」は6.7%増、「建物内に段差がある」は5.6%増

○ 重症心身障がい児・者では、「（一般車両が車いす使用者用駐車スペースに駐車して、）駐車スペースが使用できない」「車いす使用者用駐車場が少ない」「身体障がい者用トイレが少ない」の割合が高い

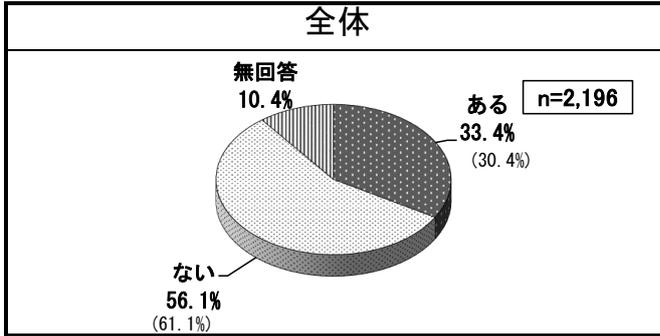


○ 障がいがあることにより不当な扱いや不快感を受けたことの有無

問 あなたはこれまでに障がいがあることで不当な扱いを受けたり、いやな思いをしたことがありますか。

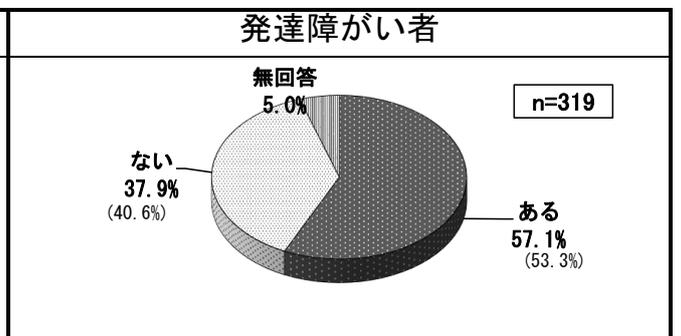
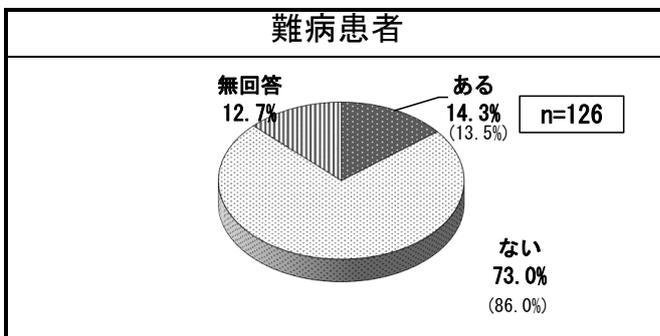
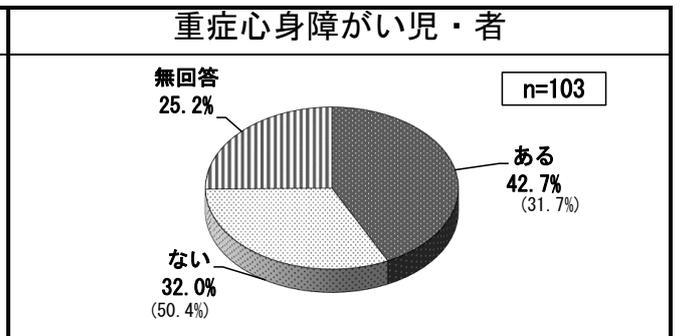
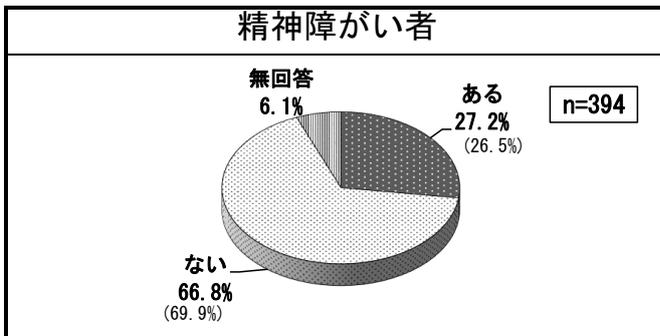
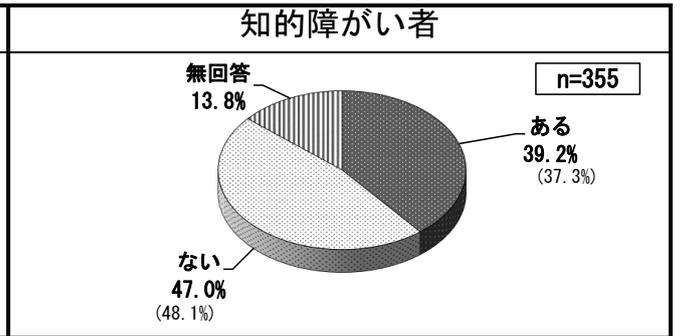
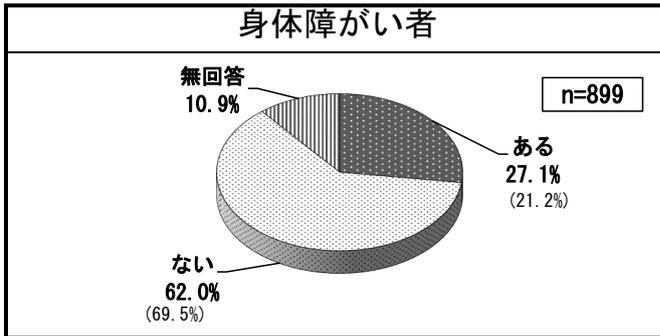
1. ある 2. ない

《 回答概要 》 ※ () は前回調査 (H25) の数値



○ 全体では、3割以上の方が「ある」と回答（前回と比べて3割増）

○ 重症心身障がい児・者及び発達障がい者では「ある」と回答した方の割合が高い

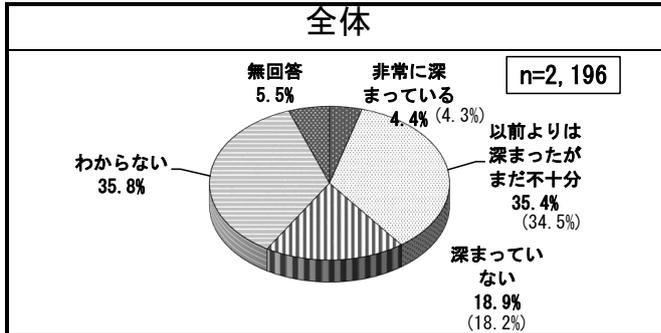


○ 県民の障がい者への理解と認識

問 あなたは県民の障がい者への理解と認識は、どの程度深まっていると思いますか。（1つを選択）。

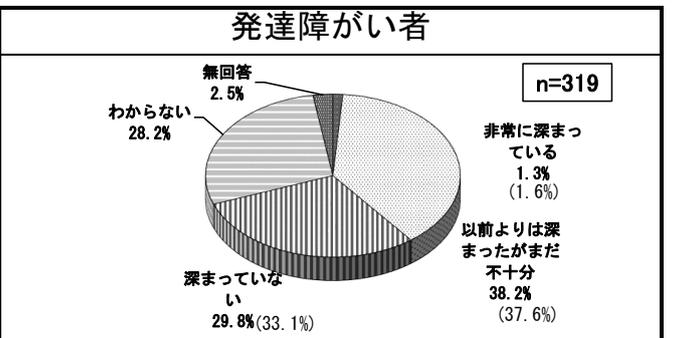
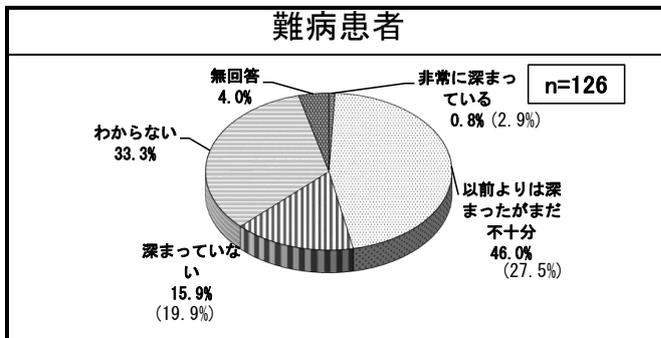
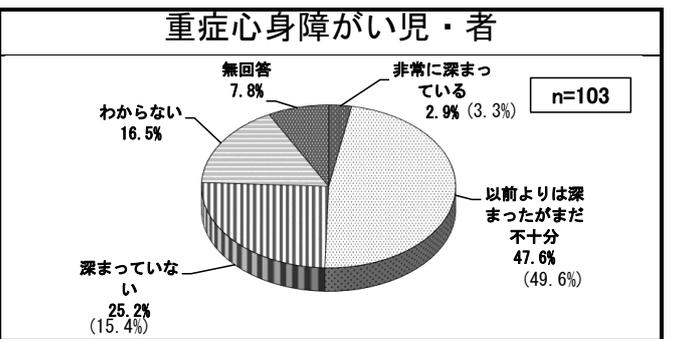
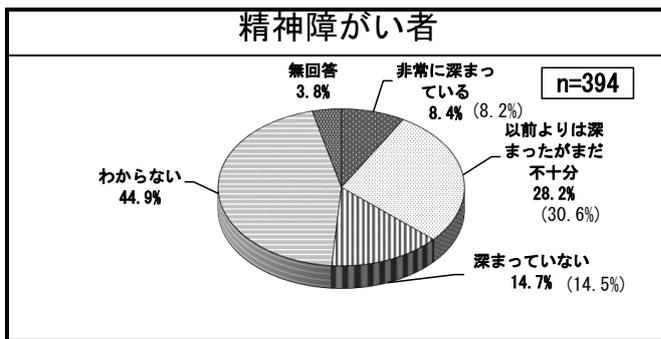
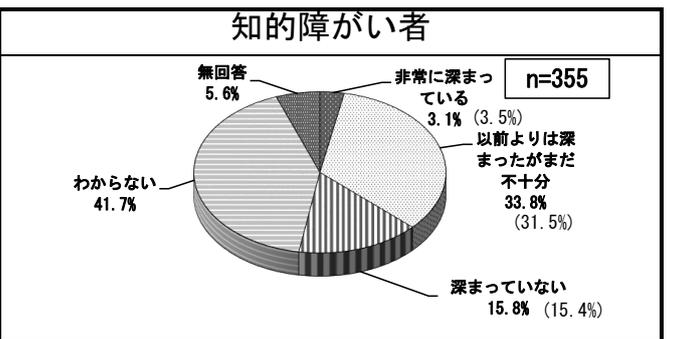
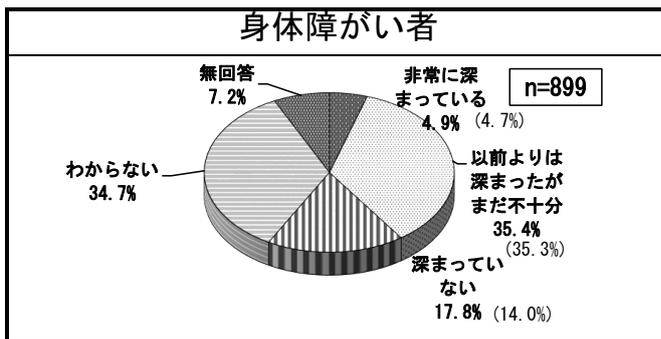
- | | |
|--------------|--------------------|
| 1. 非常に深まっている | 2. 以前よりは深まったがまだ不十分 |
| 3. 深まっていない | 4. わからない |

《 回答概要 》 ※ () は前回調査 (H25) の数値



○ 半数以上の方が「以前よりは深まったがまだ不十分」及び「深まっていない」と回答

○ 重症心身障がい児・者及び難病患者では、「以前よりは深まったがまだ不十分」の割合が高い

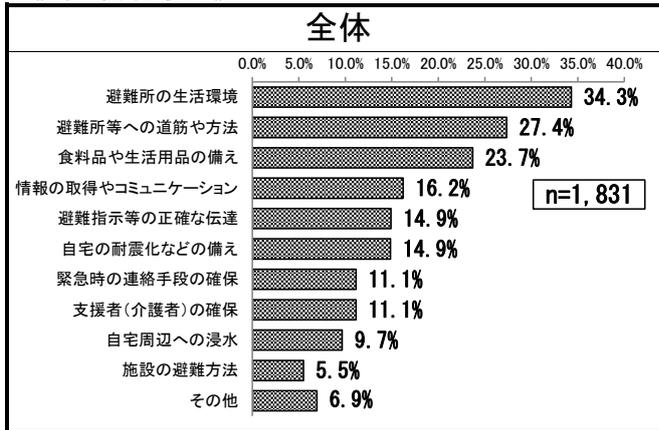


○ 防災対策への不安

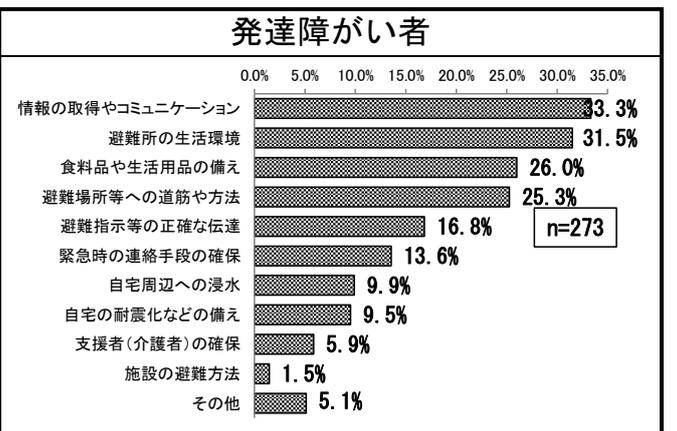
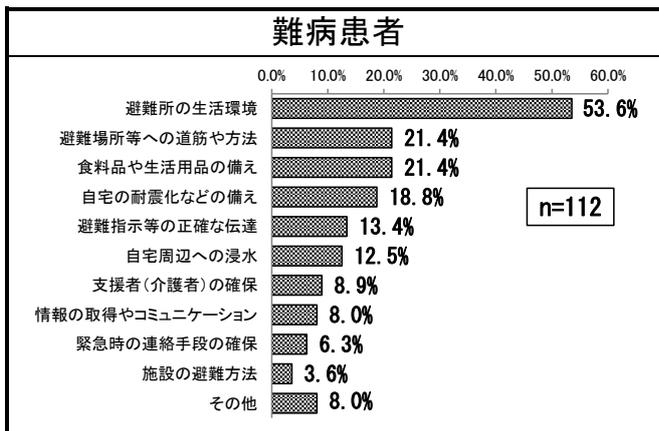
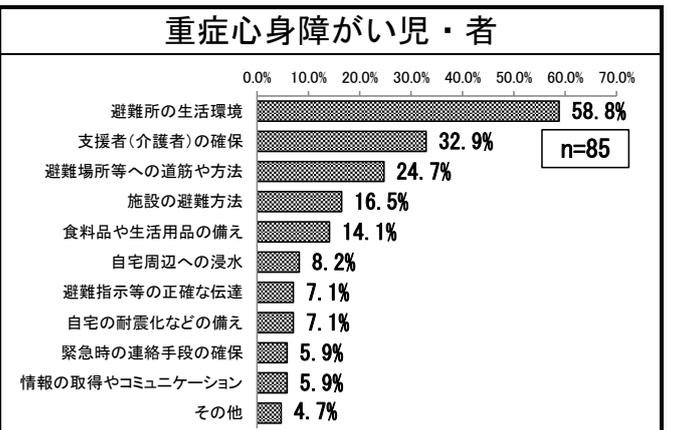
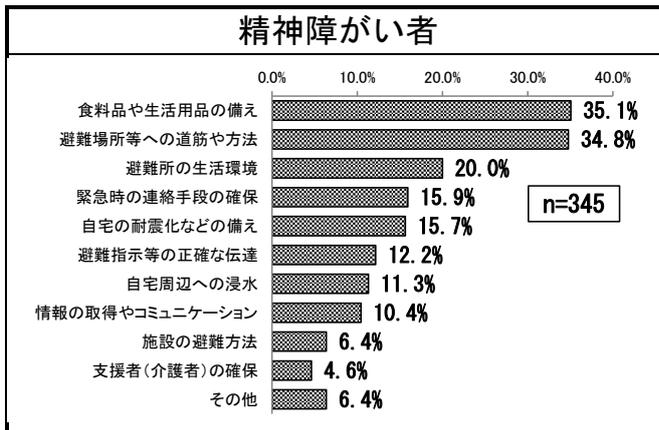
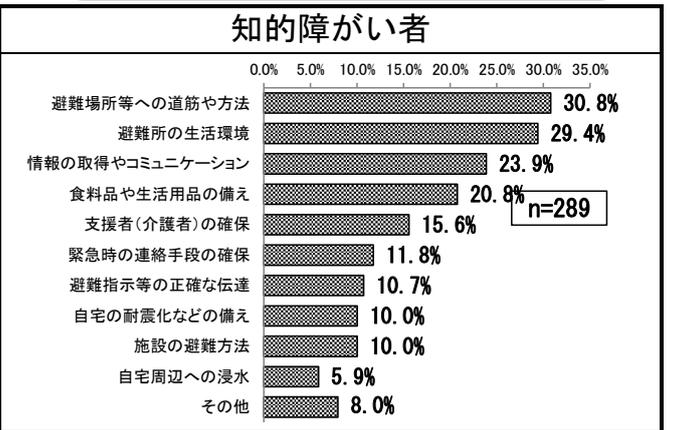
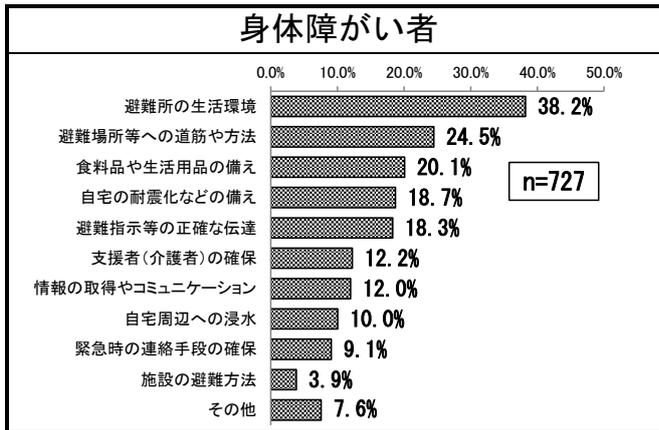
問 あなたが、防災対策に関して不安を感じる点は何ですか。主なものを選んでください（複数回答）。

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| 1. 避難場所・避難所に行くまでの道筋や方法 | 2. 冷暖房やトイレなど避難所の生活環境 |
| 3. 避難勧告や避難指示の正確な伝達 | 4. 食料や生活用品の備え |
| 5. 自宅の耐震化などの備え | 6. 自宅周辺への浸水 |
| 7. 緊急時の連絡手段の確保 | 8. 災害発生時の支援者（介護者）の確保 |
| 9. 入所（利用）している施設の避難方法 | 11. その他（ ） |
| 10. 避難時や避難場所・避難所での情報の取得やコミュニケーション | |

《 回答概要 》



- 全体として、「避難所の生活環境」、「避難場所等への道筋や方法」の割合が高い
- 知的障がい者、発達障がい者では、「情報の取得やコミュニケーション」の割合が高い
- 重症心身障がい児・者では、「支援者（介護者）の確保」の割合が高い



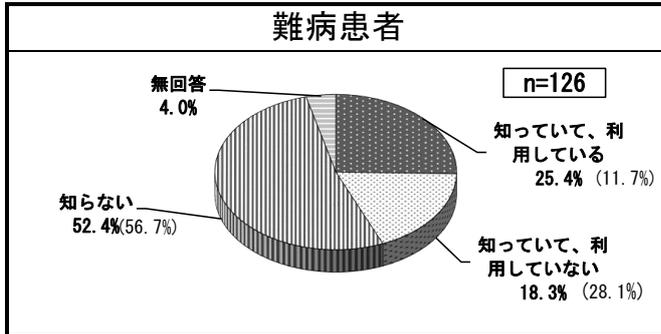
○ 難病患者の障がい福祉サービス利用

問 あなたは、難病の方が障がい福祉サービスを利用できることを知っていますか。

また、障がい福祉サービスを利用していますか。（1つを選択）

1. 知っていて、利用している 2. 知っていて、利用していない 3. 知らない

《 回答概要 》 ※ () は前回調査 (H25) の数値



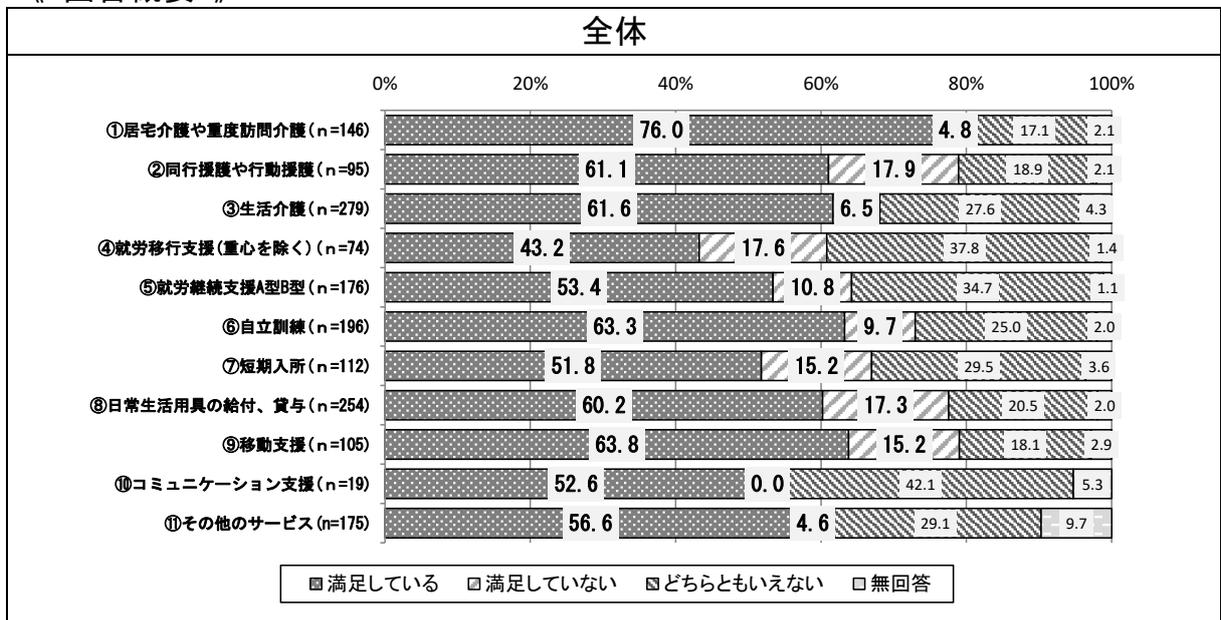
- 前回調査と比べて「知っていて、利用している」は、13.7%増
- 一方で、前回と同様に半数以上の方が「知らない」と回答

○ 福祉サービスの満足度

問 現在、どのような障がい福祉サービスを利用していますか。サービスの種類ごとに

利用の有無や満足度について、あてはまる番号を選択してください。

《 回答概要 》



- 居宅系サービスの満足度は高いが、他の福祉サービスと比べて、就労移行支援の満足度は低い

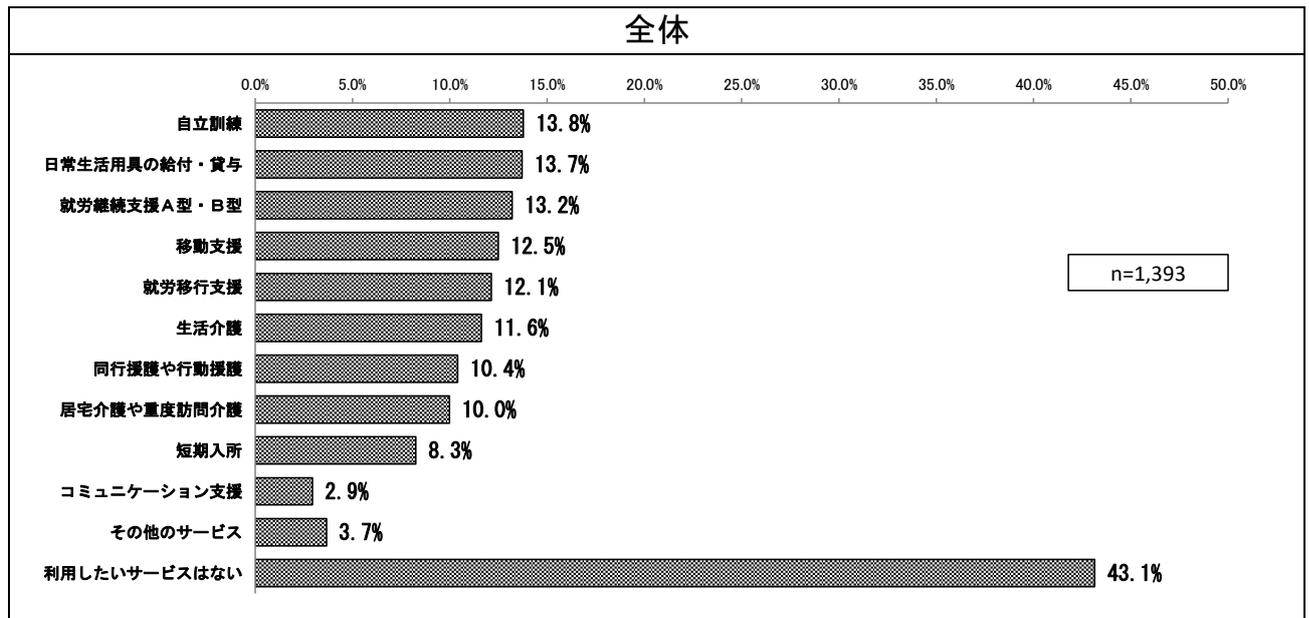
○ 利用したいサービス

問 今後、どのような障がい福祉サービスを利用したいですか。

(あてはまるもの全てを選択)

※発達障がい者を除く

《 回答概要 》



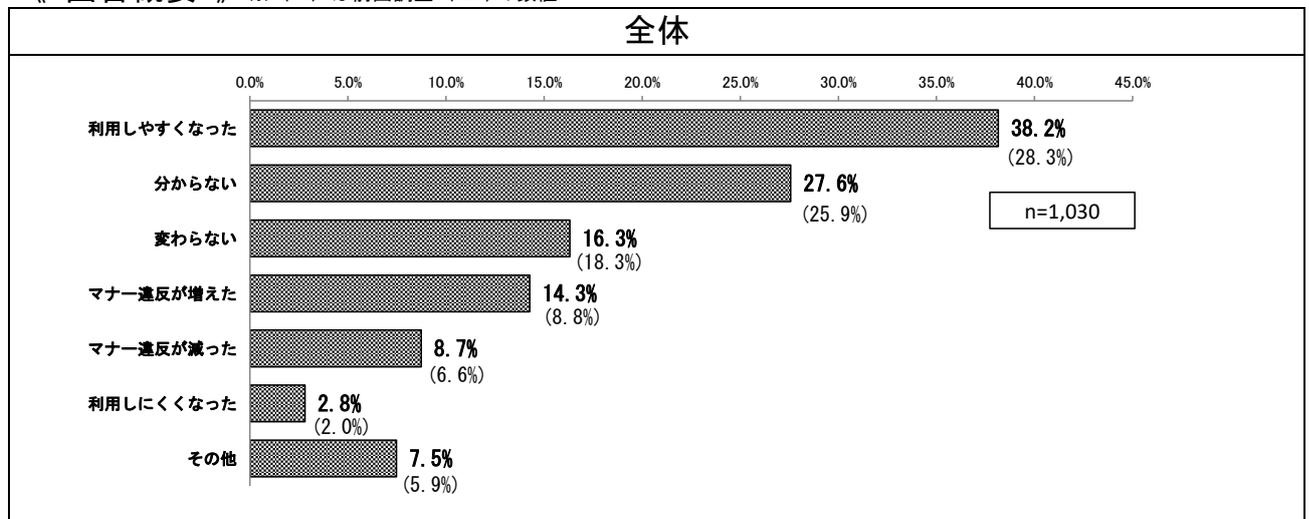
○ 「自立訓練」、「就労継続支援A型・B型」、「就労移行支援」など、就労系サービスの利用を希望する割合が高い

○ おもいやり駐車場制度の効果

問 おもいやり駐車場制度導入後、身体障がい者用駐車場の利用はしやすくなりましたか。

(あてはまるものすべてを選択)

《 回答概要 》 ※ () は前回調査 (H25) の数値



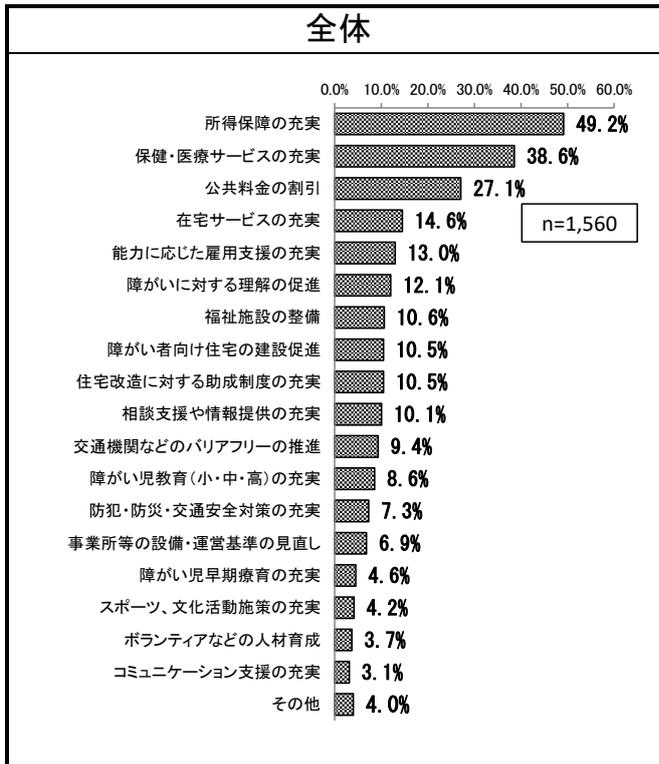
○ 前回の調査と比べて「利用しやすくなった」は9.9ポイント増

○ 一方で、「マナー違反が増えた」は、5.5ポイント増

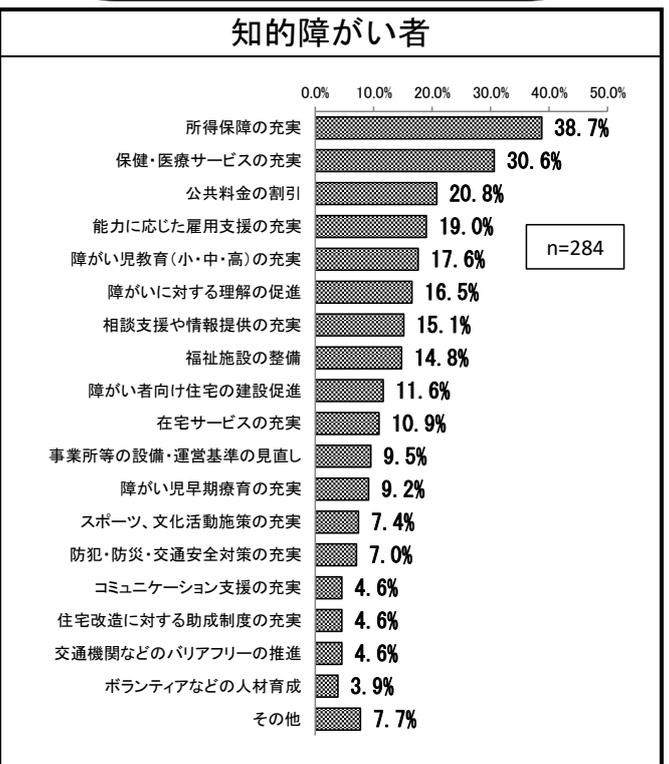
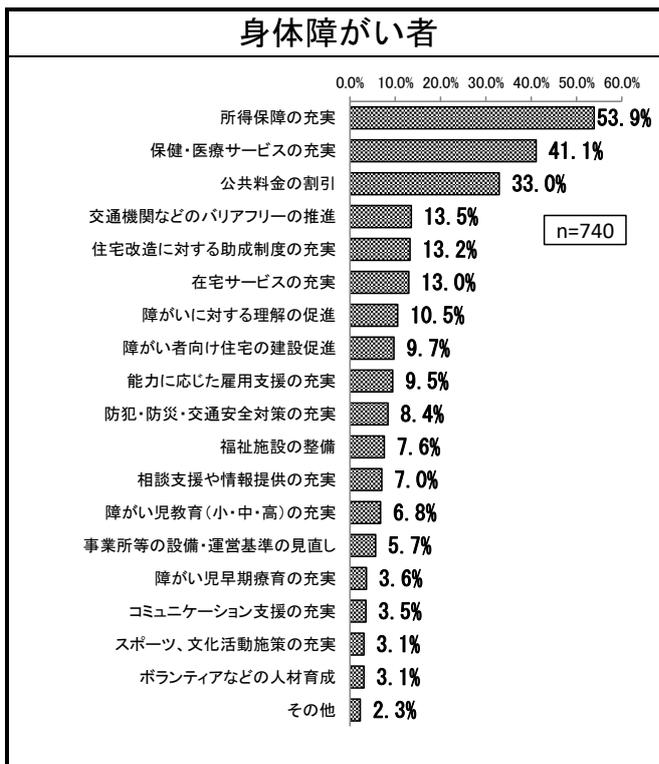
○ 行政に要望する取組

問 あなたは今後、国や県、市町村の行政にどのような取組（施策やサービス）を要望しますか。
（主なものを最大3つ選択）

《 回答概要 》



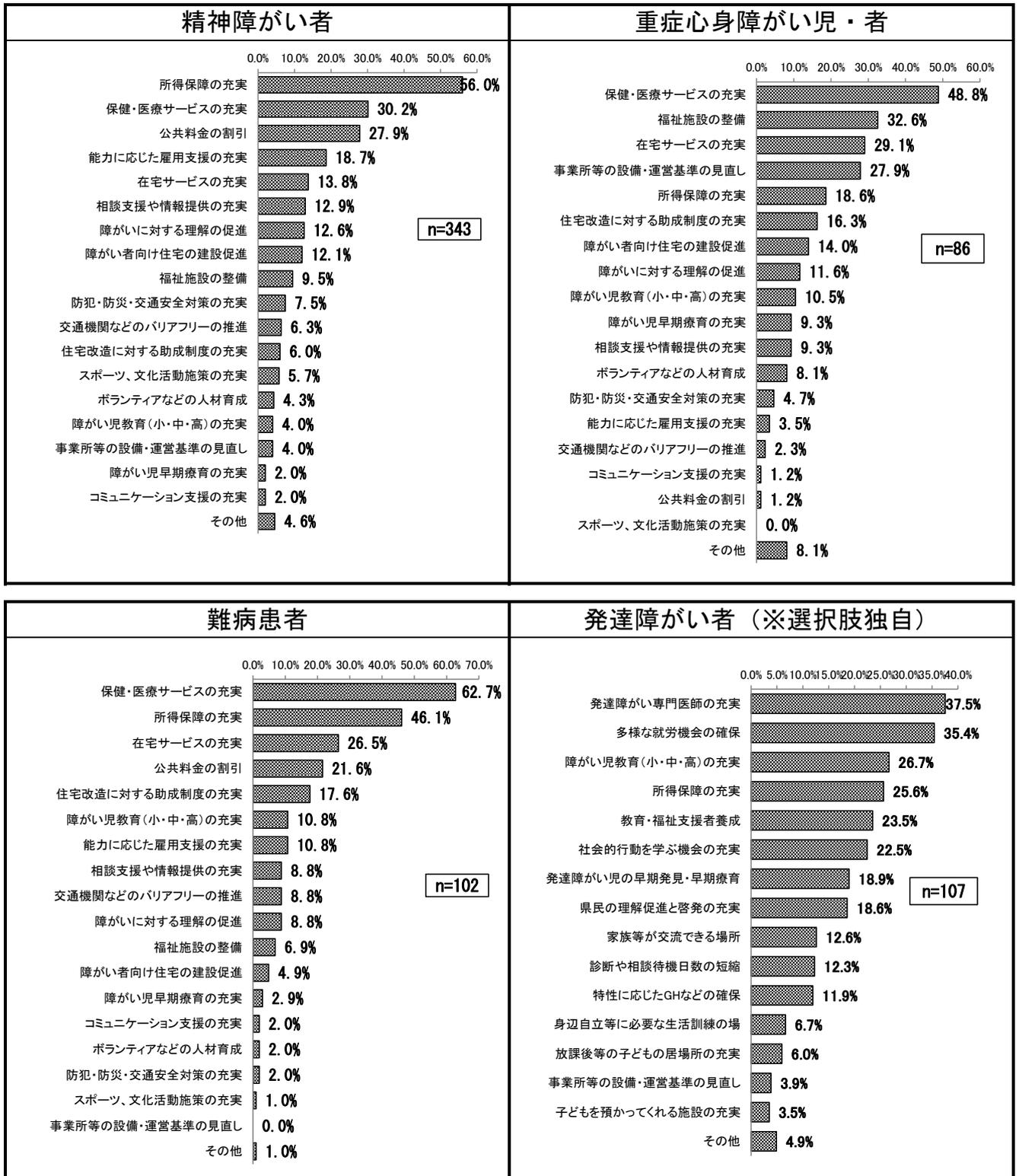
- 全体では、「所得保障の充実」「保健・医療サービスの充実」の割合が高い
- 知的障がい者、精神障がい者では、身体障がい者と比べて、「能力に応じた雇用支援の充実」の割合が高い
- 重症心身障がい児・者では、「保健・医療サービスの充実」、「福祉施設の整備」の割合が高い
- 発達障がい者では、「発達障害専門医師の充実」、「多様な就労機会の確保」、「障がい児教育（小・中・高）の充実」の割合が高い



○ 行政に要望する取組

問 あなたは今後、国や県、市町村の行政にどのような取組（施策やサービス）を要望しますか。
（主なものを最大3つ選択）

《 回答概要 》



計画の策定経過

年 月	内 容
平成30年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮崎県議会厚生常任委員会に報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎県障害者計画の改定について ○ 障がい者関係団体への意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画改定に係るアンケートの質問項目について
平成30年 7月 ～ 8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者アンケート実施
平成30年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内関係各課検討会開催
平成30年10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度第1回宮崎県障害者施策推進協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎県障がい者計画の推進状況について ・ 障がい者アンケートの結果概要について ・ 宮崎県障がい者計画の改定について
平成30年11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮崎県議会厚生常任委員会に報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎県障害者計画（素案）について ・ 障がい者アンケートの結果概要について
平成30年12月 ～ 平成31年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮崎県障害者施策推進協議会委員への意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案について ○ 計画素案に関する意見公募（パブリックコメント）
平成31年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮崎県社会福祉審議会に報告
平成31年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮崎県議会厚生常任委員会に報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎県障がい者計画（案）について ○ 宮崎県障がい者計画策定

(参考資料3)

宮崎県障害者施策推進協議会条例

昭和49年4月1日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により県に置かれる合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(宮崎県障害者施策推進協議会)

第2条 前条の合議制の機関は、宮崎県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者並びに障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事20人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補助する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則【略】

宮崎県障害者施策推進協議会委員名簿

平成31年1月1日現在

(20名:敬称略)

分野	所属団体・役職	氏名	備考
行政機関	宮崎県市長会副会長(串間市長)	島田俊光	
	宮崎県町村会理事(門川町長)	安田修	
学識経験者	九州保健福祉大学名誉教授	福本安甫	
	公益社団法人宮崎県医師会副会長	山村善教	
	一般社団法人宮崎県精神科病院協会会長	田中洋	
	一般社団法人宮崎県建築士会福祉まちづくり部会部会長	岩浦厚信	
	宮崎市総合発達支援センター診療所長	重黒木真由美	
	特別支援学校長会会長(みやざき中央支援学校長)	坂本奈美	
障がい者並びに障がいの自立及び社会参加に関する事業の従事者	一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会理事	三宅美佐子	
	公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会理事長	小島義久	
	社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会理事長	松浦邦晴	
	一般社団法人宮崎県手をつなぐ育成会監事	佐藤君代	
	特定非営利活動法人宮崎県精神福祉連合会理事長	立本久子	
	宮崎県重症心身障害児(者)を守る会副会長	井島尚子	
	宮崎県自閉症協会事務局長	蓑毛美奈子	
	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会副会長	安井伸二	
	社会福祉法人まほろば福祉会理事長	山下ヤス子	
	宮崎障害者職業センター所長	清水由美	
	社会福祉法人巴会 相談支援専門員	時任有規子	
宮崎県精神保健福祉士会会長	押川奉史		

(参考資料5)

用語の解説

【あ行】

インクルーシブ教育システム

障害者権利条約第24条において、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」とされています。

エリアサポート体制

県を7つのエリアに分け、それぞれのエリアの実情に応じて、特別支援学校や小・中学校の拠点校等を中心として、医療・保健・福祉等関係機関が連携しながら、エリア内の幼稚園・保育所、小・中・高等学校等を支援する地域支援体制。

おもいやり駐車場制度（障がい者等用駐車場利用証制度）

商業施設、病院などの施設に設置された身体障がい者用駐車場等を適正に利用するため、障がいのある人や高齢者、妊産婦などで歩行が困難と認められる人に対して、県内共通の利用証を交付し、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度。

【か行】

義肢装具士

義肢・装具の装着部位の採型並びに製作及び身体への適合を行う国家資格を持った専門職。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院。

※ 地域生活定着支援事業の対象は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院。

強度行動障がい

噛みつきや頭突き等の他害や自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇が困難な状態。家庭にあって通常の育て方をし、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態。

グループホーム

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護及び相談や日常生活上の援助を行います。

※ ケアホームは平成26年4月にグループホームに統合。

計画相談支援

障害福祉サービス等を利用するために必要となるサービス等利用計画の作成や一定期間ごとのモニタリングを行う相談支援。

言語聴覚士

ST (Speech Therapist)。音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある人についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う国家資格を持った専門職。

高次脳機能障がい

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）に障がいが起こり、日常生活や社会生活に支障が生じている状態。

高齢者等感应信号機

押ボタンを押したり携帯用発信機を操作したりすることにより歩行者用青信号の時間が延長される信号機。

【さ行】

サービス管理責任者

指定障害福祉サービス（通所・施設）の提供に係るサービス管理を行う人。

作業療法士

OT（Occupational Therapist）。身体又は精神に障がいのある人に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせるなどの作業療法を行う国家資格を持った専門職。

視覚障がい者用付加装置

歩行者に歩行者用青信号を特定の擬音（ピヨピヨ、カッコーなど）で知らせる装置。

児童発達支援

小学校就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

児童発達支援管理責任者

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う人。

児童発達支援センター

障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障がい者のために手話通訳を行う人。

障害児入所施設

障がいのある児童を入所させて保護するとともに、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能を与える施設。

障がい児者協力歯科医師

宮崎県歯科保健推進計画に記載する、宮崎歯科福祉センターが実施した障がい児者の歯科治療に関する研修を修了した歯科医師。

障がい者

障害者基本法では、「障害者」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義しており、同法に基づくこの計画でも、同様の定義としますが、本県では「障害」の表記を「障がい」としていることから、本計画においても「障害者」を「障がい者」または「障がいのある人」と表記しています。

障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障害者に関する虐待の禁止、障害者虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を定めることによって、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

障がい者雇用コーディネーター

障がい者雇用の促進を図るため、企業等を訪問して障がい者雇用についての理解を求め、求人開拓を行うとともに、就職後の職場定着を図るため、職場を訪問して定着支援などを行う人。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。平成28年4月1日施行。

障害者支援施設

障がい者に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う施設。

障がい者等用駐車場利用証制度（おもいやり駐車場制度）

※ おもいやり駐車場制度を参照

障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めたもので、平成18年12月13日に国連総会において採択され、平成20年5月3日に発効。我が国は平成19年9月28日に条約に署名し、平成26年1月20日に批准。

障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設等で就労する障がい者の自立を促進するため、国や地方公共団体等が障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めた法律。

自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立支援医療

障がい者の心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、精神障がい者通院医療、身体障がい者の更生医療、障がい児の育成医療のこと。

身体障がい者補助犬

盲導犬、聴導犬、介助犬の総称。平成14年10月1日に身体障害者補助犬法が施行され、公共施設、公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、「同伴を拒んではならない」と義務づけられています。

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

精神保健福祉士

精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害の医療を受け又は社会復帰促進施設を利用している精神障害者の相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする人。

成年後見

知的障がい、精神障がい、認知症等によって判断能力が十分でない人を法的に支援する制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。法定後見制度は、後見、保佐、補助の3種類があり、家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人を選任し、任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに将来に備えて、本人が任意後見人を選任します。

相談支援ファイル

保護者や本人が、障がいの様子、成長・発達の様子などや、必要な支援の方策や手立て等について記録し、教育、医療、保健、福祉等関係者間で引き継いでいくファイル。

相談支援事業者

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援等を行う人。

【た行】

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

地域相談支援

障害者支援施設・精神科病院に入所・入院している人が退院・退所するまでの同行支援、事業所の体験利用・体験宿泊、住居の確保等を行う「地域移行支援」と、在宅・単身等で生活する当事者への連絡体制の確保や緊急時の対応を行う「地域定着支援」を行う相談支援。

地域生活定着支援センター

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者を支援するため、保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者を対象に、退所後の受入先施設等の斡旋又は福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）の申請支援を行うとともに、矯正施設退所後は、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

通級指導教室（通級による指導）

通級による指導を行う教室。通級による指導とは、小・中学校等の通常の学級に在籍している障がいの軽い児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導（障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目指す自立活動の指導や各教科の内容を補完するための指導）を特別な場で行う教育形態。言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象としています。

点訳奉仕員

所定の講習を受けて点訳の技術を習得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成する人。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

日常生活用具

重度障がい者等が在宅で日常生活を送るために必要なコミュニケーション支援機器や歩行支援等の用具。

【は行】

発達障がい

発達障害者支援法では、「発達障害」を、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」としています。

なお、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」は、「自閉症スペクトラム障害」という新たな呼び名が使用され始めています。

発達障害者支援センター

発達障がい児（者）及びその家族等に対して、相談、療育、就労支援などを行うとともに、関係機関や関係施設の啓発、研修及び情報提供などの活動を行う総合拠点。

ピアサポート

当事者による支援。P55では、同じような障がいや課題を有する人が支援者として地域生活への移行や定着を目指した同行支援。

ピクトグラム

文字に代わって事物や概念を伝えるために作られる図形。

ペアレントメンター

発達障がい者の子育て経験のある親であって、その経験を生かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、放課後や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所等を利用する障がい児や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応や保育所等の安定した利用を促進するために、保育所等を訪問して専門的な支援を行います。

【ま行】

メール110番（Web110番）

聴覚又は音声・言語機能障がい者が、携帯電話の電子メールやパソコンのインターネット機能を利用して緊急通報が行えるように、専用のパソコンを警察本部通信指令課に設置し、事件・事故の早期対応を図るもの。

【や行】

ユニバーサルデザイン

施設や製品等について、誰にとっても利用しやすいデザインにするという考え方。

要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者などの聴覚障がい者のために要約筆記を行う人。

【ら行】

理学療法士

P T (Physical Therapist)。身体に障がいのある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える等の理学療法を行う国家資格を持った専門職。

療育

「肢体不自由児の父」といわれる高木憲次の造語であり、医療、訓練、教育、福祉などの現代の科学を総動員して障がいを克服し、その児童が持つ発達能力をできるだけ有効に育て上げ、自立に向かって育成すること。「療」は医療・治療を、「育」は保育あるいは養育を意味すると解されます。

累犯障がい者

何度も罪を犯す障がい者。

【アルファベット】

FAX110番

聴覚又は音声・言語機能障がい者が、ファックスによって110番通報が行えるように、ファックス受信機を警察本部通信指令課に設置して運用し、事件・事故の早期対応を図るもの。

PICS (歩行者等支援情報通信システム)

携帯情報端末等を通じて安全な歩行に必要な情報を提供するシステム。

SPコード

紙に書かれた情報をデジタル化して、切手大のバーコードに似た正方形のもの。日本語で約800字分の情報を格納でき、専用の読み取り機を使えば、音声・点字・テキストを音声により出力できる。

Web (ウェブ) 110番 (メール110番)

※ メール110番を参照

Net 119 緊急通報システム

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者等が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムであり、スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

宮崎県福祉保健部障がい福祉課

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7068 FAX：0985-26-7340

Email：shogai-fukushi@pref.miyazaki.lg.jp



すすめよう!

人にやさしい福祉のまちづくり!!